

## 説明

一、吳庄附近に於て大泉河を渡河しつつある敵は大隊の大泉河渡河に乗ずる爲一意星子及其の西方橋梁に向ひ急進して來るであらう。何となれば大隊は僅かに其の先頭に在る中隊を以て渡河し得ただけで、其の主力殊に後衛尖兵中隊に至つては尙大泉河右岸に在る現況から、敵にして急追を繼續して星子附近に進出したならば、直接大隊の渡河を妨害するばかりでなく後衛尖兵中隊の退路を確實に遮断し得るからである。

二、中隊の任務は此の敵を遠く北方に於て阻止すれば足るのであるが、鏡村以北に進出するときは彼我距離の関係上遭遇戦が惹起することとなり、鏡村附近に停止せば單に敵に先立ち展開を終ると云ふ利益はあるが、優勢なる敵に對し防勢に依つて其の急追を阻止する爲の地形もなければ工事の爲の準備時間もなく結局に於てアツサリ一蹴せられるだけのこととなる。故に防勢を取るとしたならば星子及其の東方臺地に陣地を選定せねばならぬ。此の陣地は確實に占領し得ると共に地形上急迫し來る敵を阻止することも出来、且中隊自隊の兩後の後退も容易であるが、一方大隊主力の後半部は鏡村附近に進出した敵に依つて其の後退を妨害せられるのみならず、後衛尖兵中隊の橋梁通過は恐らく不可能に陥りはせぬか。事ここに至つたならば中隊は全く其の任務を放棄したものと云はれても辯解の餘地がないのである。即ち防勢に依つて任務を解決せんとすることは本狀況に於て不適當であると斷ぜざるを得ぬ。

三、優勢なる敵に對し此の際斷乎たる攻勢を企圖するは一見無暴のやうであるが、既述の如く防勢に依つて任務を果し得ないとしたならば、攻勢を採ること洵に止むを得ぬのである。然らば此の攻勢は如何なる攻勢であるべきか。敵の前進を阻止するのであるからとて緩慢のものならば忽ち敵に足許を見透され潰滅の悲況に陥らぬとも限らない。故に進んで敵に一大痛撃を加へる決意の下に斷乎として猛烈果敢なる攻撃に出で敵をしてタジ／＼とさせることが絶対に必要である。此の意氣此の氣勢があつてこそ始めて優勢なる敵の急追を押さへ危急存亡の現下の狀況を切抜けることが出来るのである。

である。而して此の際求めんとする時間は此の攻撃に依つて得るもので十分である。此の際巧妙なる戦闘指導は却つて我が攻撃力を鈍らすものであつて敵に乗ぜられ、時間の餘裕を得ることは至難となるのである。

四、以上の見地から本攻撃は中隊の先頭からドシ／＼敵に向つて攻撃に出で、中隊の主力は逐次此の戦闘に加入する所謂遭遇戦に於ける逐次加入の要領に據ることが必要である。従つて攻撃の重點は自然と本道に沿ふて指導せられ、其の東方の臺地は速かに一部を以て取らしめる程度に止めればよいのである。但し中隊機關銃は此の際主力と共に行動せしめることなく速かに星子東方臺地に陣地占領し、射撃に依つて敵を勉めて遠距離に阻止し、中隊の攻撃戦闘に協力せしめることが必要である。かくするときは將來中隊の後退の際收容部隊としても好都合である。

## 五、原則的説明並に注意事項

## 1、持久戦に就て(作戰要務令第二部第二三三乃至第二三九)

本狀況に於ける中隊の戦闘は持久戦に屬するものである。即ち大隊主力の後退を容易ならしめる爲敵の攻撃に對し時間の餘裕を得ることが目的なのである。此の種戦闘は其の性質上單なる輕戦を以て可とすることもあるが、本狀況の如く敵が、後退中なる大隊の側面に近く現出するやうな場合には攻撃戦闘を爲さねばならぬこともあるのである。

持久戦は以上の關係から一般に防勢に依つて目的を達成し得るものであるが、防勢に依つて其の目的を達し得ない場合には止むを得ず攻撃に依らざるを得ないこととなるのである。然し此の攻撃は決戦即ち敵と勝敗を決せんとすることが目的ではなく、依然として時間の餘裕を得んとすることが主目的であることを忘れてはならぬ。

持久戦に於ける攻撃戦闘指導の要領は比較的緩慢なものから猛烈果敢なもの迄あつて一に當時の狀況に依り決せられるものである。狀況單に敵を牽制する程度の場合に於ては多くの砲兵を用ひ歩兵は開路地に於ても大間隔を取り如何にも大兵が攻撃して來るやうに見せかけるのを以て足れりとすることもあるが、時としては本狀況のやうに猛烈果敢なる攻

撃を爲さねばならぬこともあるのである。但し何れの場合に在つても軍隊其のものの動作は一般の攻撃の場合と變りないのである。

## 2、敵情判断に就て

敵情の判断に於て要を得てゐないものが少くない。本状況に於て敵は大隊の不利なる態勢に乗ずる爲一意星子西方橋梁に向つて殺到し來るものと思はねばならぬ。さうすれば中隊の北進に對し鏡村以北に於て當然遭遇戦が惹起することも考へられるのである。然るに鏡村及其の東北方臺地に進出し此處で優に防禦陣地を占領し得るものと考へてゐるものが多數あるのは餘りにも敵情を樂觀視してゐると云はねばならぬ。敵が全くの無爲無能でない限り此のやうな行動は絶無と見るべきである。敵は常に至當な行動を取り我に最も苦痛を與へるものであると考へ、之に對應する最善の方法手段を考へることが肝要なのである。従つて要圖に描くべき敵情は問題に掲載されてあるものを其の儘現したのでは全然意味を爲さないであつて、自己の採つた考案の基礎となるべき敵情判断を現示することが是非必要なのである。

## 3、意見具申に就て

既に「状況に關する觀察」に於て一言した如く、中隊の北方に對する攻撃を機會として大隊が直ちに鋒を北方に轉じ大泉河左岸に突進し來つた敵に對し一撃を加へるのは確かに一案たる價值があるやうである。但し此の際は後衛尖兵中隊をして星子西方橋梁を友軍の通過と同時に爆破し全く敵の前進を遮斷することが基礎條件でなければならぬ。大隊長が此の企圖を持つかどうかは知る由もないが、中隊長としてそこに氣が付いたならば隊長補佐の誠意を以て意見を具申するのは寧ろ適當である。但し此等のことは平素の教育訓練に關すること大であるから本状況に於ては之を取らぬことにする。

## 4、注意事項

### イ、星子橋梁の爆破に就て

中隊自ら行はんとするものが相當あるが適當でない。當然大隊長なり後衛尖兵中隊長なりの考ふべき事柄である。中隊は與へられた新任務に向つて最善を盡くし餘裕があつたならば前記の如く所要に應じ意見具申すればよいのである。

### ロ、攻勢防禦に就て

諸君中星子及其の東方高地を占領し攻勢防禦を採つたものがある。本状況に於ける戦闘の性質上最初から此處で此の決心を採つたのは適當でない。實際戦闘實行中敵兵近接し決戦をせねばならなくなつたならば、此の時に於て始めて決心すべきものである。單に敵を防止する防禦と決戦を企圖する防禦とは判然區別して考へねばならぬのである。

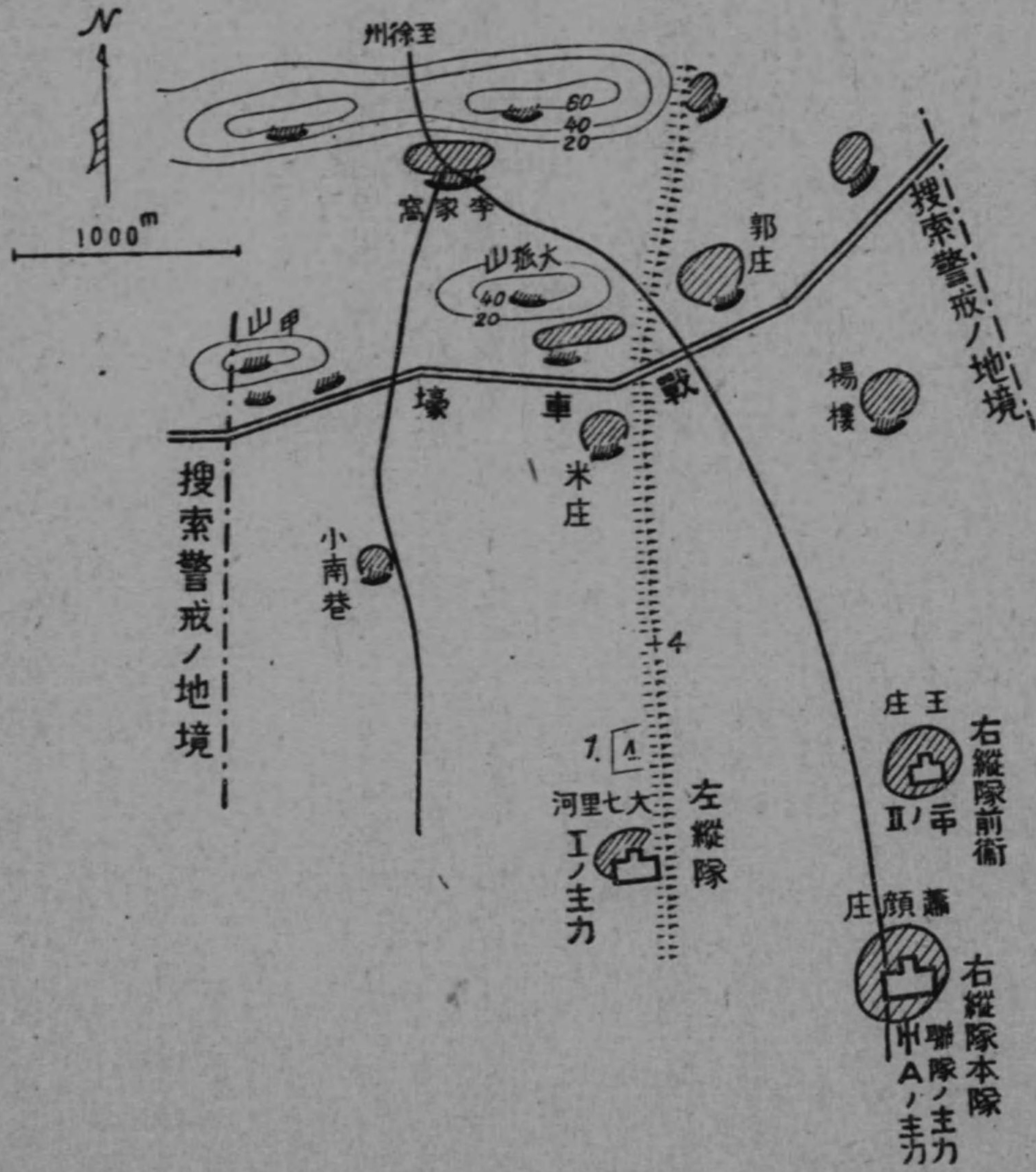
# 第十九 將校斥候ノ敵陣地搜索計畫

## 狀況

- 一、大孤山附近ノ敵陣地ヲ明後三日攻撃スベキ企圖ヲ有スル某部隊(歩兵一聯隊、野砲兵一大隊基幹)ハ十月一日南方ヨリ十六時要圖ノ位置ニ達シ開進ノ配置ニ就ク
- 二、左縱隊ニ屬スル2ノ某中尉ハ此ノ時大隊長ヨリ攻撃ノ目的ヲ以テ堤防以西ノ敵陣地搜索ノ任務ヲ受ク
- 三、此ノ頃迄ニ某中尉ノ知り得タル敵情要圖ノ如シ(空中寫眞)

## 問題

某中尉ノ搜索計畫ノ概要  
(計畫ノ外報告ノ骨子ヲ研究記述スベシ)



## 講評竝に原案

### 一、状況に關する觀察

- 1、敵の陣地を觀察するのに大體大孤山、甲山の線と李家窩東西の線との二線があり、比の兩線は又夫々平地と高地との二陣地に分れてゐる。原則から見て何れが主陣地帯であり何れが警戒陣地であるか、それとも別箇の考への下に一方が主陣地帯であり一方が後方陣地であるかは遽かに判斷し得ないが、戰車壕の位置から觀察すれば大孤山、甲山の線なるものが其の前方平地にある陣地を含めて主陣地帯ではなからうかと略々見當がつくやうである。然し之は單なる判斷に過ぎない。
- 2、右の判斷から觀察を進めると李家窩東西の線の陣地は後方高地上の陣地を含めて後方陣地と云ふべきものとなる。斯くの如く圖上に於て先づ判斷し、次に之を實際の搜索に照したならば、ここに全般の陣地に關し其の價値を一層的確に判斷することが出來、攻撃の方針及部署をして能く之に適合せしめ得ることとなるのである。
- 3、然らば搜索者は如何なる心構へを以て搜索に臨むべきであらうか。他なし自ら攻撃指揮官たる聯、大隊長になつた積りで必要なる搜索を爲さねばならぬことである。是に於てか搜索者は如何なる方針の下に如何なる點に重點を置き如何に行動し如何に報告すべきかが自然と解決せられることとなるのである。

### 二、考案の種類

諸君の考案は多種多様であるが、概ね左記の方針、重點、行動、報告を基礎とし研究を進めることとしやう。

#### 第一 搜索の根本方針

- 第一案 敵陣地内に潛入して搜索する方針の下に小人員を以て本夜中かかつて目的を達せんとするもの
- 第二案 同一方針なるも人員を多くし或は本夜半迄に歸還せんとするもの
- 第三案 潛入せんとする方針明確を缺き、人員の決定、所要時間も亦共に不明なるもの

#### 第二 搜索上の重點

- 第一案 大孤山に重點を置き其の他所要の諸陣地、配兵等に互り搜索せんとするもの
- 第二案 大孤山に重點を置くも同時に申山方向よりの側防に對し其の設備を搜索し且其の他所要の陣地、配兵等に互り搜索せんとするもの
- 第三案 搜索に重點なく全陣地及配兵を搜索せんとするもの

#### 第三 行動

- 第一案 敵陣地全般に互り搜索の爲行動するもの
- 第二案 大孤山陣地附近迄前進し此處を據點として附近の陣地其の他を搜索するもの
- 第三案 戰車壕附近迄前進し此處を據點として附近の陣地其の他を搜索するもの

#### 第四 報告

- 第一案 陣地(側防機能を含む)、障碍(戰車壕を含む)、配兵(第一線と豫備隊、兵種)、瓦斯地帯、一般地形等に就き報告するもの
- 第二案 前第一案記述の要件に關し著眼なきもの

第三案 第一案の結果を総合し更に攻撃方法(重點指向の方向を含む)に關し意見を具申せんとするもの  
以下此等各案の利害得失等に關し研究しやう。

### 三、各考案に對する研究

#### 第一 搜索の根本方針に就て

##### 第一案

敵陣地内に潛入して自ら實際に搜索せんとする方針の下に斥候の人員を最小限とし本夜一晩中かかつて目的を達せんとする案である。既に敵陣地に關し大體の狀況を知り得たのであるから後は實際に見ることが必要である。然し敵の陣地内に入ることは極めて困難事であるから、眞に單獨行動に依るのが最もよいのであるが、之では萬一の場合全く大切な報告が出来なくなる虞がある。のみならず自己の助手として少數の者を伴ふことは必要である。即ち眞の片腕となる者を伴ひ潛入することが自然の要求となるのである。而して之に要する時間は多きを可とするは云ふ迄もないことであるから、本夜一晩中かかつて目的を達成するやうにするのが當然であらねばならぬ。以上の見地から本案は概して同意を表するものである。

##### 第二案

同一の方針ではあるが、斥候の人員を多くしたり或は本夜半迄に目的を達し歸還せんとする案であるが、斥候が其の人員を多くするは特に某程度の威力を必要としたり或は屢々報告に人員を途中から歸還せしめたりするとき用ふる方法で、原則として斥候の人員は必要の最小限を充てるものである。敵陣地内に潛入することは實際に於て頗る難事であるから、それに多くの人員を以て行くことは勢ひ發見せられ目的を達し得なくなる。故に此の方針を實行する爲人員を多くすることは適當と認められない。

本夜半迄に目的を達し歸還せんとするは出來得れば望む所であるが、敵陣地内に潛入行動することは最大の慎重を要することである。勢ひ多くの時間を要するは自然である。此の際之を強ひて夜半迄に切上げんと決めるのは恐らく六つかしからう。夜半迄と豫定し實施に於てズル／＼と後半夜一杯かかるのは豫定を尊重しない主義のもので、其の根本觀念に於て同意し得ない所である。

以上の見地から本案は適當とは云へない。

##### 第三案

潛入せんとする方針明確ならず、人員及所要時間亦明確を缺く案であるが、潛入せずして搜索目的を達しやうと云ふのは不可能である。密偵あたりを使用して搜索目的を達し得ないことはないが、之では大隊長から特に命ぜられた任務に反することとなる。潛入と云ふことなく漠然と搜索に出掛けやうと思ふものは、必ず敵の發見する所となり目的を達し得なくなるは必然のことである。本狀況の搜索は斥候の任務として最も危険な最も困難なるものであることを明確に認識し、先づ第一に揮を十分引締め眞剣になつて考案を練り然る後實行に取かかることが肝要である。此の意味からして潛入なる特殊任務は是非深く考へ此の根本方針に基いて斥候の人員、時間を決めることが必要である。従つて此等人員、時間に關し明確なる決定を爲さないものは適當でない。

#### 第二 搜索上の重點に就て

##### 第一案

大孤山に重點を置き其の他所の諸陣地、配兵等に互り搜索せんとする案である。敵陣地は飛行機寫眞に依り某程度に知り得たのであるが、示されたる全陣地を一つ一つ詳細に搜索することは一晩の時間を以てしては到底成し得ない所である。之が爲最も重要な陣地を大孤山と判断し之を重點として搜索すると共に其の他の陣地は大孤山に次ぐもの若干

と全地域に互る一般配兵の概要とを搜索せんとするは是亦自然の結果と看做すことが出来る。此の意味からして本案の主義には概して同意を表するものである。然し大孤山だけが重點として適當であるかどうか、ここは尙研究の餘地があるやうである。

### 第二案

本案は第一案に比し大孤山の外更に甲山方向よりの側防に對し其の設備をも特に注意して搜索せんとするものである。大孤山を重點とすることは我が攻撃正面全般から見れば自然であらう。何となれば所命の搜索範圍に於ては甲山は隣接部隊との搜索警戒の地境に近く此處に重點を置くことは常識上あり得べからざることであるからである。然らば甲山は之を輕視してよいか、否、大孤山攻撃の部隊は此の方面から最も痛い側防火を受けることを圖上に於て判断し得られるのである。果して然らば實際はどうなつてゐるだらうか。此の點は苟も戦術眼のあるものはどうしても考へねばならぬことである。是特に本案を第一案から引離して一案とし研究の資に供した所以であつて、此の側防火の重要性から見れば本案の著眼に同意を表するものである。

### 第三案

敵陣地搜索に方り別に重點を置くことなく全般的に見んとするは既述の如く到底一晩中に爲し得べからざる所である。假に出來得たとするならばそれは單に陣地全般を極めてあつさりとするもので、それでは戦術上適切な資料を得ることは六つかしいのである。實際、搜索に先だち十分地圖を読み某程度の觀察なり判断を爲した後要點に力を用ひ之を實地に檢分することが常に必要である。故に本案は一考の要あるものと思ふ。

### 第三 行動に就て

#### 第一案

敵陣地全般に互り搜索の爲行動する案である。搜索に方り重點を置くことなく漫然と全陣地に互り行動することの適當でないことは前に述べた通である。然しながら要點に對し十分力を入れ搜索すると共に全般的に所要の方面を搜索するは主旨に於て搜索の目的に合するもので適當と認むべきものである。ただ其の所要の方面が果して適切に選定せられてあるか否かが問題であらう。

#### 第二案

大孤山陣地附近迄前進し此處を據點として附近の陣地其の他を搜索する案であるが、本案も亦附近の陣地其の他が問題であつて、徒らに全陣地に互つて搜索せんとするは時間が之を許さなければかりでなく其の必要もないのである。

敵陣地内の某地點に占位し此處を據點として附近を搜索することは搜索の爲の一方法であつて、本狀況の如く必ずしも廣範圍を次ぎ／＼と行動して廻はるの要なく寧ろ某地點、某地域を注意し搜索するを要する際には此の要領に依り搜索するを可とするのである。故に本案も主旨に於て同意を表するものである。

#### 第三案

本案は戦車壕附近迄前進し此處を據點として附近の陣地其の他を搜索するもので、深く敵陣地内に潛入して搜索するに比し縦深方向に對する搜索が不十分であるばかりでなく、據點として占位する地點は敵の警戒線附近なる故敵の爲最も發見せられ易い害あることを知らねばならぬ。之に反し前第二案の如く敵陣地内部は多くの場合警戒線附近より敵の注意を受けぬものである。

縦深方向に對する搜索の不足は結局示されたる任務に對し不十分と云ふの外なく、従つて本案は適當でないと思へる。

### 第四 報告事項に就て

#### 第一案

搜 索

陣地(側防機能を含む)、障碍(戦車壕を含む)、兵力配置(第一線と豫備隊、兵種)、瓦斯地帯、一般地形等に就き報告する案で、此の際當然著意せねばならぬ要件である。

### 第二案

本案は第一案記述の各要件に關し著意なきもの總てを含むもので、陣地、障碍、瓦斯地帯に關しては殆ど全員に近く著意してゐるが、第一線と豫備隊との配置(兵力を含む)、砲兵陣地、機甲部隊、重要なる側防機能等直接陣地攻撃に關係ある要件に就て著意なきものが相當ある。何れも適當ではない。

### 第三案

本案は第一案記述の各要件に著意搜索するの外之を綜合し更に之が攻撃方法(重點指向の方向を含む)に關し自己の意見を具申せんとするものである。

大隊長より攻撃の目的を以て堤防以西の敵情搜索の任務を受けた某中尉としては、大隊が此の地域の敵を攻撃する状況を豫想し之に適する方策を具申するは、苟も大隊の將校として大隊長に代つて搜索する責任に鑑み、當然爲さねばならぬ責務である。是將校斥候として特に大隊長より信頼を受け派遣せられる所以でなければならぬ。諸君中此の點に關し氣附かないものが相當あつたのは初級幹部として無理からぬことであらうが將來特に心掛けることを要望して置く。

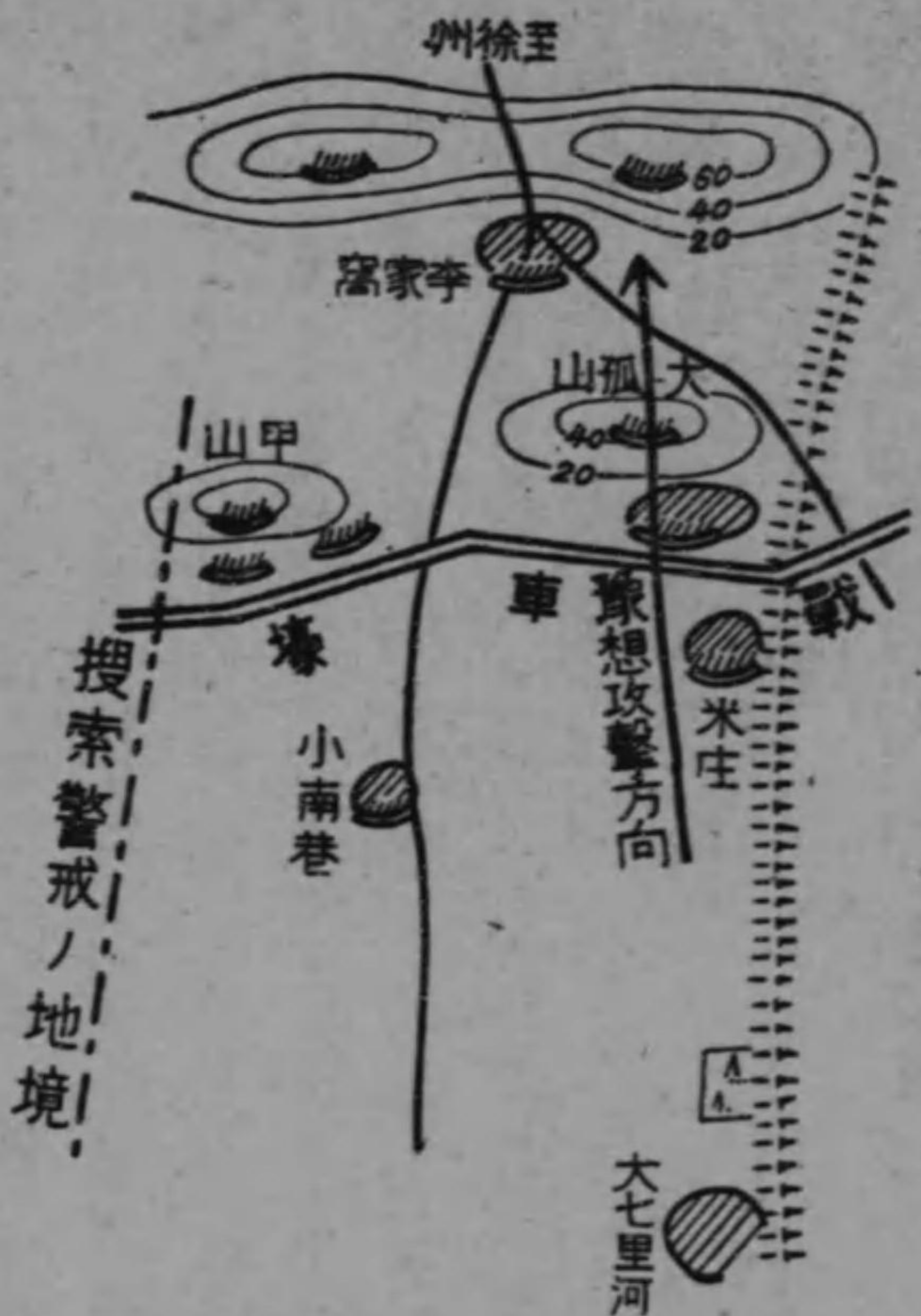
以上搜索に關し方針、搜索上の重點等に關し所見を述べたのであるが、要は圖上の研究よりも死地に跳込んで的確に搜索を成し遂げることが最も重要なことであつて、實に旺盛なる責任觀念に歸著するものと云へやう。然し折角の努力も著眼不十分なる爲大した効果を齎さないと云ふことになれば、之は實に平素に於ける研究の足らざるを示すものであつて幹部として誠に申譯ないことになるのである。

### 四、原案

別紙要圖の通である。

#### 説明

一、敵の陣地は戦車壕の位置を基礎として觀察するときは大孤山及其の南方部落の線が主陣地帯であつて、李家窩及其の北方高地の線は後方陣地若くは第二陣地なる如く判斷せられるのである。之に對し大隊が堤防以西の地區を攻撃すると



したならば其の攻撃重點は先づ米庄より大孤山を経て其の北方地區に指向せられるものと判斷することが出来る。何となれば小南巷より甲山に向ふものは隣接部隊との地境に接し過ぎ、小南巷より道路に沿ふものは全く敵陣地の凹角に向ふもので共に適當と認め得ないからである。故に敵情の搜索は此の攻撃方向を前提として所要の程度に止むるを可とするのである。此の際敵陣地全般に互に詳細なる搜索を試みるとすることは時間に於て之を許さないばかりでなく其の實施極めて困難である。

二、本搜索は敵陣地内部を相當縦深に互つて行はねばならぬものであつて、其の行動は全く敵に秘匿して行ふ潛入でなければならぬ。従つて其の人員は所要の最小限なることが必要であり、之に要する時間は本夜一晩中をかけることが自然である。

三、搜索の重點は前述の主旨に従ひ米庄より大孤山に沿ふ地區に於て主陣地帯たる大孤山附近とし、且此の攻撃に對し最も關係深き甲山方向よりの側防火力を突きとめ、尙此の攻撃方向に沿ふ後方陣地たる李家窩及其の北方高地に及ぶこと

が必要である。

四、捜索すべき要件は歩、砲兵の陣地(側防機能を含む)、障碍(戦車壕を含む)、兵力配置第一線と豫備隊、兵種、瓦斯地帯、一般地形等であつて、之に依つて敵の防禦戰闘の要領をも某程度迄判断することが出来、従つて此の地區の攻撃に方り大隊として如何なる攻撃方法を採るべきかを當然考へられることとなるのである。

五、斥候の採るべき行動は先づ圖上研究、次で大七里河北方森林に於ける視察を十分にし、薄暮を待つて敵の注意を牽かさる如く前進、逐次要點に對し搜索し、或は一時某地點に潛伏し此處を據點として附近所要地點の搜索を爲す等時宜に適する搜索を爲し日の出迄に歸還するやうにせねばならぬ。

六、報告は歸還後直ちに筆記し特に搜索すべき要件に就き周到なる報告を呈することが必要である。而して之と共に自己の觀察を基礎とする攻撃方法(重點方向を含む)に關し意見を具申することを忘れてはならぬ。尤も折角奮勵努力し搜索したが所望の目的を達することが出来ず、従つて意見具申を爲すだけの資料を得なかつたならば之を爲し得ないこと勿論である。

## 五、注意事項

### 1、斥候の兵力及所要時間に就て

某中尉が大隊長から任務を受けたならば之に必要な兵力、時間は自ら決定せねばならぬ。諸君中兵力を決定しないものが相當多くあつたのは考へ違ひである。兵力は必ずしも斥候を命ずる際示されるとは限るものではない。所要時間も同様である。苟も將校である以上戰術的能力は少尉でも立派に大隊長の氣持になつて諸種の狀況に於て判断し得られなければならぬのである。諸君中自ら斥候となつて搜索に出ることなく單に下士官斥候其他を派遣せるものがあるが、之は全く誤りである。

搜索時間を前半夜に止め或は二晩に互つて行はんとするは適當でないこと既述の通である。

### 2、斥候の行動に就て

潛入斥候であり何處迄も敵に秘して行動せねばならぬのであるから、其の前進路は勉めて敵陣地から離れてゐる箇所を選ばねばならぬ。諸君中堤防に沿ふて前進し米庄、其の北方部落に突當るもの相當あるが、之では忽ち敵の發見する所となり到底目的を達することは出来ないのである。

敵陣地内を次から次へと廻はり或は某地點を據點として搜索することは全く當時の狀況に依るも本狀況の搜索は此の兩者を適當に交へるがよいのである。搜索途中屢々報告に傳令を還すは本狀況に於ては適當でない。又斥候の兵力を増し敵陣地殊に前進陣地などを攻撃し搜索せんとするものがあるが、潛入搜索に依らねばならぬ本狀況に於ては全く不適當な行動と云はねばならぬ。特に注意の要あるものと認める。

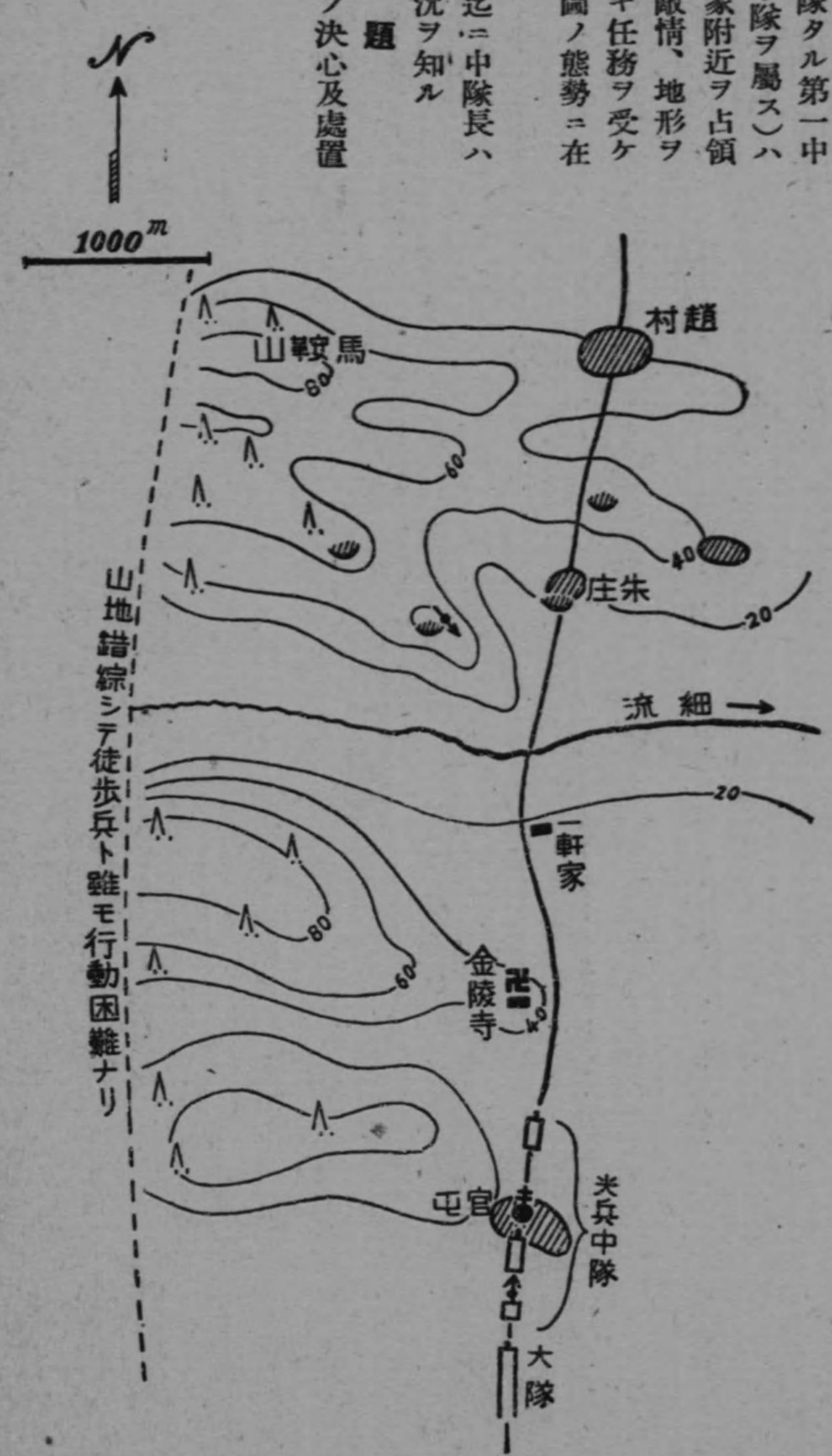


第二十 敵陣地前に到着する中隊の配備研究

狀況

- 一、大隊ハ馬鞍山附近ノ敵ニ對シ本夜官屯附近ニ露營シ攻撃ノ目的ヲ以テ敵情、地形ヲ搜索ス
- 二、尖兵中隊タル第一中隊(MG一小隊ヲ屬ス)ハ本夜一軒家附近ヲ占領シ前面ノ敵情、地形ヲ搜索スベキ任務ヲ受ケテ十六時要圖ノ態勢ニ在リ
- 三、此ノ時迄ニ中隊長ハ要圖ノ情況ヲ知ル

問題  
第一中隊長ノ決心及處置ノ概要



搜索

講評竝に原案

一、状況に關する觀察

- 1、大隊は今夜官屯に露營し、明日前面の敵を攻撃する企圖を持つてゐる。
- 2、中隊は任務上一軒家に前進すべきであるが、今から引続き前進を繼續したならば、當然敵陣地から射撃を受けることとなる。此の射撃を受けても敢て意に介せず前進を必要とするかどうか。
- 3、中隊は大隊の爲敵情、地形を偵察せねばならぬ。而して中隊長は現在迄に要圖の敵情を承知してゐるも、其の細部は不明であり、且陣地も此の外尙多く殊に後方に在るものと判斷することが出来る。
- 4、此等搜索の爲今直ちに處置すべきか、後になつてからでよいか、又之に用ふる兵力は斥候でよいか、部隊を以てすべきか、或は中隊全力を用ひねばならぬか。

二、考案の種類

諸君の採りたる考案を大別すると次の如くである。

第一案 引続き前進を繼續するもので、更に之を三案に分ける

其の一 主力又は全力を以て敵陣地の一部又は大部を攻撃するもの

其の二 一軒家附近に前進し、薄暮に於て其の一の如く敵陣地を攻撃するもの

其の三 單に一軒家附近迄前進し、爾後斥候を以て敵陣地を搜索するもの

第二案 金陵寺高地南側附近に遮蔽停止し、薄暮に於て前進を開始するもので、更に之を二案に分ける

其の一 主力又は全力を以て敵陣地の一部又は大部を攻撃するもの

其の二 單に一軒家附近に前進し、同時斥候を以て敵陣地を搜索するもの

第三案 中隊の主力を以て金陵寺高地又は其の西方高地を占領し一部を以て一軒家附近を占領せしめ、斥候を以て敵陣地を搜索するもの

本案には前哨中隊、小哨の區分を附せるものがある

三、各考案に對する研究

第一案 其の一

本案は任務を最も積極的に解決せんとする考案であるが、果して之が大隊長の企圖であるかどうか。大隊長が第一中隊を以て攻撃せしめる考へがあれば、當然之に關する命令を下すべきであらう。然るに此の事なく特に一軒家に至つて云々と示したる以上、最初から攻撃の考へを採るは寧ろ獨斷を通過して專恣と云ふべきであり、適當と認め難いのである。若し命令の儘一軒家に至り、敵から射撃を受けるから、我亦止むを得ず攻撃すると云ふならば、之は敵に致されたもので勿論不可である。

同案 其の二

一軒家に前進したのはただ命令其のものを實行した迄だ、と云ふならば敢て不可ではないが、本状況に於て敵の射撃を受けつつ是非とも一軒家迄前進するの必要ありや。大隊長の命令は「本夜一軒家附近ヲ占領シ」と示されてゐる所から見ても、

今から敵の弾丸を受けて迄も此處へ前進するの要はないのである。

一軒家に著後薄暮を待つて攻撃するのは、晝間敵に暴露して前進し既に我が企圖を知らしめたものであるから、此の攻撃は寧ろ本案其の一の如く最初から攻撃するのを以て優れりと云ふべきである。何となれば敵弾下に停止し徒らに時を待つは餘計な損害を招き我が志氣を害する外、益がないからである。

同案 其の三

前述の研究の如く晝間一軒家に前進したのは適當でない。敵情搜索の爲斥候に依る研究は後に述べることにする。

第二案 其の一

金陵寺高地に一時遮蔽停止せんとする本案は、以上述べた無駄な損害を受けない爲の處置として全然同意する所である。然し薄暮を待つて敵陣地を攻撃する必要は何處にあるか。若し其の必要ありとしたならば之を大隊長に意見具申し、其の許可を得て實施に移るべきである。然るに大隊長近くに在りながら此の處置に出ることなく勝手に攻撃するは適當と認められない。要するに現在迄知り得た敵情を基礎として行ふ攻撃案は其の意氣は壯であるが萬一失敗に歸した場合、大隊は之を見殺しにすることは出来ず、ツイ兵力を増加する等企圖外の戦鬪を惹起し、明日の計畫を水泡に歸せしめることとなるから十分氣を付けねばならぬ。

同案 其の二

本案は普通あり觸れた極めて平凡な案であるが、概して同意する所のものである。ただ薄暮迄金陵寺南方に無爲に停止してゐるのは晝間を無駄に送るものでよくない。折角目視し得る晝間に於て恰も展望に適する高地を近くに持つてゐるので、あるから之を活用し、速かに金陵寺西方高地に一小部隊を出し日のある限り敵情、地形を搜索せしめることが必要である。此の點に著眼した者の案外少いのは誠に遺憾である。

敵陣地及附近の地形を搜索する爲夜間斥候に依るべきは當然のことであり敢て説明の要ないものと信ずる。但し其の派遣時機は薄暮に於てするを可とする。

第三案

本案は一般の警戒配置としては敢て不可ではない。然し任務に於て中隊の位置を指定せられてゐる以上、之に従はず勝手に其の位置を変更し殊に主力を後方に退けて位置せしむるのは宜しくない。任務は出来るだけ忠實に服行することが必要である。

四、原案

別紙要圖の通である。

説明

1、敵情

敵の陣地は既に知り得たるもの外、尙多數のものが存在するであらう。此等の搜索は今後中隊の大いに努めねばならぬことである。

敵陣地に在る敵殊に朱庄西方の敵機關銃は中隊の晝間一軒家に向ふ前進を見通すことはあるまい。果して然らば中隊が引續き今から此處に前進することは必要なき限り避けねばならぬ。何となれば徒らに敵から損害を受け、時として敵が攻勢に轉じ、我亦止むを得ず企圖外の戦鬪を惹起するに至る虞があるからである。

2、任務

中隊の任務たる一軒家附近の占領は本夜實行せらるれば可なるもので、必ずしも晝間から此處に至るべきを要求されてゐない。故に晝間は地形を利用し敵に遮蔽して停止し薄暮を利用して同地に前進し占領するを以て適當とするのである。

敵情、地形搜索の爲今から若くは薄暮に於て敵陣地を攻撃するは一つの威力搜索である。此の方法は作戰要務令第二部第四三に於て述べてある通、敵情不明の場合止むを得ず行ふ方法で決して好んでとるべきものではない。本状況に於て此の必要があれば當然大隊長が命すべきである。蓋し中隊が勝手に行ひ萬一失敗したならば大隊は之を救援するか或は中隊の退却を收容せねばならぬこととなるからである。本状況に於ては斥候の派遣に依つて其の目的を達することが出来る。

### 3、地形

金陵寺高地の南方は中隊を遮蔽するに恰好の地形であるから之を利用するがよい。又同西方高地は晝間敵陣地を展望するに絶好の場所であるから是亦利用を忘れてはならない。即ち一將校を派遣し精良なる望遠鏡を以て敵陣地を視察せしめることが肝要である。又之と共に薄暮以後敵陣地搜索に出すべき斥候長等をして晝間此の高地上から敵陣地全般を視察せしめることも考ふべきことである。而して此の斥候は薄暮に於て中隊の前進に先だち敵陣地搜索に差遣するのが適當である。

## 五、注意事項

### 1、搜索の爲攻撃すること就て

多くの諸君が直ちに敵陣地目がけて攻撃してゐるが、其の因つて来る理由に苦しむのである。必要あれば火の中、水の中でも飛び込むべきであるが、不必要の戦闘、否大隊長の企圖しない戦闘を行ふことは大隊長として誠に迷惑至極であることを考へねばならぬ。かかる戦闘で若しも多くの部下を死傷せしめたとしたならば申譯ないことである。

### 2、状況をよく讀むこと

状況をよく讀み状況中の人となつてよく考へることが必要である。戦術といふものは要するに常識であつて其の時の状

況に適する如く處置されるればよいのである。速かに高い處へ斥候を出して敵陣地を見さすことや、晝間敵の射弾下へ平然と部隊を出すことの不適當なことは必ずしも深く戦術を研究しなくとも解ることであらう。どうか平易に常識的に考へるやうにして貰ひたい。

### 3、任務の履行に忠實なること

本状況に於て直ちに攻撃したり、夜になつても中隊を以て一軒家に前進しなかつたり、或は之に類する突飛な行動は決して任務に忠實とは言へない。任務を受けたならばよく發令者の意圖を察し、其の時の状況と現在の状況とが一變してゐない限り無暗に任務と掛け離れた行動に出づべきではない。獨斷と專斷とはよく區別して考へなければならぬ。

### 4、兵力の支分に就て

兵力を多く支分することは多くの場合適當でない。小なる部隊に於て殊にさうである。諸君の中で一小隊或はそれ以上の兵力を以て敵陣地の一部を攻撃せしめてゐるものがあるが、敵微弱なれば問題ではないが、少し有力であつたならば到底成功覚えないこととなる。此の時簡單に戦闘を離脱することも亦困難であるから此の際中隊長として如何にすべきか。要は、やるならば必勝の力を以て臨むことが必要であり所謂鶏を劈くに牛刀を以てすることの著意が肝要である。

小部隊に於て餘りに小刀細工をやることは考へねばならぬことである。本状況に於て中隊は形に於て前哨の如くではあるが、大隊長より前哨となり云々とは命ぜられてゐない。即ち中隊は大隊の露營を警戒するのでなく、前方の要地を占領して搜索を爲すことが任務なのである。故に諸君中前哨中隊、小哨の區分を爲したのもあるが、之は適當でない。

第二十一 中隊を以てする道路偵察の計畫

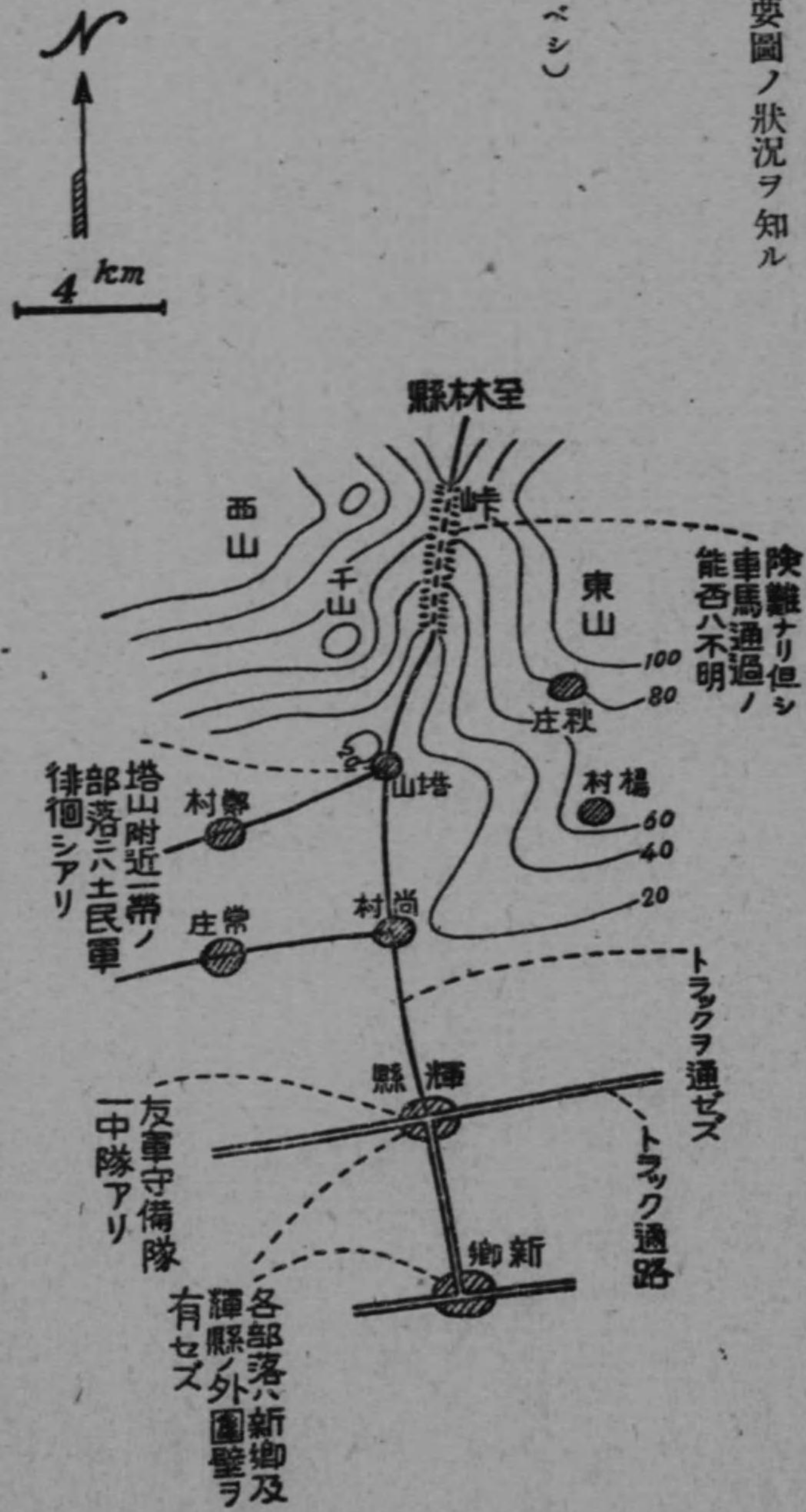
狀況

- 一、在新郷某中尉ハ同地ヨリ歩兵一中隊MG二小隊ヲ指揮シ輝縣ヨリ塔山北方峠ニ至ル道路偵察(諸兵通過ノ目的)ヲ命ゼラル
- 二、同中尉ハ三月一日夕「トラック」數臺ニ依リ輝縣著守備隊長ト連絡シ要圖ノ狀況ヲ知ル

問題

某中尉ノ偵察計畫

(方針及部署ノ概要ヲ記スベシ)



搜  
索

講評竝に原案

一、状況に關する觀察及著眼

本狀況に於て某中尉の受けた任務は道路の偵察である。此の偵察に於て最も注意して見ねばならぬ箇所は、深く考へる迄もなく塔山より峠に至る間である。それ迄の道路は往復何れかの場合に於て見ればそれで十分であらう。

峠附近に至る距離は約十六軒ある。往復一日行程に達してゐる。而も此の附近一帯の部落には、土民軍常時徘徊してゐるから、簡單に行く譯には行かない。特に歩兵約一中隊を其の指揮に入れられたるは、全く之が爲と思はれるのである。そこで偵察の爲出發に方り考へねばならぬことは何であるか。

- 1、敵中に飛び込むのであるから十分警戒を加へ、進路の障礙は之を避けるか或は排除して進まねばならぬが、然し出来ることなら自ら求めて敵と戦闘することなく、其の目的を達し得れば上の上である。果して之が可能であるかどうか。又飽く迄行動を秘匿する爲、全部夜間行動とし、或は單に僅少人員の斥候派遣を以て目的を達し得るであらうか。
- 2、塔山以北、峠に至る間の偵察に際し、土民軍の妨害を受けることなく目的を達し得るかどうか。達し得ないとしたならば如何なる方法を取ればよいか。
- 3、右の偵察は出發前豫め所要の研究を爲すの要はないかどうか。
- 4、偵察を終つたならば成るべく速かに歸還せねばならぬが、歸路は安全かどうか。安全でないとしたら如何に處置すべきであらうか。

きであらうか。

以上の諸件は任務達成の爲考慮せねばならぬ著眼事項である。之を彼此研究した上計畫を確定し、實施に移ることが必要である。

二、考案の種類

諸君の採つた考案は十人十色と云ふべきものか全く一人一人が異つてゐる。中には相當考へた良い案もあるが、中には實行性に乏しい案もないではない。以下此等の考案につき前述の著眼事項を基礎として分類し所見を述べやう。

第一 前進部署

- 第一案 主力は本道たる輝縣—尙村—塔山道を前進、前方及側方近距離に警戒の斥候又は部隊を配置するもの
- 第二案 主力は右と同様に前進、一部の斥候又は部隊を以て東方楊村、秋庄を、又西方常庄、鄭村を偵察せしめ或は掃蕩せしめるもの
- 第三案 主力は本道を避け其の東方又は西方を経て塔山北方に前進、尙一部の斥候又は部隊を以て右の諸部落を通過せしめるものもある

以上各案は悉く相當の警戒配置を取つて前進してゐるが、中には全く之を取らぬものもある。

第二 偵察時の部署

- 多くの諸君は塔山以北、峠に至る間の偵察に方り、掩護の部署を取つてゐる。此の方法に三案がある。
- 第一案 單に中隊の主力を塔山に待機せしめるだけのもの
  - 第二案 塔山及千山に部隊を配置せしめるもの
  - 第三案 第二案の外更に一部隊を峠に差遣し或は東方山麓に支分するもの

以上各案の外中隊主力が峠南方四道附近に前進し特別の掩護部隊を缺くものもある。又偵察に方り某中尉自ら行ふものと、部下將校、下士官を差遣するものがある。

### 第三 偵察事項の研究

出發前豫め研究を遂げんとするものと、然らざるものがある。

### 第四 歸還の爲の處置

歸還の際通路の安全を期する爲、一部隊を以て尙村を占領せしめたものがあるが、多くの諸君には此の考慮がない。

## 三、各考案に對する研究

### 第一 前進部署に就て

#### 第一案

本案は敵地に於ける前進部署として普通行はれるものであつて、特に言ふことはない。敵が居り抵抗したならば、之を撃破して前進する考へのものである。

#### 第二案

一部の斥候又は部隊を以て本道以外の部落を偵察せしめ或は掃蕩せしめて前進するものであるが、此のことは本來の任務遂行上果して必要であるか。偵察は之を爲し得るであらうが、掃蕩は僅少の兵力を以てしては困難と見ねばならぬ。若し戦闘を必要としたとき兵力不足であつたらうか。結局思はざる所に思はざる戦闘を爲さねばならぬこととなり、餘計な時間と犠牲とを徒費するばかりでなく、下手をやると肝腎な任務遂行を不可能に陥らしめることとなるのである。又單に偵察だけでも少數の斥候を四軒も遠くに差遣することは、中隊として適當とは云はれない。

#### 第三案

主力が本道を避け其の東方又は西方を前進する本案は夜間敵に秘して行動する場合には適當であるやうに思はれるが、道路のない未知の土地を數里に亙つて前進することは實際に於て至難であり、殊に一晚の中に往復しやうと云ふのは不可能と云ふべきである。夜間前進するとしても、道路を進み村落だけ迂回することとなるのが自然であらう。又晝間前進するとしたならば之は恐らく敵地を避ける意志の下に行ふものであらうが、尙村なり塔山なりに土民軍が居つたならば、我が行動は必ずや発見せられるであらう。此の場合には行きはよいとしても、歸還に際しては土民軍が準備してゐる所に衝突することとなりはせぬか。若し土民軍が村落を據點とし、其の一部を村落外に出して我が歸途を邀撃するとしたならば、我は容易に之を切り抜けることは難く、結局輝縣守備隊の増援を要することとなるのである。一部の斥候又は部隊を以て此の際部落を通過せしむるは前進の場合に於ては自然に其の必要が起ることもあるから一概に適、不適は云へない。

前進部署に於て敵の妨害を考慮せず、漫然前進することは思はざる不覺を取る虞があるから、無警戒の行動は不可である。

以上の研究に依り、中隊は第一案の如く、所要の警戒配備を取り前進するを可とするのである。

### 第二 偵察時の部署に就て

塔山附近より峠に至る間は谷地であるから、此處に部隊を前進せしめたとき、四周の何れの一方から土民軍の攻撃を受けても、忽ち偵察に支障を來すばかりでなく、敵の出やうに依つては全然行動の自由を失し、或は覆滅の悲運に陥る虞はないと云へない。然らば小斥候を差遣すればどうか。以上の心配は無用であると主張するものもあらうが、我が部隊を以て塔山に到着する以上、此の附近の土民軍は必ず之を認知するから、小斥候の差遣と雖も危険を招くものと思はねばならぬ。即ち何れの場合に於ても所要の掩護は必要となるのである。然らば如何なる掩護法が適當であるか。

第一案

單に中隊の主力が塔山に位置するだけであるから南方は安全であるが、其の他の方面より土民軍の攻撃を受けたとき偵察は至難となる。故に之を以て十分とは云へぬ。

第二案

塔山の外更に千山に部隊を配置するのは西方に對して某程度迄安全であるが、東方及北方に對しては危険あるものと云はねばならぬ。

第三案

右第二案の外更に一部隊を峠に差遣し或は東方山麓に支分するときは、偵察は之に依り始めて完全に成し遂ぐる自信を持つことが出来る。但し此の兵力を如何にして得るか、ここが問題である。

諸君の多くが塔山に兵力を配置し、此處を據點として偵察してゐることは當然であり、同意を表する所である。蓋し中隊が如何に完全なる偵察を爲しても、同地が敵手に委した場合には歸路を失ふばかりでなく、偵察中土民軍の妨害を受けた場合、近くに有力なる據點を持つのでなければ如何とも爲し難くなるからであらう。然しながら峠に至る間は可なり距離があるから、塔山と同一の主旨で千山に兵力を配置することも亦必要と認めねばならぬ。

更に第三案の如く直接掩護に兵力を要することは前述の如く偵察に萬全を期する爲必要であるが、其の兵力は他の兵力との調和を考へて決めねばならぬ。

峠南方本道附近の偵察を中隊長たる某中尉自ら行ふことは、他に更に重要な用務のない限り當然である。本狀況に於て塔山を占領し待機しあることが、偵察より以上重要であるとしたならば、須らく偵察は部下の將校或は下士官に命ずるも可なりであるが、現下必ずしも土民軍の猛攻を豫期し得ないのであるから、此の際塔山は部下將校をして占領待機

せしめ、自ら所要の人員を以て偵察に任ずるのが至當である。

第三 偵察事項の研究

敵地内に於ける偵察であり且諸兵通過の目的であるから、其の能否、工事を要すとせば其の場所、人員、器具、材料、時間、其他天候、氣象の交感、敵の妨害程度等に就き豫め研究して臨まねばならぬ。

第四 歸路の確保に就て

如何に完全に偵察は出来ても、報告が出来なかつたり、甚だ遅れたりするのはよくない。本狀況に於ては、偵察は敵地であるから、歸路が完全であることは極めて必要である。之が爲には最初から尙村を確實に我が勢力下に置くことが必要である。何となれば萬一土民軍が之を占有し我が歸還を妨害したならば、我が行動は著しく困難となり、或は在輝縣友軍の増援を求めねばならぬとも限らないからである。故に前進の際一部の兵力を此處に残置し、之を確實に領有して置くことが必要である。

四、原案

別紙要圖の通である。

説明

既に述べた所に依り明かであるから、詳しい説明は之を省略するも、以下少しく補足して置かう。

一、前進部署に於て中隊の前方には尖兵を出し、左右の斥候は約五百米側方に派遣する。早朝輝縣出發、尙村に拂曉到着し急襲的に同村を占領する如く計畫する。

二、尙村には三分隊を残置し歸路の確保に任せしめる。一部隊を残置すると否とは土民軍の向背に甚大な關係があるものである。中隊が同村に於て掃蕩を爲すは勿論のことである。



三、中隊主力塔山に入れば直ちに掃蕩し、一分隊を村内に残置し、同小隊の主力及MG一分隊は塔山西北側の臺地を占領せしめる。是同部落は圍壁がなく、其の西北側の臺地の方が戰術的價値多いからである。

四、塔山出發に方り中隊長は指揮班と小隊長の指揮する一分隊(此の小隊は尙村に三分隊、千山に二分隊を置く)とを率ゐて本道を前進し、二分隊、MG一分隊をして千山を占領せしめる。別に一小隊(二分隊欠)を東方一軒半に、二分隊を前方に配置し共に移動しつつ掩護に任せしめる。

五、塔山西北側臺地及千山據點占領部隊は四方に對し戰鬪し得る如く準備する。

六、峠南方凹道偵察後は塔山に兵力を集結し、後方及側方に警戒部隊を配置し本道を歸還する。

### 五、注意事項

#### 1、警戒部隊の派遣に就て

前進に方り警戒部隊を遠方殊に村落等を通過せしめることは、本狀況に限らず特に注意を要する所である。中隊の如き戰鬪單位の部隊は、原則として中隊長の一號令で動く範圍以外に多く兵力を離すべきものではない。斥候なら縦ひ戰鬪しても容易に之を離脱し得るのであるが、部隊となつてはさうは行かない。故に警戒部隊の派遣は適時本隊より増援し得る範圍に止むべきもので、之以上の派遣は孤立戰鬪に陥る故一考を要するものである。西比利出兵時某步兵大隊の側衛たる一小隊は、餘り遠方に差遣せられた爲「ユフタ」に於て孤立戰鬪に陥り全滅に類したことがある。特に注意せねばならぬ。

#### 2、部落通過の注意

前進に方り尙村、塔山を容易に通過し得るものと考へ警戒配備の部署を缺くものあるは既述の如くよくない。苟も敵意を有する土地或は敵地に入るに際しては絶対に警戒を等閑視してはならない。必ず所要の警戒配備を取り敵の抵抗に會

しては直ちに實力を以て之を擊破し得る如く豫め準備し得ることが必要である。今次事變に於ても往々にして此の缺點を犯し、飛んだ失敗を演じた例は、遺憾ながら少なくないのである。

一旦實力を以て奪取した部落は勿論のこと、多少にても敵意を有する部落を通過した場合には、其の後同部落は敵意を有する分子集合し對敵行動を爲すものであると思はねばならぬ。故に此の部落は成るべく通過せざるを可とするのである。作戰要務令第一部第一一八第二項に於て特に此の點に注意してあるのは之が爲である。本狀況に於て歸路を確保する爲最小限度の兵力を尙村に残置することに關し諸君の大多數が無關心であつたのは遺憾とする所である。將來十分注意して貰ひ度い。

#### 3、細部に就て

出發に方り「トラック」を使用するものあるは、道路の狀況之を許すや否や不明であるから、よくない。偵察の上可能を確かめ、然る後使用する如く計畫するのは宜しい。

一中隊の兵力を以て偵察を命ぜられたのに、其の大部を輝縣に置き、僅少の斥候を幾組か派遣する案は、上司の意圖に反するもので適當でない。

峠南方凹道の近傍或は塔山の東方又は北方等に一方向に對して陣地を占領せしめ、之に依つて偵察掩護を爲さしめんとする案は、土民軍の來る方向不明の現況に於ては不適當である。

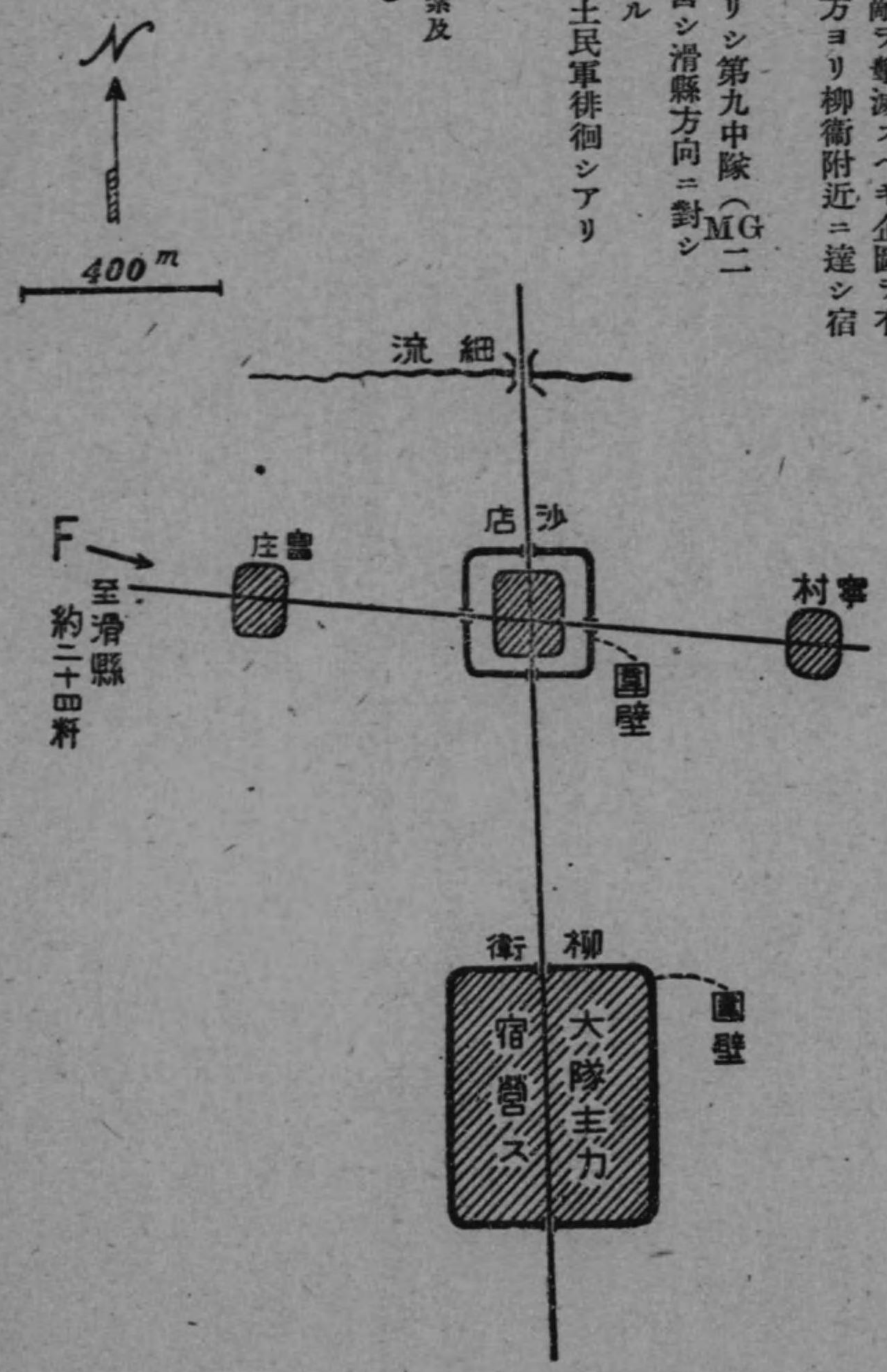
第二十二 圍壁ある部落に於ける中隊の宿營及警戒の研究

狀況

- 一、大隊ハ滑縣附近ノ敵ヲ撃滅スベキ企圖ヲ有シ六月一日十六時南方ヨリ柳衛附近ニ達シ宿營ス
- 二、大隊ノ尖兵中隊タリシ第九中隊(MG二小配屬)ハ沙店ニ宿營シ滑縣方向ニ對シ警戒スベキヲ命ゼラル
- 三、此ノ附近一帶ニハ土民軍徘徊シアリ

問題

第九中隊宿營要圖  
 (中隊ノ宿營配置、搜索及警戒ノ部署ヲ記スベシ)



宿營及前哨

## 講評竝に原案

## 一、狀況に關する觀察

1、我に對する敵は滑縣附近にゐる。之との距離は二十四軒、先づ歩兵の一日行程であるから、敵歩兵に對する考慮は少いが騎兵なり快速戰車に對することを考へねばならぬ。尙此の附近一帯には土民軍徘徊してゐるから、何時其の奇襲を受けぬとも限らぬ。故に中隊としては相當の警戒を必要とするのである。

2、大隊の企圖は滑縣附近の敵を撃滅するに在る。本日南方より現在地に到着し、明日引續き滑縣に向つて前進するものと思はれる。幸に本夜は敵と遠く隔つてゐる狀況であるから出来る限り十分休養を爲し、明日以後の銳氣を養ふことは此の際深く考へねばならぬ事柄である。即ち大隊今夜の宿營は主義として舍營し、そして必要なる最小限度の警戒配備を講ずるのが至當である。そこで中隊も亦此の主旨に従ふべきであるが、中隊は宿營地を指定されてゐる外滑縣方向に對し警戒すべきを命ぜられてゐるから、十分休養の道を取ると共に必要とする最小限度の警戒に關して萬遺憾なきやう注意せねばならぬのである。

## 二、考案の種類

諸君の採つた考案は大同小異であるが、細部に於ては可なり多岐に亘つてゐる。依つて主要なる著眼を基礎として分類すると概ね左の如くなる。

## 第一 宿營地の選定

第一案 沙店に宿營せるもの(相當多數)

第二案 沙店の外富庄を利用せるもの(多數)

第三案 沙店、富庄の外更に寧村をも利用せるもの(少數)

## 第二 警戒配備の形式

第一案 前哨に依るもの

其の一 整然たる前哨を配置せるもの(多數)

其の二 簡易なる前哨に依るもの(少數)

第二案 直接警戒に依るもの

其の一 直接警戒の爲に配置せる前哨を中隊長若しくは小隊長より直接出せるもの(少數)

其の二 同歩哨を舍營衛兵より出せるもの(相當多數)

## 第三 歩哨の位置及兵力

第一案 歩哨の位置を城門外とし複哨又は分哨とせるもの(多數)

第二案 同位置を城門とし之を複哨とせるもの(相當多數)

第三案 同様にして之を分哨とせるもの(極く少數)

警戒配備の形式に於ては前哨と直接警戒との折衷案あり、又兩者を重ねて配備せるものもある。

## 三、各考案に對する研究

## 第一 宿營地の選定

宿營及前哨

### 第一案

本案は沙店だけに宿營するもので、大隊より示された通を其の儘實行したものであり別に異論のあらう筈はないのである。ただ聊か窮屈であることは事實である。そこで其の直ぐ西に在る富庄を利用したくなるが、大隊から示されていないから我慢して置かうと云ふのであらう。

### 第二案

本案は富庄を使用する案で、沙店だけでは窮屈なるが故に此處迄手を延ばしたものである。大隊から示されたものとは異なるが果して差支へないかどうか、一應考へて見る必要がある。

大隊長から中隊長に示した事項は單に沙店と云はれてゐるが、中隊長としては當時全般の狀況を判断して沙店だけで狭ければ狀況上某範圍に於て其の宿營地を擴張することは差支へないことである。將校殊に中隊長たる職務を持つ者としては之位のことゝは寧ろ爲さねばならぬのが常識とも云へやう。此の際命する者としては相手の識量に應じ之に適するやう示さねばならぬことは言ふ迄もない。

富庄は沙店に近く、一小部落として中隊の一部を分置するには恰好のものであるから、此の際之を宿營地として利用するは正に適當なる處置として同意を表する所である。

### 第三案

本案は富庄の外更に東方の寧村をも利用する案であるが、之は果して其の必要ありや否や。各村落を廣く利用することは敢て不可ではないが、富庄を利用するだけで事足り、寧村迄も使用するは其の必要がないばかりでなく、却つて部隊を三分し全般の指揮掌握上不適當と云ふことになりはせぬか。故に本狀況に於ては同意し難いのである。

## 第二 警戒配備の形式

駐軍間の警戒は作戰要務令第一部第一七八明示の如く、「主トシテ前哨ヲ以テ之ヲ行フモノトス」とある。又其の第一八〇には「敵トノ距離大ニシテ主トシテ敵ノ快速戰車、騎兵斥候等ニ對スル顧慮アルニ過ギザル狀況ニ於テハ單ニ敵方ニ近キ各宿營地毎ニ直接警戒ヲ行ヒ要スレバ小ナル部隊ヲ以テ前哨ニ任ジ云々」とある。本狀況に就て之を考へれば前哨の形式でも、直接警戒の形式でも何れでも取り得るものと云へやう。殊に同第一七九には「警戒部隊ノ兵力云々は我が軍ノ目的等々を考慮シ之ヲ定ムルモノニシテ一定ノ形式ニ陥ルコトナク云々」と示され

ある以上何れの形式でも差支へなきものと思はれる。

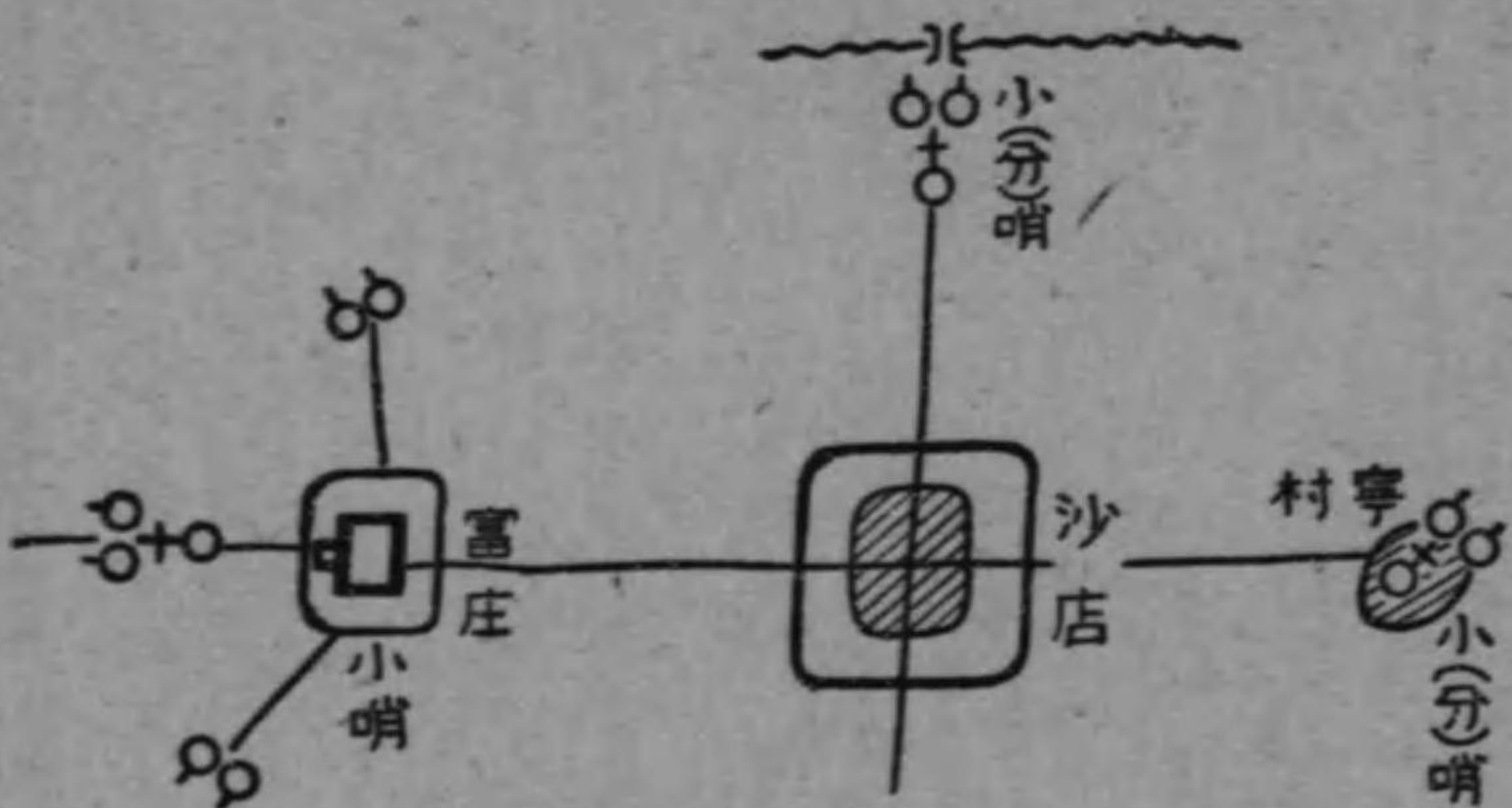
然し形式が異なればそれだけ心持ち即ち精神が變つて來るのは自然であるから以下研究して見やう。

### 第一案

前哨の形式に依るもので駐軍間の警戒としては普通のものである。然しながら之が爲多くの兵力を用ふることになると警戒倒れとなり宿營本來の目的を達しなくなる。中隊が大隊より「第九中隊は前哨となり沙店に位置し云々」と命ぜらるれば問題はないが、然らざる限り宿營と云ふことを主體として考へねばならぬこと前述の通である。

### 其の一

本案は整然たる前哨を配置せんとするもので、概して上圖の如き配置を採つてゐる。即ち寧村及橋梁に小(分)哨を、富庄に約一小隊の小哨を出し、各哨所の間は巡察に依つて警戒せしめるものである、之が爲中隊兵力の略半數のものを充當してゐる。警戒上は申分ないが、本狀況は果して之だけの嚴重なる警戒を要するかどうか。必



宿營及前哨

要なる最小限度の警戒配備としては尙研究の餘地あるものと思はれるのである。

### 其の二

本案は簡易なる前哨を設けたもので、富庄に一小隊を出し之に小哨の任務を課しただけで、橋梁に小數の兵力より成る分哨又は單なる停止斥候を出すものである。即ち滑縣方向に對し前哨の任務に一小隊を當てたもので主義としては見るべきものであるが、道路以外通過自在な此の地形に於て、富庄の一小隊を擧げて警戒の任務に服せしめると云ふのは敵との距離大であり、而も附近一帯に土民軍徘徊しある狀況に於て、部分的に警戒網に濃淡の差異が甚だしいものと云へやう。換言せば必要以上に富庄方面が警戒が嚴重で、他の方面が之に伴はない感がするのである。

要するに、前哨と云ふ任務を申渡さるれば、此の部隊は駐軍間に於ける警戒と云ふ全責任が課せられたもので、指揮官以下之に全力を盡くすと云ふことになり、従つて多大の努力が拂はれ、宿營と云ふことは全く顧みないのが通常となるのである。本狀況に於て建制の一小隊をして此の努力を拂はしめるの必要ありや。尙考慮の餘地があるやうである。

### 第二案

直接警戒の形式に依るもので、沙店宿營部隊は直接警戒の形式に依り、富庄宿營部隊には必要なる任務を與へることに依り其の目的を達せんとするものである。此の際富庄に於ける警戒を細部に互り規定することは、出すべき小隊長の識量に依り適當でないこともあるが、中隊長としての職責上要すれば某程度迄規定することは差支へないことである。そこで沙店及富庄直接警戒の爲出すべき歩哨の指揮系統に依つて研究すると

### 其の一

本案は中隊長若くは小隊長から直接出すものであるが、其の警戒は出した中隊長若くは小隊長の意圖の通に實行せら

れると共に之に依る責任を自己に引受けることが出来、従つて宿營部隊を十分休養せしめ得ると共に警戒部隊は最大の努力を拂つて中隊長又は小隊長に對し責務を果さねばならぬこととなる。換言せば宿營部隊は十分其の目的を達する代りに警戒を命ぜられたる部隊は非常の努力を要するが、其の兵力は少數で足りることとなり、宿營と警戒との調和は本狀況に於て概して適切に行届くやうに思はれるのである。

### 其の二

本案は直接警戒の爲出すべき歩哨を舍營衛兵から出すものであるが、本案は歩哨の行動に關し衛兵司令が責任を取ることとなり、中隊長としては此の重要な警戒の責任を擧げて衛兵に一任する結果聊か責任を衛兵に押付けた感がするのである。衛兵としては勿論奮勵努力其の責務を果すことであらうが、本狀況は此等の責任を舍營衛兵に一任するほど緩ではない。元來舍營衛兵は舍營區内外の警戒を任として居り小兵力の歩哨を配置するだけの力しかないものである。それを本狀況の如く敵の奇襲に備へ又土民軍に對することを考へねばならぬとしたならば、直接警戒とは云へ之が實行の爲には相當の抵抗力ある警戒を必要とするから、之を單なる衛兵に一任することは確かに任務過重と云ふことになり一考を要することである。

### 第三 歩哨の位置及兵力

歩哨の位置と其の兵力とは相關聯してゐるものである。歩哨の位置は單なる警戒の位置であるが、分哨となり其の兵力も増加すれば自然と抗戦力が加はつて一つの抵抗線を成すに至るのである。そこに同じ歩哨でも二人哨と四人哨、又長を有する七名の分哨と十數名の分哨とに於て其の價値に大なる相違が生するのである。

### 第一案

本案は歩哨の位置を沙店の城門外或は富庄を離れたる場所とし其の兵力は場所に依り複哨又は分哨とせるもので、多く

は城門外に抵抗線を決定し此處を據點として前方に歩哨を配置してゐる。故に一朝事あるときは待機の部隊は直ちに此の抵抗線に就かねばならぬから、此の部隊は抵抗線の直後に露營してゐなければ間に合はぬこととなり、又歩哨の爲にも多くの兵力を要する。かう考へて來ると歩哨の位置に就て尙考慮の餘地があるやうに思はれる。

### 第二案

本案は歩哨の位置を沙店の城門或は富庄に接した處に選定し、此處に複哨を配置したものである。此の位置は前案と異なり左右が圍壁又は部落の建物であるから、其處さへ頭張つて居れば十分警戒の任を全うすることが出来るのである。又此の位置は限定された數であるから多くの哨所を要しない。従つて前案に比して著しく兵力を減少し得るの利益がある。此の點は警戒配備上大いに注意を要する事項であるが、此處に立つ兵力が複哨と云ふ事は有力なる敵兵の來襲に際し忽ち突破せられる結果を招くものと見ねばなるまい。即ち複哨では單に其處を番するだけで敵を阻止する力は先づないと云つてよからう。かうなれば折角のよい位置も警戒の兵力過少の爲其の特性を發揮し得ないこととなるのである。

### 第三案

本案は前案と同様の位置に分哨を配置した點が異なるだけである。即ち警戒の兵力が前案に比し有力であるから警戒が單なる見張りよりも一步進んで若干の抵抗を爲し得る力を備へてゐる。故に一寸した敵の奇襲に對しては暫くの間之を拒止し得る利益があり圍壁を繞らした部落には警戒法として多くの場合適切なものである。従つて概して同意を表する所のものである。

以上は主要なる著眼に基き本狀況に照して其の利害得失を述べたのであるが、尙其の他にも各種の案がある。然し餘り重要ではないから、ここでは省略し後に若干の意見を述べることとする。

## 四、原案

別紙要圖の通である。

### 説明

- 一、中隊の配宿は、大隊全般の狀況即ち行軍間殊に敵と遠く離隔しある現況に鑑み、廣く村落を利用し休養を本位として成るべく合營する爲沙店の外富庄迄も利用するのがよい。
- 二、中隊の警戒は滑縣附近の敵と此の附近一帯に徘徊しある土民軍とに對することを考慮し、休養本位に合致する爲必要の最小限度に止めるのが適當である。之が爲整然たる前哨を設けるのは警戒上より見れば申分がないが休養上よりすれば多くの兵力と努力とを要し、現在の狀況に照らしてそれだけの必要なく、寧ろ宿營地直接警戒の形式に依つて其の完壁を期する如く配備するを可とするのである。
- 三、沙店警戒の爲には幸圍壁ある故、之を萬一の場合に於ける抵抗線と爲し、四圍の城門に有力なる歩哨を配置し特に同地を確保せしめるやう處置するのが適切である。之が爲歩哨は總て之を分哨と爲し中隊長自ら之を任命することが望ましいのである。敵の奇襲に際し城門の歩哨を救援することは此の際閑却を許さぬことであるから、別に小隊長の指揮する約半小隊を沙店中央十字路附近に警急合營せしめることが必要となる。
- 四、中隊全般の警戒として西方は富庄宿營部隊をして之に當らしめ、北方には橋梁附近に一停止斥候を差遣することが大切である。尙東方に對しては寧村附近に時々斥候を派遣し搜索を繼續するを以て足れりとするのである。
- 四、富庄には歩兵一小隊(MG一小隊を屬す)を宿營せしめ、同小隊長に對しては特に滑縣方向に對し警戒すべきを命ずるを以て適當とする。中隊長は同小隊長の報告を受け自己の意圖に合してゐなければ所要の修正を爲すことが必要である。總て警戒に就ては一旦之を定めても所要に應じ之を修正することは有り得べき事柄である(作戰要務令第一部第一七九参照)。

沙店城門の歩哨及橋梁の停止斥候は一旦任命後は警急合營部隊の小隊長の指揮下に移し、且同小隊長には更に富庄―橋梁、橋梁―寧村間及其の前方近距離の搜索及警戒並に中隊と大隊主力との連絡を命ずることが必要である。

## 五、原則的説明並に注意事項

### 1、宿營の種類

中隊の宿營に際しては合營か、露營か、村落露營か其の何れの方法を取るかを明瞭にせねばならぬ。又之と共に戦備の度を規定する必要がある。此等に就き全く無關心のものが多数あるが十分とは云へない。又警急集合場を設けたものがあるが中隊は其の兵力僅少であるから特に其の要はない(作戰要務令第一部第三二二参照)。中隊の集合場を圍壁外に設けたものは適當とは云へぬ。

### 2、圍壁ある部落に對する著意

此の種部落に宿營するに方つては城門を確實に守備することに著意することが緊要である。而して此の守備は相當の兵力少くも分哨の兵力を配置することに依つて其の目的を達し得るのである。諸君の大多數が此處に複哨、中には單哨を配置し甚だしきは全く開放してあるものがあるが、之では到底城門を押さへることは不可能であつて、圍壁ある部落の特性を發揮せしめることは出来ないのである。

此處に宿營する部隊は圍壁を以て抵抗線とすることが適當である。然るに此の著意の全くないものが可なり多いのは遺憾である。又圍壁内に抵抗線を設けたものは全く意味を爲さない。

### 3、複哨と分哨

歩哨を立つべき位置に諸君の多くが殆ど常則的に複哨を配置してあるやうだが、それは適當ではない。作戰要務令を熟讀すれば直ぐ解ることで、重要なか或は交代不便なる地點には分哨を配置すべきである。而して其の兵力も決して七

名ではない。狀況に依つては之より増加し時として輕機關銃を附することもあるのである。

要するに複哨は單なる見張りであり蟲の觸角に過ぎない。分哨に至つて始めて若干の抵抗力が期待出来ることを知らねばならぬ。分哨の使用法につき特に研究の要あるものと認める。

### 4、小部落に歩哨を配置することに就て

富庄或は寧村等小部落に歩哨或は小斥候を停止せしめて置くことは實施不可能ではないが、土民の向背疑はしい本狀況に於て此のやうな小兵力を此處に分置し置くことは危険の虞が多分にあるから十分注意し成るべく之を避けるがよい。

### 5、遠距離に小斥候を派遣することに就て

敵情、地形の搜索の爲遠距離に小斥候を派遣することは土民軍ある本狀況に於ては危険であり適當とは認められない。勿論不可能ではないが勞多くして功少いと云へやう。此の意味に於て滑縣迄小斥候を出すのは同意し難いのである。是非之を必要とするならば其の兵力を増すか或は信用する土民を諜者(密偵)として差遣すべきである。然し後の場合には我が情況も敵に知られる覺悟が必要である。

本狀況に於ては遠距離への斥候は差控へた方がよい。

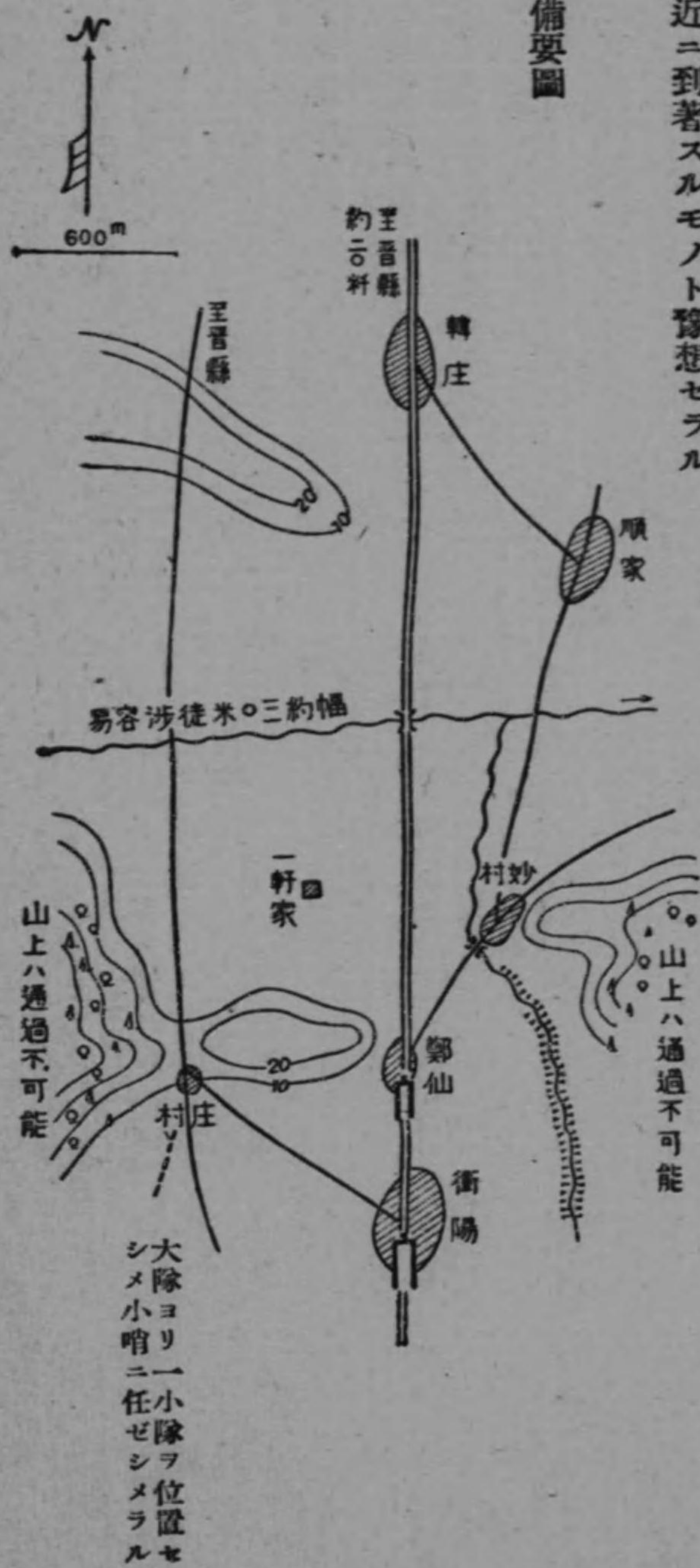
### 第二十三 前哨中隊警戒配備の研究

#### 状況

- 一、晋縣方向ノ敵ヲ撃攘スベキ企圖ヲ有スル大隊ハ本夜衝陽ニ宿營ス
- 二、大隊ノ尖兵中隊タル第一中隊ハ本夜鄭仙附近ニ位置シ晋縣方向ニ對シ前哨中隊タルノ任務ヲ受ク  
新ニTA一小隊、MG一小隊ヲ配屬セラル
- 三、敵ハ本夜晋縣附近ニ到着スルモノト豫想セラル

#### 問題

前哨第一中隊警戒配備要圖



宿營及前哨



## 講評竝に原案

## 一、狀況に關する觀察

1、第一中隊は既に其の位置を鄭仙と指示せられてゐる。故に此の位置を基礎として此處に前哨抵抗線を置き、本狀況に照して如何に配備すべきかを考へればよいのである。敵との距離は警戒に方り緩急の程度を決定する要素であると共に、直前の地形は配備上多くの變化を來すものであるから、先づ此の二點に就て著眼することが必要である。

2、本夜敵の宿營地は前方約二十軒餘の晋縣と豫想せられるから、敵の大部隊は來襲しないとすも小部隊或は機甲部隊等の急襲を受けるであらう。依つて警戒の程度は作戰要務令第一部第一八〇第一項後段乃至第二項位であつて、相當嚴重に行ふことが必要である。又直前の地形は小流だけで一般に開豁してゐるが、妙村附近は、明日大隊が前進するのであるから多少考へねばならぬ地形ではなからうか。

次は全般の監視線(歩哨線)であるが、何處に求むべきであらうか。小流の線でよいか尙後方とすべきか、前方に出れば監視線が長くなることを考へねばならぬ。監視線を概定したならば歩哨の支援及後據である小哨の位置を何處にすべきかである。妙村、一軒家あたり適當のやうであるが、本道は如何にすればよいであらうか。

抵抗と監視線の外、前哨は作戰要務令第一部第一八九に依り是非とも搜索を行ひ、速かに敵の企圖を察知するやうにす

ることが肝要である。之が爲斥候を如何に派遣すべきか、又駐止して敵の動靜を探る斥候を必要としないか。

此等の諸件をよく本狀況特に地形に照らして最小限度の兵力を以て其の目的を達するやう考へねばならぬのである。

## 二、考案の種類

諸君の採つた前哨中隊の警戒配備は十人十色と云ふ程多種多様であるが、主要なる著眼を基礎として分けると次の如くである。

## 第一 警戒の爲緩急の程度

第一案 中隊は抵抗線の後方に在つて戦備を整へ前方に歩哨のみを出して警戒するもの

第二案 中隊は抵抗線の後方に位置し前方に小哨を出して警戒するもの

本案中尙歩哨をも出すものがある。

## 第二 抵抗線の位置

第一案 中隊の位置のみに抵抗線を取れるもの

第二案 右の外妙村に抵抗線を取れるもの

## 第三 監視線の位置

第一案 妙村、一軒家の線に取れるもの

第二案 小流の線に取れるもの

第三案 順家、韓庄西南方高地南端の線に取れるもの

## 第四 小哨を出す箇數

第一案 一箇を出すもの

第二案 二箇を出すもの

第三案 三箇を出すもの

### 第五 搜索手段

第一案 斥候、巡察を出すもの

第二案 右の外駐止斥候、展望哨を出すもの

## 三、各考案に對する研究

### 第一 警戒の爲緩急の程度に就て

#### 第一案

中隊は抵抗線の後方に在つて戦備を整へ前方に歩哨のみを出して警戒するものである。本案は戦備本位の配置であつて作戦要務令第一部第一八〇の末項に記述してある軍隊全部の戦闘準備を必要とする形式で、前哨各部の區分を廢止し主力を以て陣地を占領し戦闘準備を整へんとするものである。即ち最も森嚴なる警戒配備と云ふべきものであるが、本狀況に於て果して此の程度の森嚴さを必要とするや。勿論其の必要はないのである。故に此の形式に依る配備は適當とは認められない。

#### 第二案

中隊は抵抗線の後方に位置し前方に小哨を出して警戒するものである。前哨中隊の配備として通常取るべき形式で（作戦要務令第一部第二〇七参照）、作戦要務令第一部第一八〇第二項に在る「敵ト近接シ敵襲ヲ受クルノ虞増大スルニ伴ヒ一層警戒ヲ嚴ナラシムル爲云々」の程度の警戒配置である。小哨の出し方に就ては研究を要するも、前哨中隊としては此の形式に據るものを以て本狀況に適すと見るべく、同意を表する所のものである。

本案中哨歩哨をも出すものがあるが、必要あれば勿論それでよいのである。然し其の兵力一分隊程度なれば之を小哨と命名すべきものである。

### 第二 抵抗線の位置に就て

#### 第一案

中隊の位置のみに抵抗線を取れるものである。作戦要務令第一部第二〇五に於て「前哨中隊ハ通常主要ナル抵抗線ヲ成形スルモノトス」と明示されてゐる通、此の位置が抵抗線であることは當然である。問題は抵抗線が此の線だけでよいかどうかである。

妙村附近の地形を観察したならば本案は尙研究の餘地あるものと云へやう。

#### 第二案

右の外妙村に抵抗線を取れるものである。本案は妙村東方の臺地を以て此の附近に於ける戦術上の要地と看做し、此處に抵抗線を置いたものであつて同意を表するものである。妙村東方臺地は鄭仙以北を火制し而も其の南方小流の斷崖は此の方面からの攻撃を困難ならしめるから、明日晋縣方向に前進する大隊に對し、敵の一部隊或は少數の騎兵部隊でも此の地を占領してゐたならば、大隊は出發早々敵の妨害を被り爾後の作戦に齟齬を來す虞が多分にあるのである。若し此のやうなことがあつたとすれば、それは一に前哨中隊長の責任に懸ることであるから、中隊としては此の地を敵に渡さないやう抵抗線を設けることが必要なのである。

### 第三 監視線の位置に就て

#### 第一案

妙村、一軒家の線に取れるものである。本案は其の監視線最も近く又其の正面幅も最も短小であるが、之では歩哨の支

援及後據となるべき小哨の位置を求めることが出来なく、従つて中隊が至嚴なる警戒を爲す場合には適當であるが、一般の場合即ち小哨を出し之から歩哨を出して警戒する場合に於ては不適當と云はざるを得ぬ。故に本案には同意し兼ねるのである。

### 第二案

小流の線に取れるものである。本案は後方に小哨の位置を有し、全般に距離上の関係も適當であつて概して同意を表するものであるが、妙村、一軒家に出すべき部隊の大小に依つては必ずしも此の線に監視線を置くを以て適當とは認められたいのである。特に左翼庄村に出される小哨との関係を顧慮したならば此の線は出過ぎることとなるであらう。

### 第三案

順家、韓庄西南方高地南端の線に取れるものである。敵を遠距離に於て発見し後方部隊たる小哨、前哨中隊をして戦闘準備を爲さしめる爲には好都合であるが、過遠の歩哨は孤立に陥り適當ではない。此の場合には初めから孤立して任務を達成し得る駐止斥候或は潜伏斥候を出すを以て寧ろ適當とするのである。此の意味からして本案には同意し兼ねるのである。

## 第四 小哨を出す箇數に就て

### 第一案

一箇を出すものである。妙村或は本道又は一軒家に小哨を出す案であるが、兵力節約上からは確かに有利である。然し敵の近接し來る正面幅が相當廣い本狀況に於て、一小哨に依つて警戒を全うしやうとするのは無理があると云へやう。妙村は既述の如く是非とも敵を抗拒せねばならない要地であるから、此の方面には小哨を必要とするのである。又敵方即ち韓庄方向に通ずる本道若くは一軒家は重要な方面であるから相當の兵力を配置せねばならぬ。故に本案の如く唯一

箇の小哨は適當とは認められない。

### 第二案

二箇を出すものである。前案の研究からして二箇の小哨は必要と認められる。此の際問題となるのは小哨を本道上に置くか一軒家に置くかである。之を一軒家等に置くときは休養上からは確かによいのであるが、此の一軒家は本道から三、四百米も離れてゐるから、本道を前進し來る敵を抗拒する爲には不適當であると云へやう。故に此の際小哨は休養上の顧慮を第二とし警戒を重視して本道上に配置するのが適當である。

然らば一軒家は之を放棄し此處に何も出さないでよからうか。否らず。此の一軒家は開豁地の中央に在る唯一の建物であり又本道上の小哨と庄村の小哨との中間に在る關係から、是非とも一部隊を置き監視せしめる必要のある場所と云へるのである。本案は此處に監視部隊或は監視兵を置くとしても之を本道上の小哨から出すものであるが、之が果して適當であるかどうか疑問である。

### 第三案

三箇を出すものである。即ち前述の如く二箇の小哨を出す外更に小哨を一軒家に出すか、或は妙村と一軒家に小哨を出し且本道上に小哨を出す案である。何れにしても本案は多くの兵力を要するものであるから、警戒兵力を節約せんとする主旨から感心出來ないのであるが、さうかと云つて一軒家に出す兵力を本道上の小哨から出すと、此の小哨は多くの歩哨を出さねばならぬこととなり、従つて小哨にゐる兵力を減少し其の抵抗力を薄弱ならしめ後方の中隊をして戦備を整へしめる時間を與へることが六つかしくなる。そこで本狀況に於ては三箇を出すことも止むを得ないのであつて、一軒家には本案の如く前哨中隊から一部隊を出し小哨となすを以て適當とするのである。

## 第五 搜索手段に就て

## 第一案

斥候、巡察を出すものである。諸君の中には全然此等のものを記述しないものもあるが、作戰要務令第一部第一八九に於ては「必要ナル搜索ヲ行フモノトス」と示され又同第二〇七、第二一五にも其の必要を述べられてゐるから、是非之を記述せねばならぬのである。ただ此の外に駐止斥候又は潜伏斥候、展望哨を必要とするかどうか問題となるのである。

## 第二案

右斥候、巡察の外駐止斥候、展望哨等を出すものである。作戰要務令第一部第二三九には「必要ノ地點ニ之ヲ駐止或ハ潜伏セシム」とあつて、本狀況に於て此の必要ある地點があるかどうかである。韓庄或は順家の如き大きな部落に數名の斥候を置くは一般に危険であるから、是非此等の部落を避けて適當の場所に置くことが必要である。又韓庄西南方高地の上に置くことは却つて敵の爲透視せられるからよくない。そこで本狀況に於てはよく此等の關係を考慮して韓庄西南端に近く駐止斥候を位置せしめ、本道の外韓庄より順家に分れる所をよく監視せしめることが適當なのである。

## 四、原案

別紙要圖の通である。

## 説明

一、敵方の地形に於て特に注意を要する障礙のない本狀況に於ては、敵迄の距離を以て一般警戒上の準據と爲すことが出来る。而して此の距離約二十軒は小部隊或は機甲部隊等の急襲を受けるものと云はねばならぬから、其の警備は大體作戰要務令第一部第一八〇第一項の後段乃至第二項程度のもつて見ることが出来るのである。そこで前哨一般の配備は同第二〇七に依り通常の場合として小哨を配置し、必要なる方面に斥候、巡察を派遣し警戒するのが適當である。

二、前方の地形を概観するのに抵抗線として中隊の位置する鄭仙北端附近を求めるとは當然であるが、明日大隊が敵に向ひ前進するに方り、妙村東側高地は此の進路を側方より妨害する要地を爲してゐるから、此の地を絶対に敵手に委せない爲、此處に抵抗線を設定することも亦考へねばならぬ著眼であると云へやう。而して韓庄に到る本道は敵に通ずる主要路であるから是非相當の兵力を配置するの要がある。以上の見地から妙村及本道には共に小哨を配置し其の兵力は之より配置する歩哨の數及抵抗の度を顧慮して決定すればよいのである。

三、監視線即ち歩哨線は天然の地形を顧慮せば當然小流の線を以て適當とするのであるが、歩哨を全部此の線に出すとすとならば小哨との距離遠きに過ぎ（複哨と小哨とは通常四百米以内と作戰要務令第一部第二二七に示されてゐる適當でないこととなる。依つて右方は妙村に於ける小哨位置を基準として決定し、中央は本道に在る橋梁に出す歩哨（分哨）を基準とし、又左方は一軒家に歩哨若くは小哨を配置することを基準として全般の歩哨位置を決定するのが適當である。一軒家の兵力を本道上に在る小哨から出すと、此の小哨の負擔は大となり其の抵抗力を薄弱ならしめるから、寧ろ之は中隊から獨立して差遣し、兵力は一分隊の小哨として本道上の小哨と肩を並べるのが適當である。かうすれば庄村の小哨とも連絡上よくなるのである。

四、監視線内の搜索を斥候及巡察に依ることは云ふ迄もないが、速かに敵の企圖を察知する爲監視線前には韓庄西南端附近に於て、本道及韓庄—順家道を見る爲一駐止斥候を配置し、且此の方面迄は中隊及小哨から斥候を差遣して警戒せしめることが必要である。

壹間鄭仙西方高地及妙村東方高地に展望哨を配置し、又鄭仙西方高地のものには對空監視哨を兼ねしめることは忘れてはならぬ要件である。

## 五、原則的説明並に若干の注意

## 1、警戒の手段に就て

前哨は任務達成の手段として抗戰、監視及搜索と云ふ三種の方法を取るものである。而して敵に遠い場合は單に搜索だけで事足りるのであるが、最も敵に近接した場合には主として抗戰に依つて其の目的を達することとなるのである。本狀況の如く右中間の場合に於ては此等の三手段を適當に使用して其の任務を全うするやうにせねばならぬ。何れの場合に於ても其の兵力を最小限たらしめることに就ては作戰要務令第一部第一三四明示の通である。

2、前哨一般の標準配置に就て

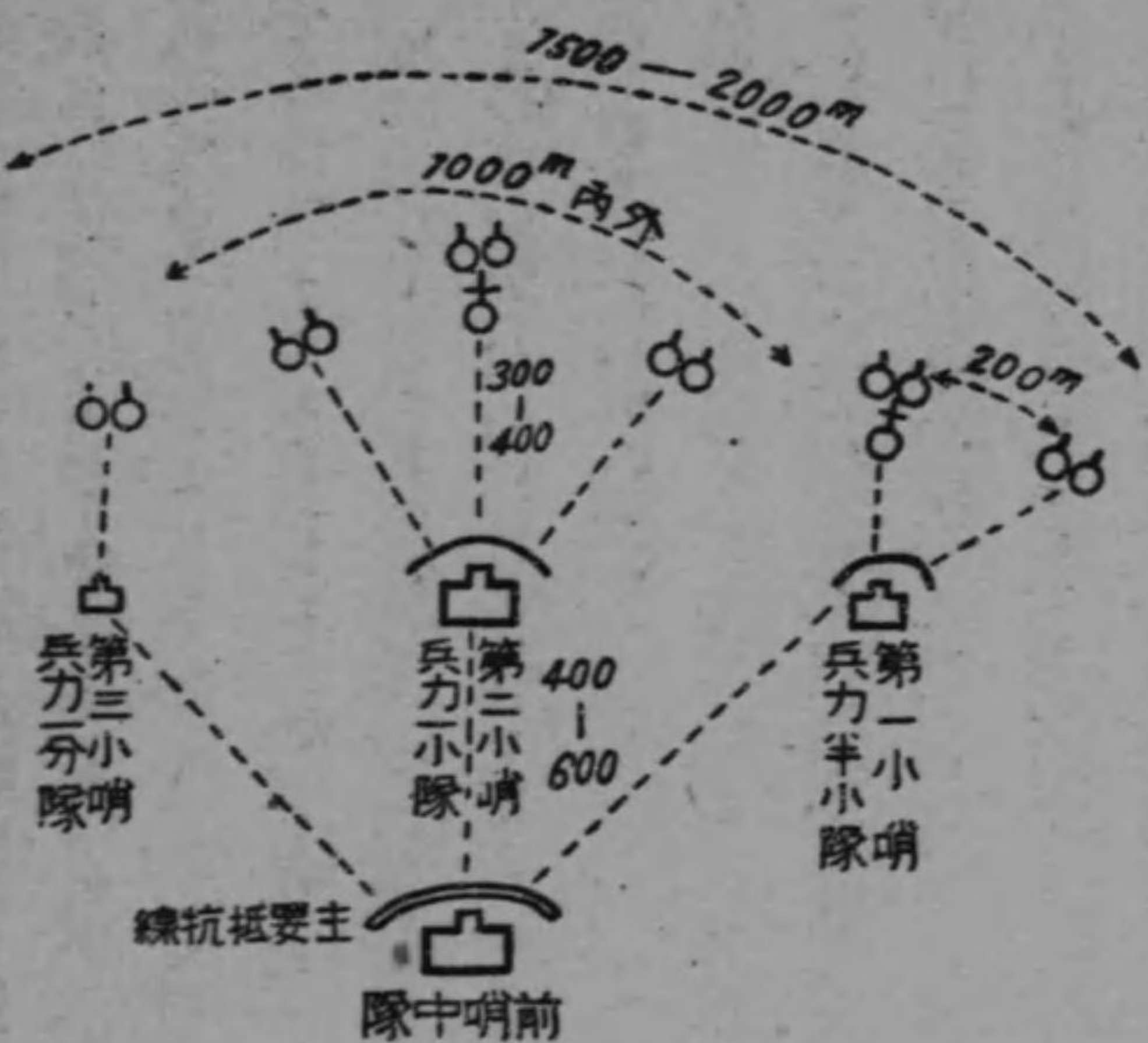
前哨中隊、小哨等から前方に配置する兵力は概ね其の半數以下とするのが標準であるから、前哨中隊から出す小哨は之を願慮して最大限三箇となり、小哨から出す歩哨は其の小哨の兵力に應じ最大限四箇程度となるものである。

歩哨相互の監視區域は左右各々百米程度であるから歩哨間隔は大體二百米内外となる。従つて兵力一小隊の小哨の警戒正面は先づ千米程度、前哨中隊千五百乃至二千米位である。

前哨各哨所前後の距離は歩哨と小哨間三百乃至四百米、小哨と前哨中隊間四百乃至六百米を標準としてゐる。此の距離は各哨所の有する任務即ち歩哨は監視線、小哨は警戒の主線（若干の搜索及抵抗力を持つてゐる）、中隊は抵抗線たることから自然概定せられるものなのである。

3、抵抗線に就て

抵抗線は前哨中隊の線を以て原則とすること作戰要務令第一部第二〇五の通であるが、然し必ずしも中隊と限定すべきでなく、要地確保の



爲には本狀況の如く小哨の位置とすることもある。抵抗線を部隊の位置より遠く離すことはいざと云ふ場合之が占領に間に合はなくなるから、必ず部隊に近く設定するやう注意しなくてはならない。速射砲、機關銃は主要抵抗線である中隊の位置に置くのが適當である。

4、戦備の度に就て

戦備の度に就ては作戰要務令第一部第二一〇、同第二二一記述の通であり前哨中隊長、小哨長は狀況に應じ之を確定することを忘れてはならない。

5、若干の注意

1、本道上の分哨の位置

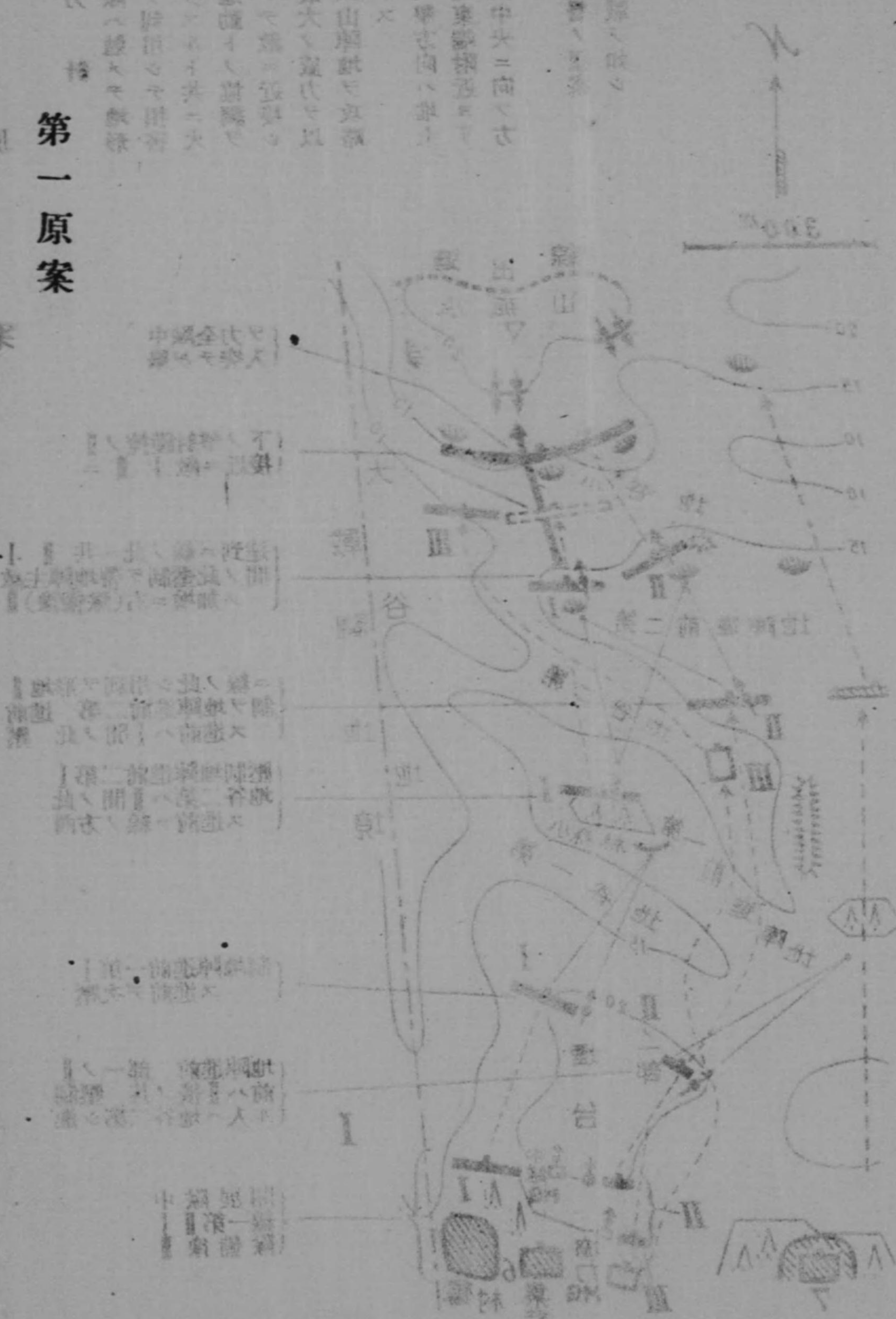
本道上の橋梁は明日大隊に於て使用するものであるから、敵に破壊せられないやう此處に分哨を配置することが必要である。そして其の監視兵は橋梁の前方に在らしめるのがよい。

ロ、展望哨及對空監視哨

晝間遠方を展望し得る場合には鄭仙西方高地及妙村東方高地に展望哨を配置し、殊に前者は更に對空監視哨をも兼ねしめることが必要である。此の注意不十分のもの少くないのは遺憾である。

要領地圖ノ略  
 一、小坂山中天ニ向ては  
 二、主支線之間ハ、中  
 サレバ、  
 三、小坂山脚駐マテ、  
 中線最大ノ運代ヲ以  
 四、中線ハ、  
 五、中線ハ、  
 六、中線ハ、  
 七、中線ハ、  
 八、中線ハ、  
 九、中線ハ、  
 十、中線ハ、

第一原案



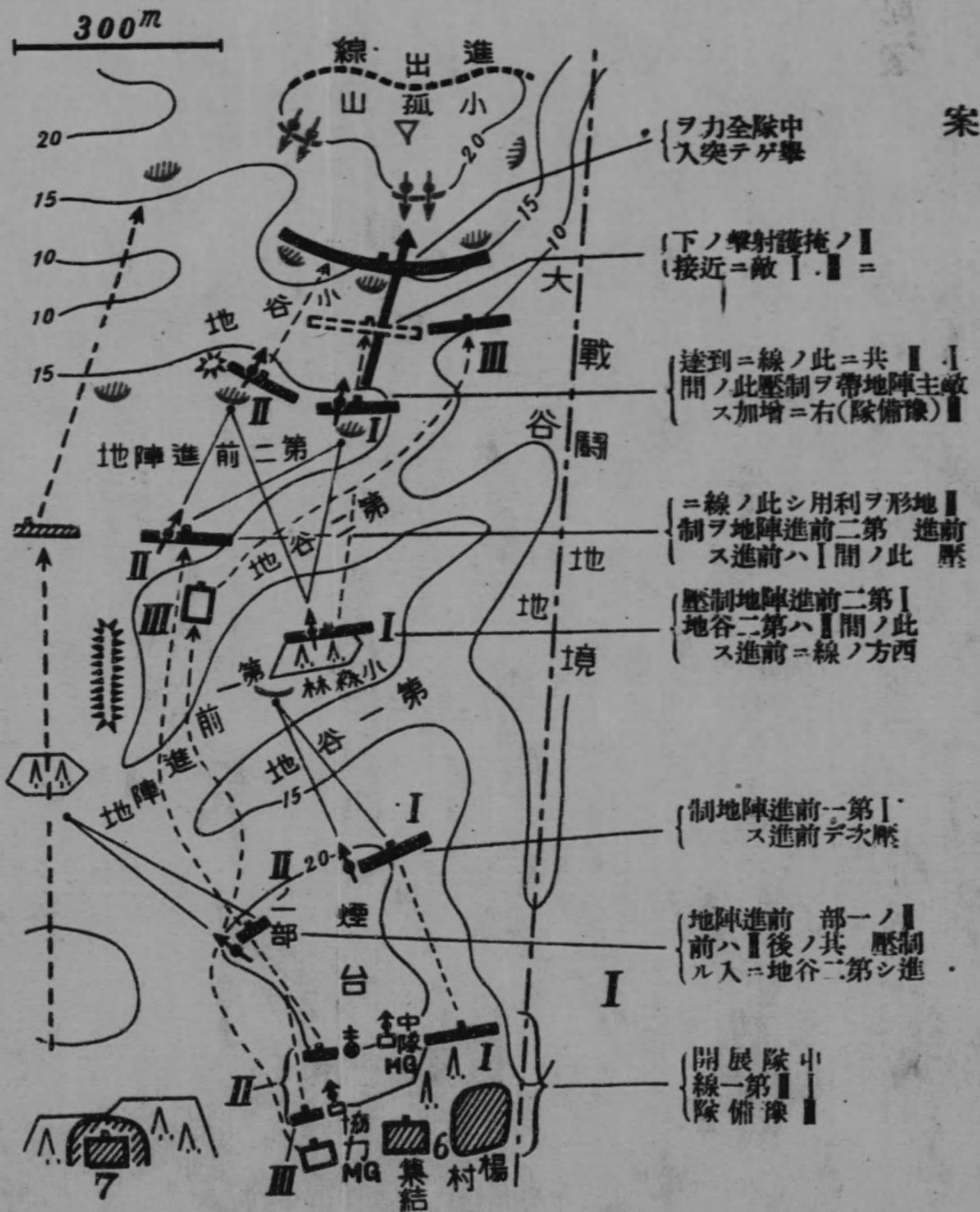
一、中線ハ、  
 二、中線ハ、  
 三、中線ハ、  
 四、中線ハ、  
 五、中線ハ、  
 六、中線ハ、  
 七、中線ハ、  
 八、中線ハ、  
 九、中線ハ、  
 十、中線ハ、

原

方針

- 一、中隊ハ勉メテ地形地物ヲ利用シテ損害ヲ減少スルト共ニ火力ト運動トノ協調ヲ密ニシテ敵ニ近接シ中隊最大ノ威力ヲ以テ小孤山陣地ヲ攻略セントス
  - 二、主攻撃方向ハ堆土ノ臺地東端附近ヨリ小孤山中央ニ向フ方向トス
- 部署ノ腹案  
要圖所載ノ如シ

案



考備

- 一、中隊MGハト、協力MG(大隊MGノ一部)ハト概シテ行動ヲ共ニス
- 二、中隊自動砲ハ概シテノ後方ヲ前進、主トシテ敵自動火器ヲ撲滅ス
- 三、中隊長ハ前進間概シテ中隊ノ中央後ヲ前進ス

開展隊中  
線一第  
隊備豫

地陣進前部一ノ  
前ハ後ノ其壓制  
ル入ニ地谷二第シ進

制地陣進前一第  
ス進前テ次壓

壓制地陣進前一第  
地谷二第ハ間ノ此  
ス進前ニ線ノ方西

ニ線ノ此シ用利ヲ形地  
制ヲ地陣進前一第  
ス進前ハ間ノ此壓

達到ニ線ノ此ニ共  
間ノ此壓制ヲ帶地陣主敵  
ス加増ニ右(隊備豫)

下ノ撃射護掩ノ  
接近ニ敵

ヲ力全隊中  
入突テゲ撃

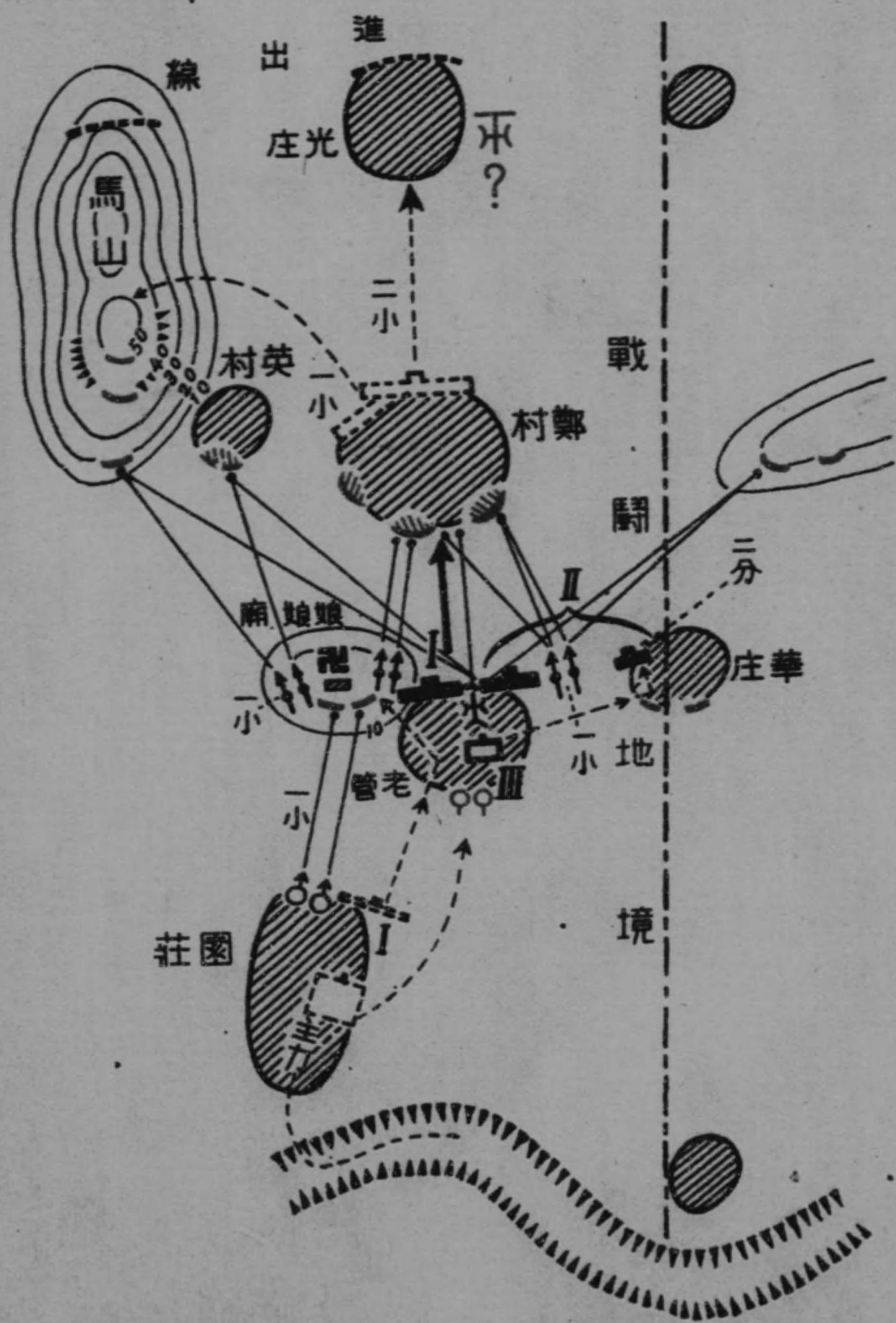
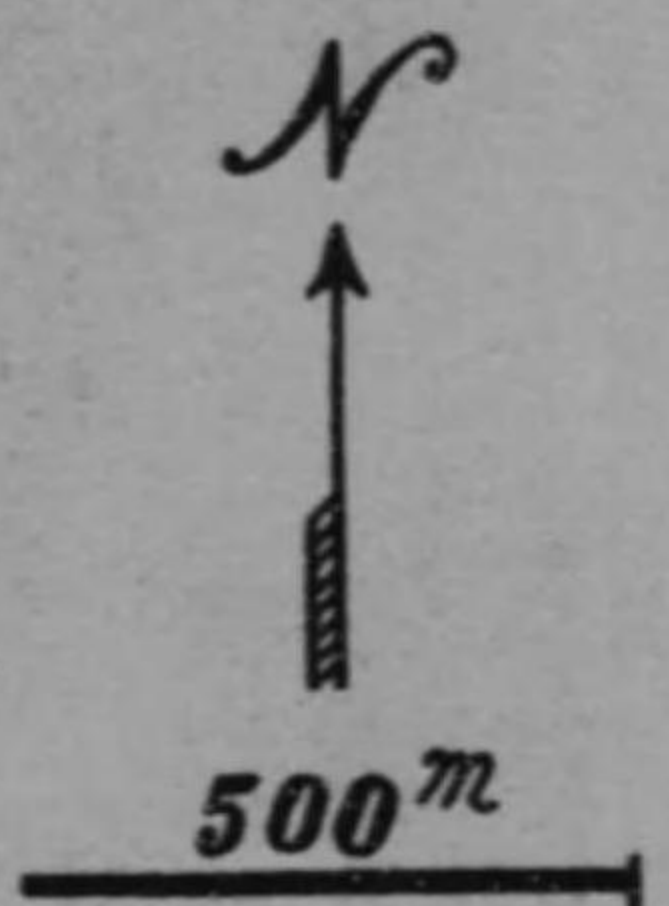


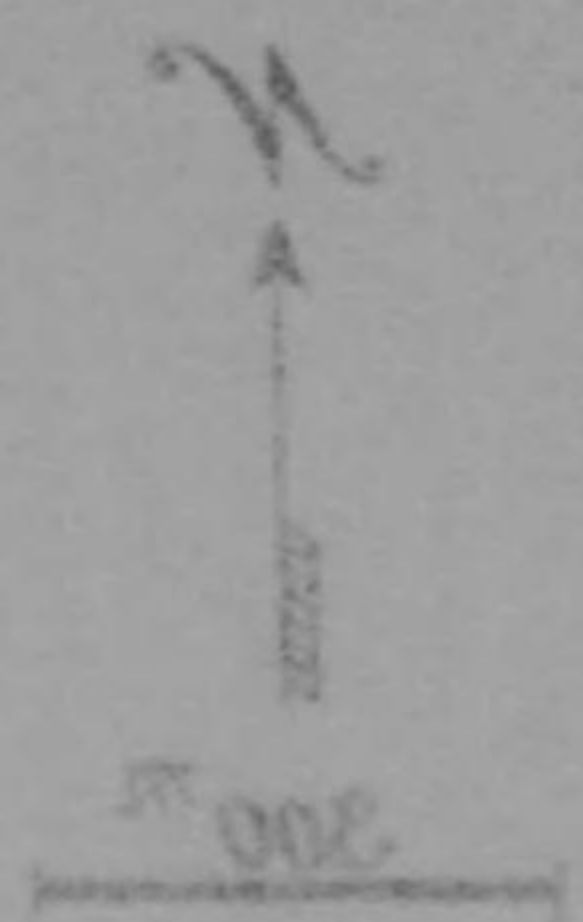


原案

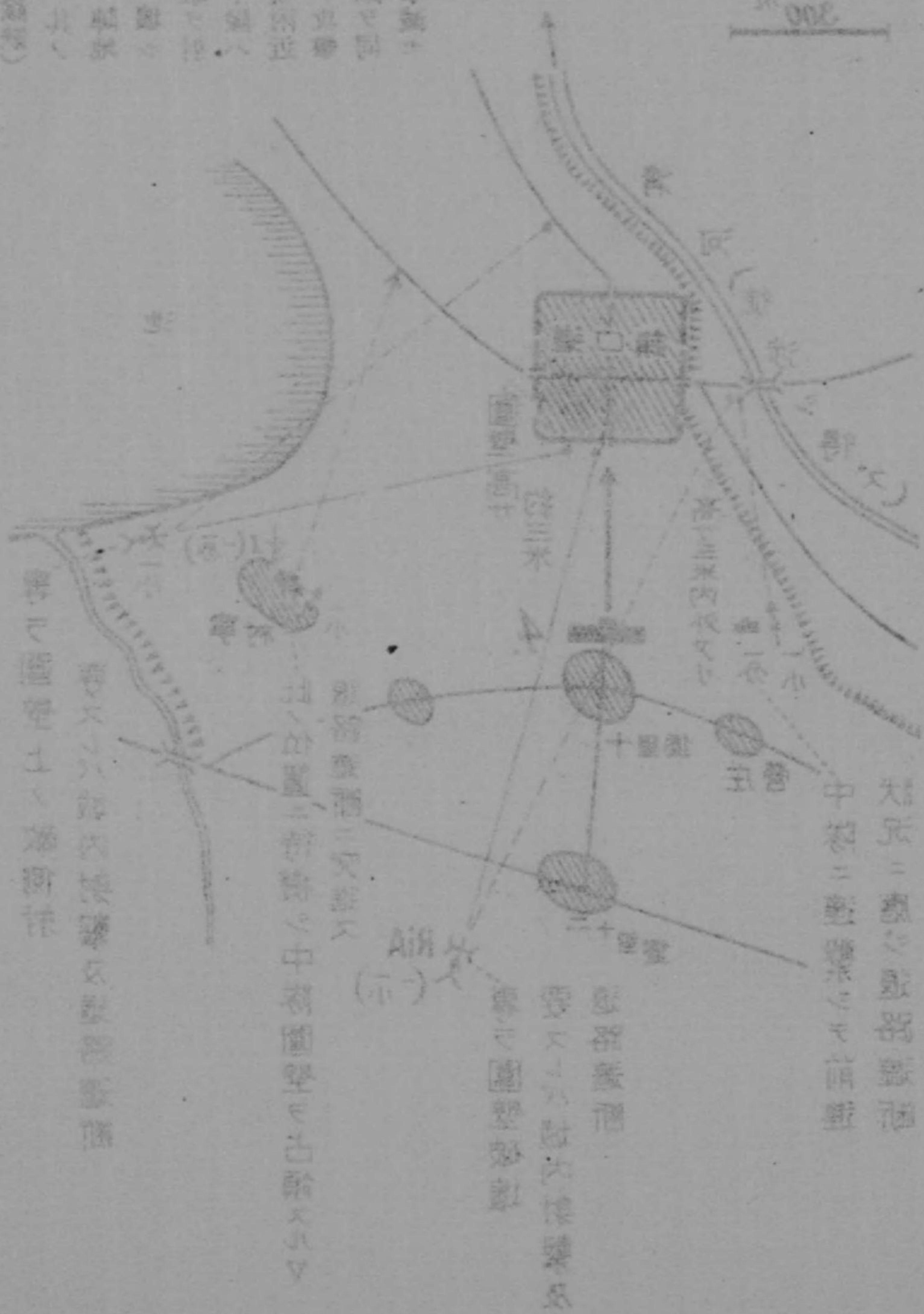
方針

- 一、中隊ハ一部ヲ以テ娘々廟ノ高地ヲ奪取シ次デ老管、娘々廟ノ線ニ攻撃ヲ準備シタル後重點ヲ鄭村中央陣地ニ指向スル如ク攻撃開始、一舉ニ光庄、馬山ノ線ニ進出ス
  - 二、行動開始ハ大隊長ノ命ニ依リ又主陣地帯ノ攻撃間MG中隊、iA小隊ニ協力ヲ要求ス
- 部署ノ概要  
要圖所載ノ如シ





要圖(附録)の  
 一、本圖は其の附録に於て、  
 二、本圖は其の附録に於て、  
 三、本圖は其の附録に於て、  
 四、本圖は其の附録に於て、  
 五、本圖は其の附録に於て、  
 六、本圖は其の附録に於て、  
 七、本圖は其の附録に於て、  
 八、本圖は其の附録に於て、  
 九、本圖は其の附録に於て、  
 十、本圖は其の附録に於て、



第三原案

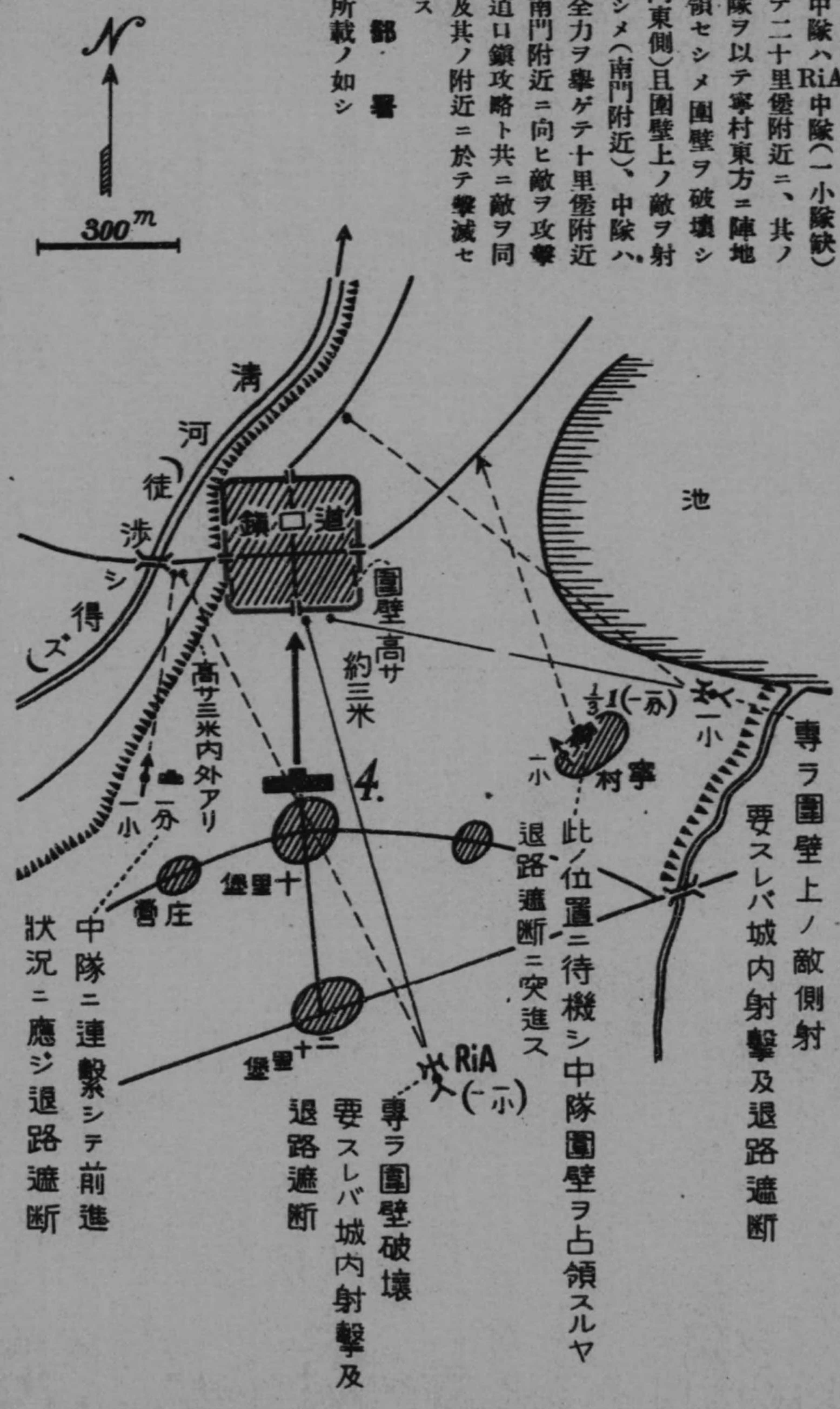
案

原案

決心

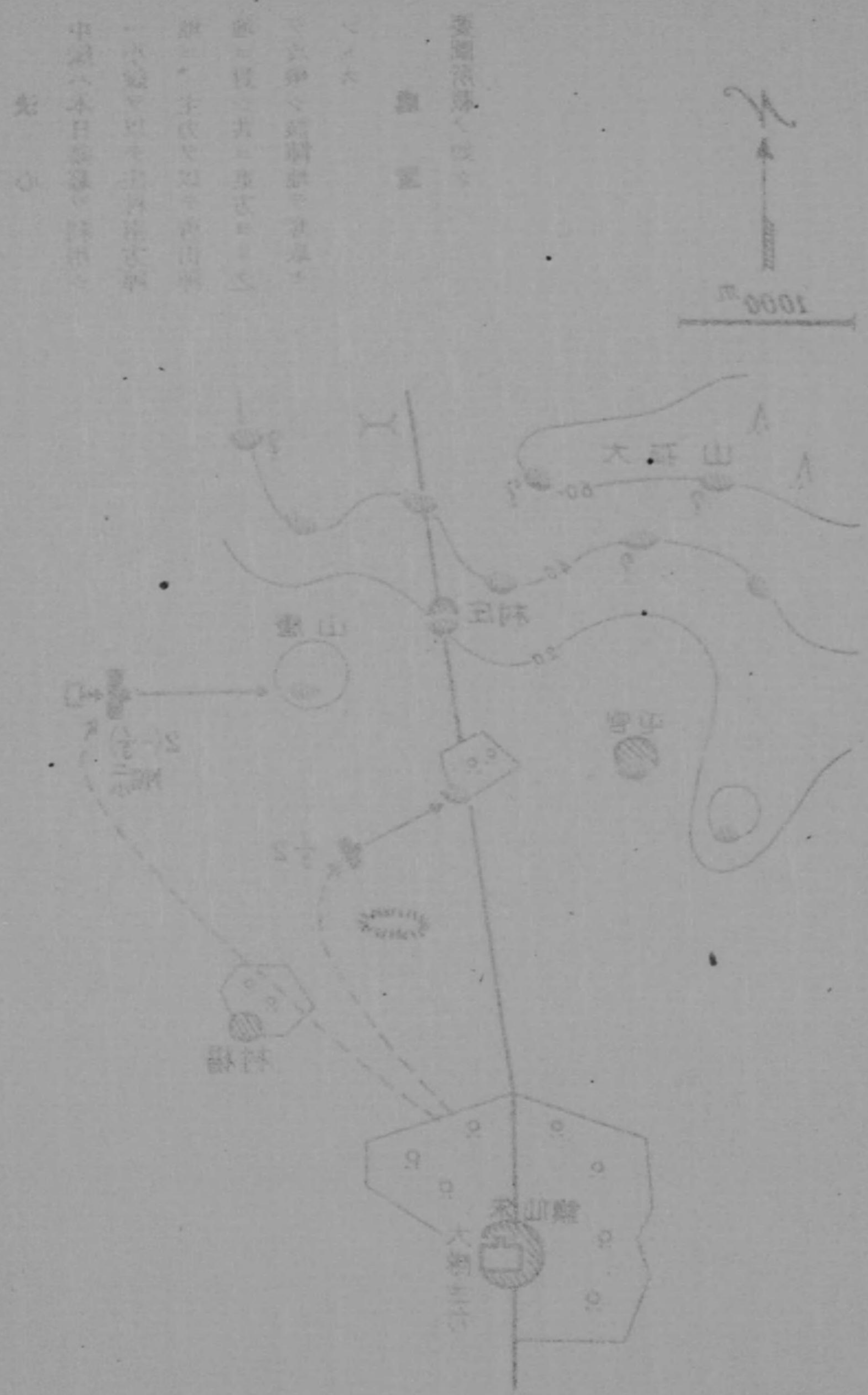
第四中隊ハ RiA 中隊(一小隊缺)ヲ以テ二十里堡附近ニ、其ノ一小隊ヲ以テ寧村東方ニ陣地ヲ占領セシメ圍壁ヲ破壊シ(南門東側)且圍壁上ノ敵ヲ射撃セシメ(南門附近)、中隊ハ其ノ全力ヲ擧ゲテ十里堡附近ヨリ南門附近ニ向ヒ敵ヲ攻撃シ、道口鎮攻略ト共ニ敵ヲ同部落及其ノ附近ニ於テ撃滅セントス

要圖所載ノ如シ



第四原案

案



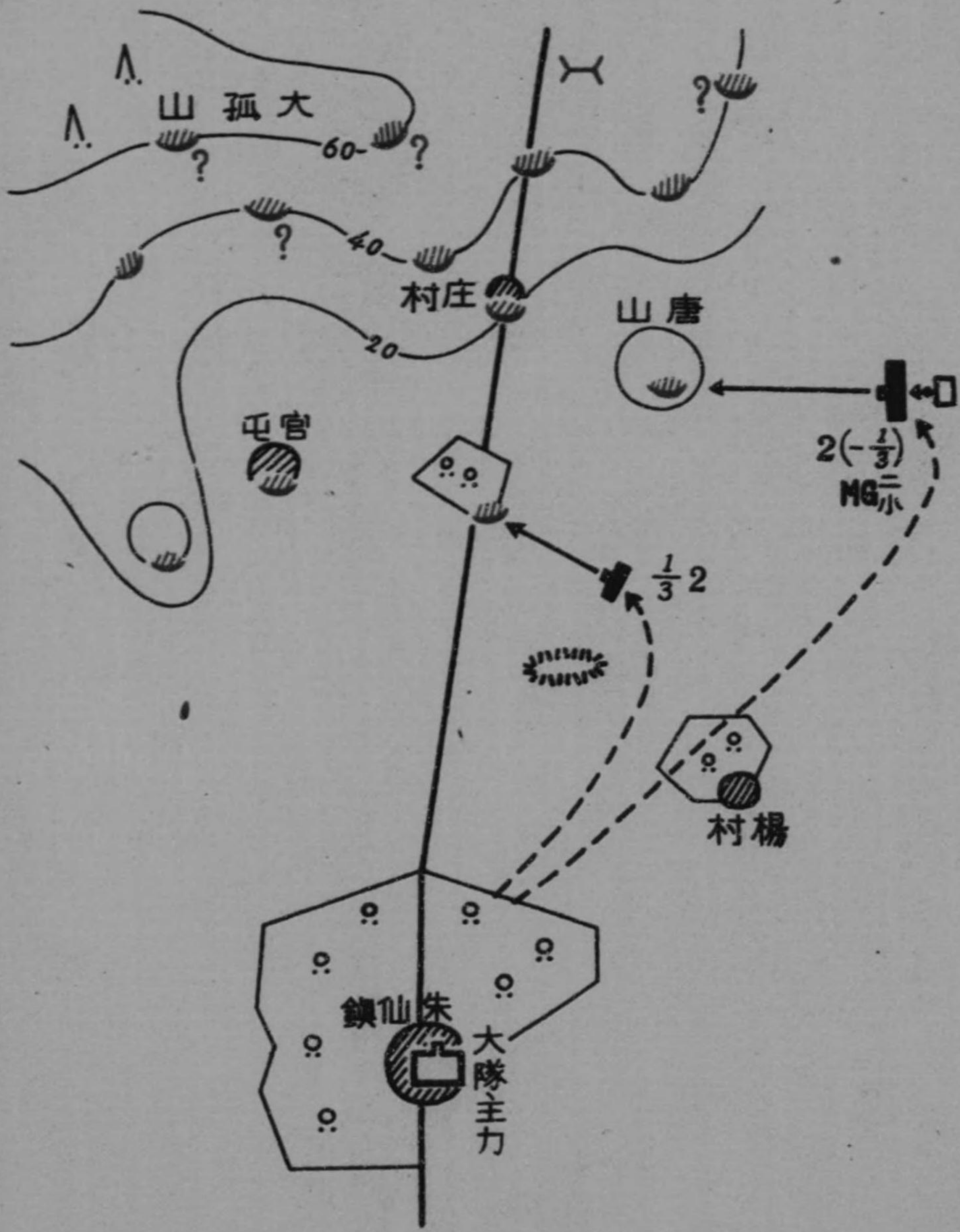
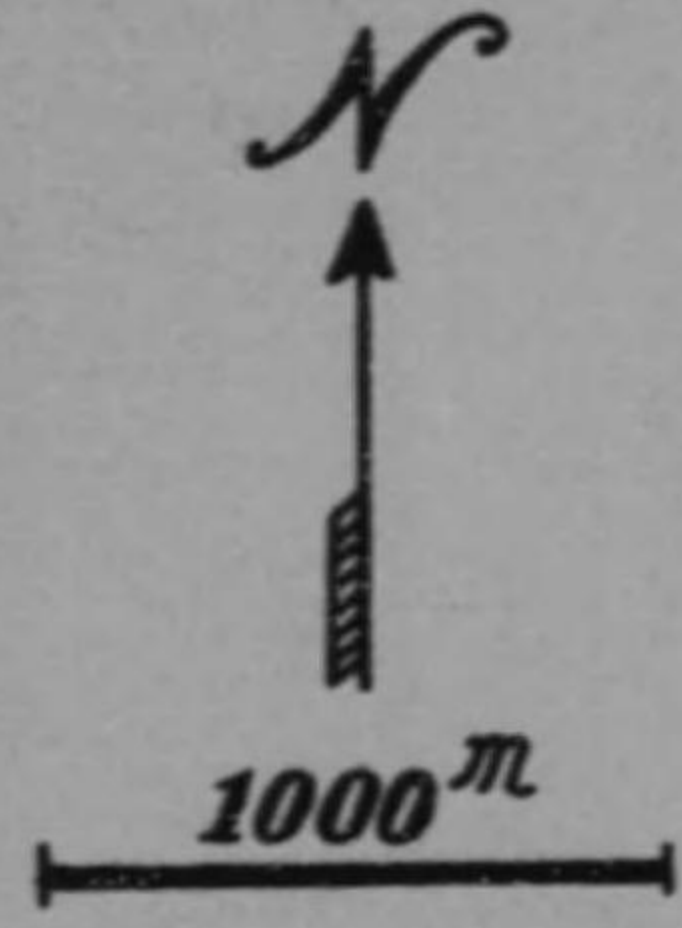
原案

決心

中隊ハ本日薄暮ヲ利用シ  
 一小隊ヲ以テ庄村南方陣  
 地ニ、主力ヲ以テ唐山陣  
 地ニ對シ共ニ東方ヨリ之  
 ヲ攻撃シ該陣地ヲ奪取セ  
 ントス

處置

要圖所載ノ如シ

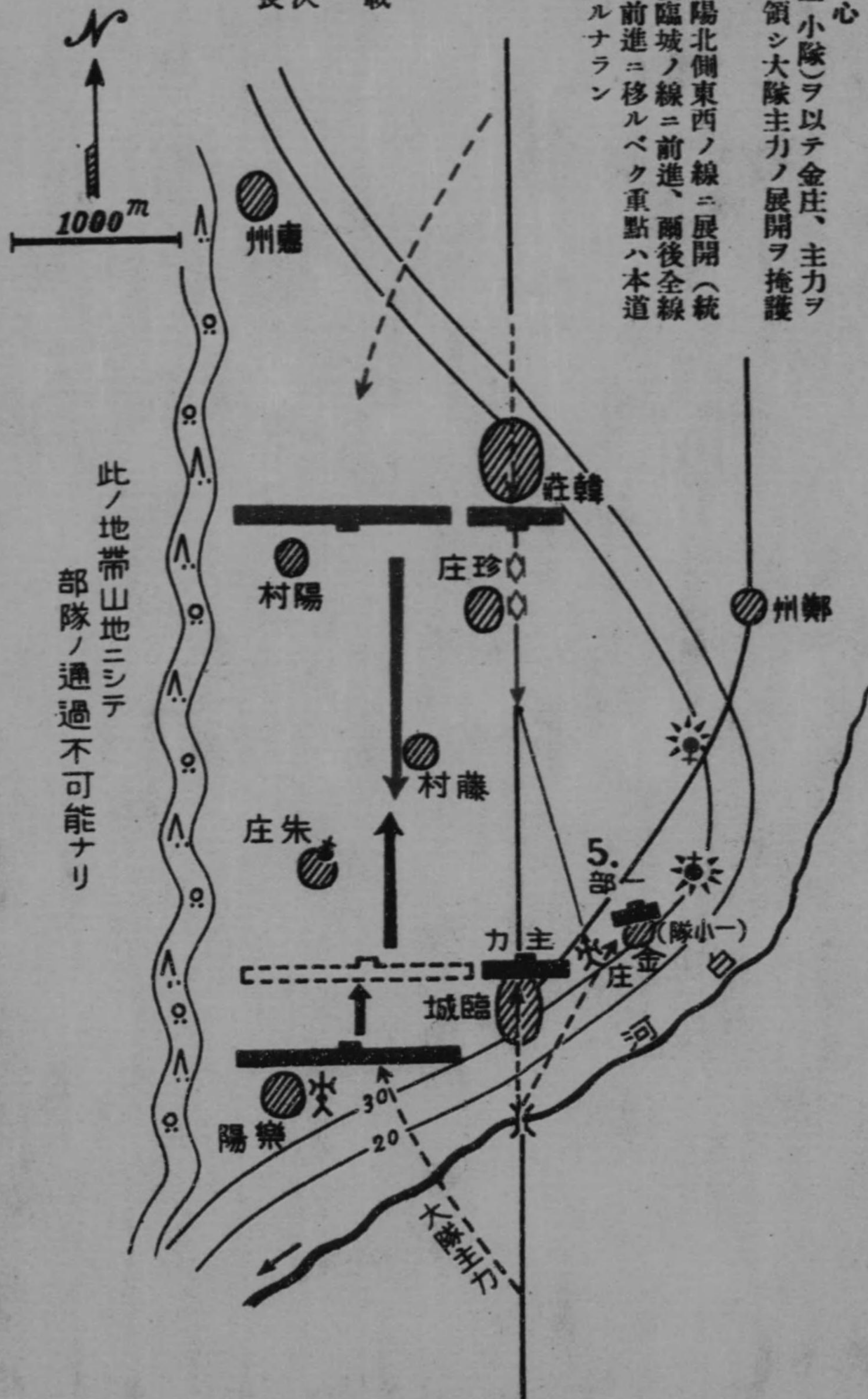




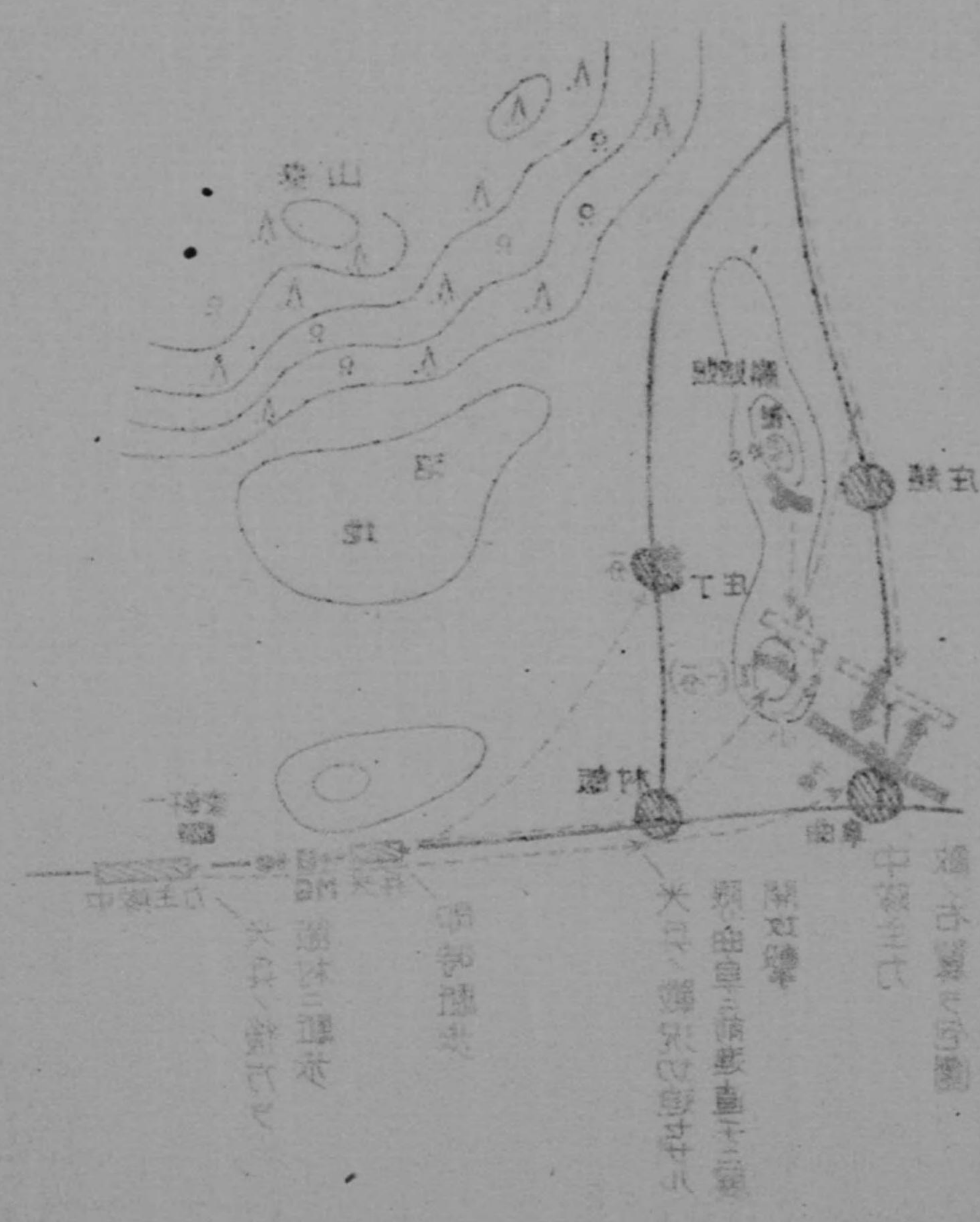
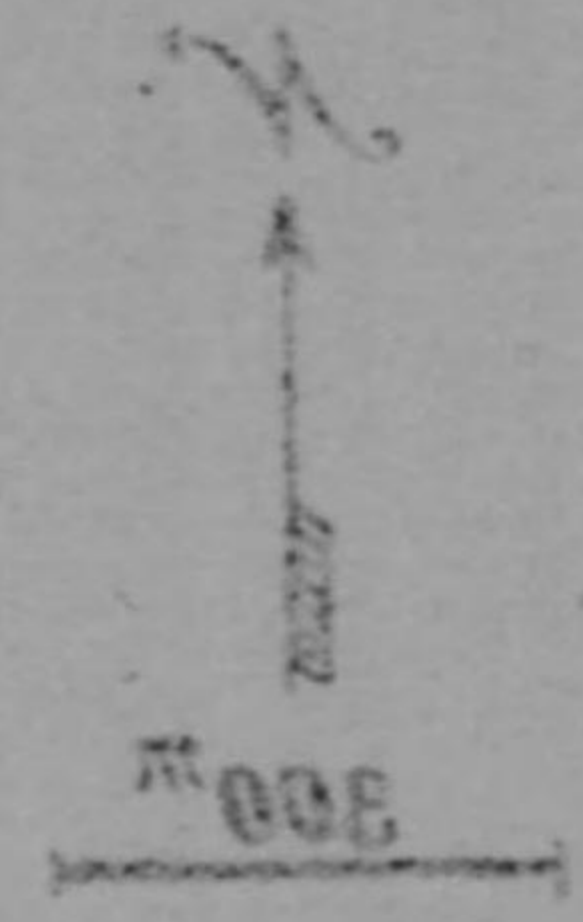
原案

決心  
 中隊ハ一部(一小隊)ヲ以テ金庄、主力ヲ以テ臨城ヲ占領シ大隊主力ノ展開ヲ掩護セントス  
 大隊主力ハ業陽北側東西ノ線ニ展開(統一展開)ノ後臨城ノ線ニ前進、爾後全線ヲ擧ゲテ攻撃前進ニ移ルベク重點ハ本道以西ニ指向スルナラン

處置  
 一、要圖所載ノ如シ  
 二、直チニ決心ヲ大隊長ニ報告ス



東南北西ノ山  
① ② ③ ④  
式面より南へ北東ノ山脈ヲ示シ  
テ以テ南ノ山脈ヲ示シテ其ノ北東  
ノ山脈ヲ示シテ其ノ南東ノ山脈ヲ  
示シテ其ノ北東ノ山脈ヲ示シ  
中領ノ山脈ニ示シテ其ノ北東ノ山脈ヲ



第六原案  
案



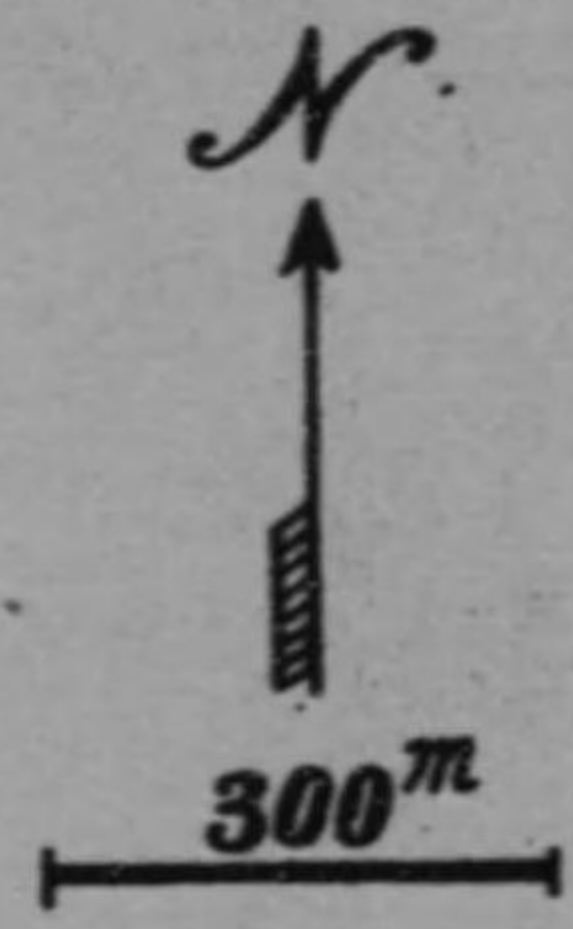
原案

決心

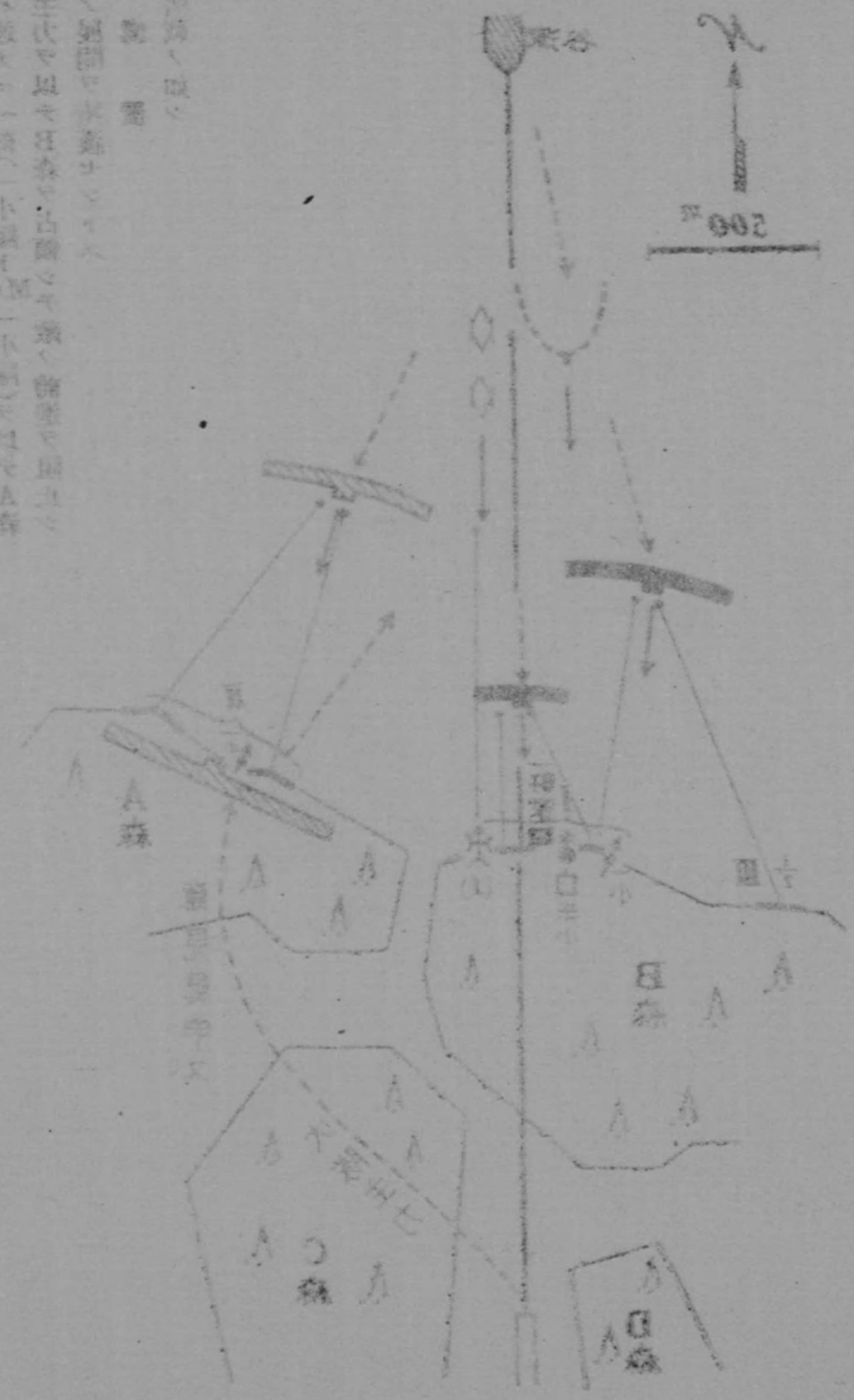
中隊ハ速カニ尖兵ヲ以テ曲阜東北  
 方高地ヲ占領セシムルト共ニ主力  
 ヲ以テ先ヅ飯村ニ前進、次デ曲阜  
 方面ヨリ敵ノ右翼ヲ包圍攻撃セン  
 トス

企圖

要圖所載ノ如シ



大湖の周囲を水田が占め、  
 中央に山が聳立し、山頂に  
 塔が建ち、塔の周囲に  
 小湖が点在し、小湖の  
 周囲に水田が広がる。



第七原案

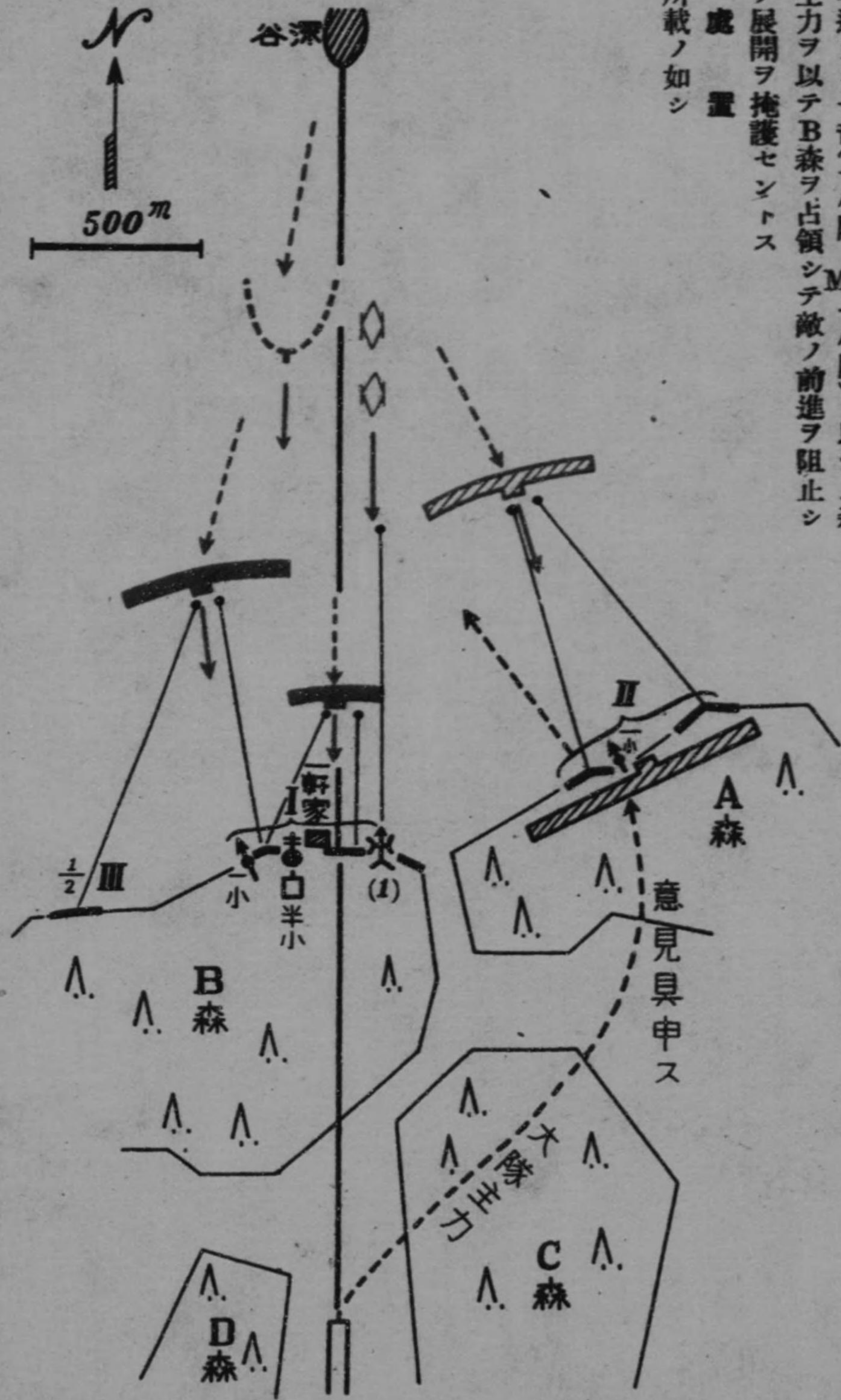
案

原案

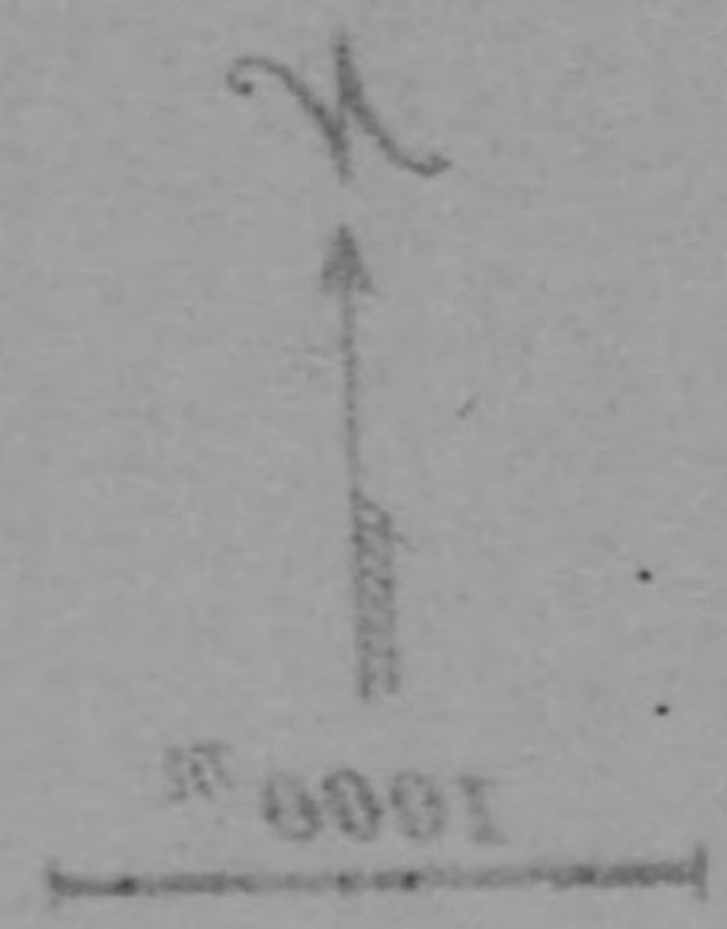
決心

中隊ハ速カニ一部(一小隊トMG一小隊)ヲ以テA森ヲ、主力ヲ以テB森ヲ占領シテ敵ノ前進ヲ阻止シ大隊ノ展開ヲ掩護セントス

要圖所載ノ如シ

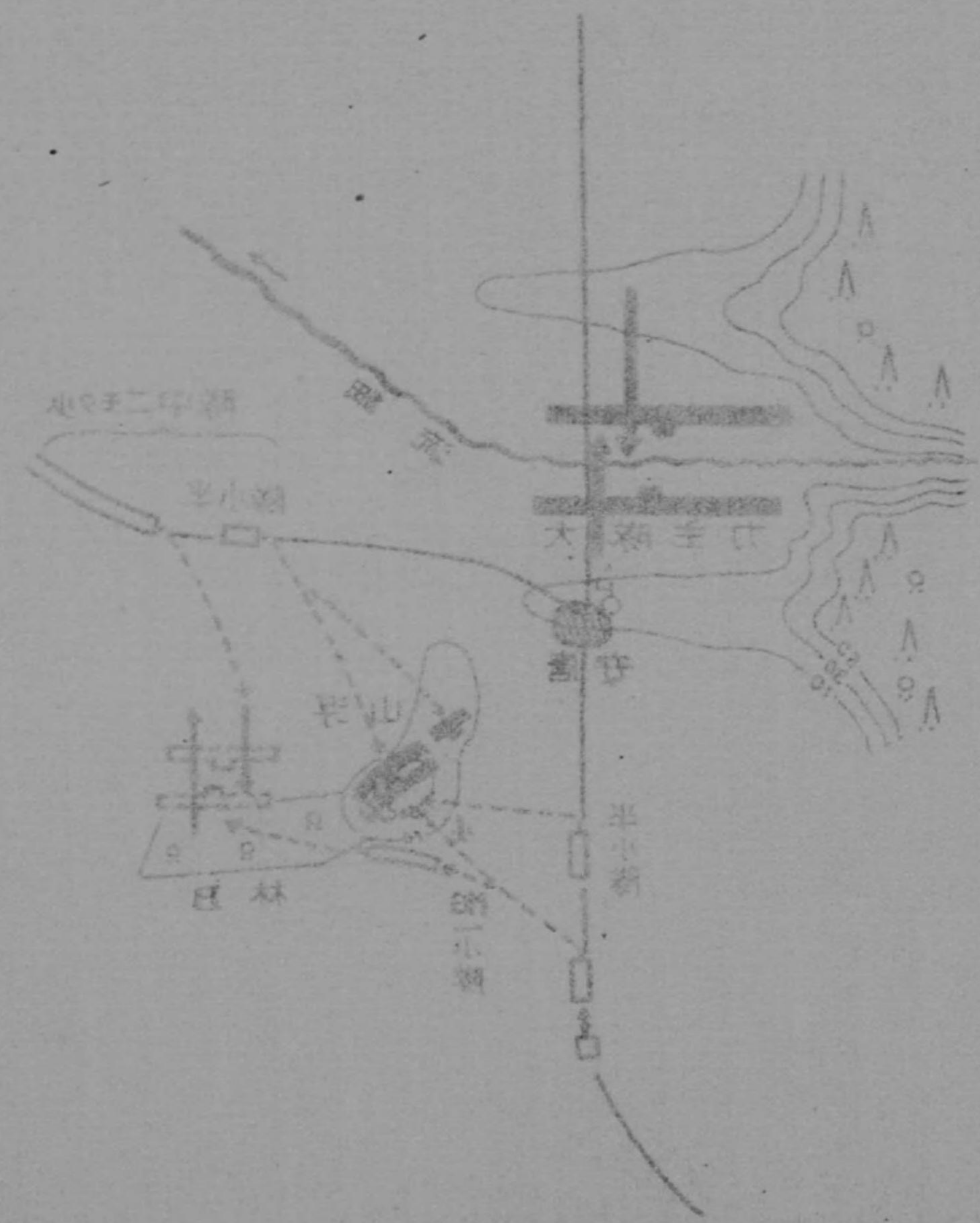


本圖は、  
 主要な  
 諸島及び  
 諸島間の  
 交通路を  
 示す。其の  
 中、大島  
 及び小島  
 間の交通  
 路は、本  
 島と小島  
 間の交通  
 路に比し、  
 古くより  
 交通が盛  
 んである  
 こと、以  
 て、本島  
 と小島間  
 の交通路  
 を、本島  
 と小島間  
 の交通路  
 とし、本  
 島と小島  
 間の交通  
 路を、本  
 島と小島  
 間の交通  
 路とす。



第八原案

案



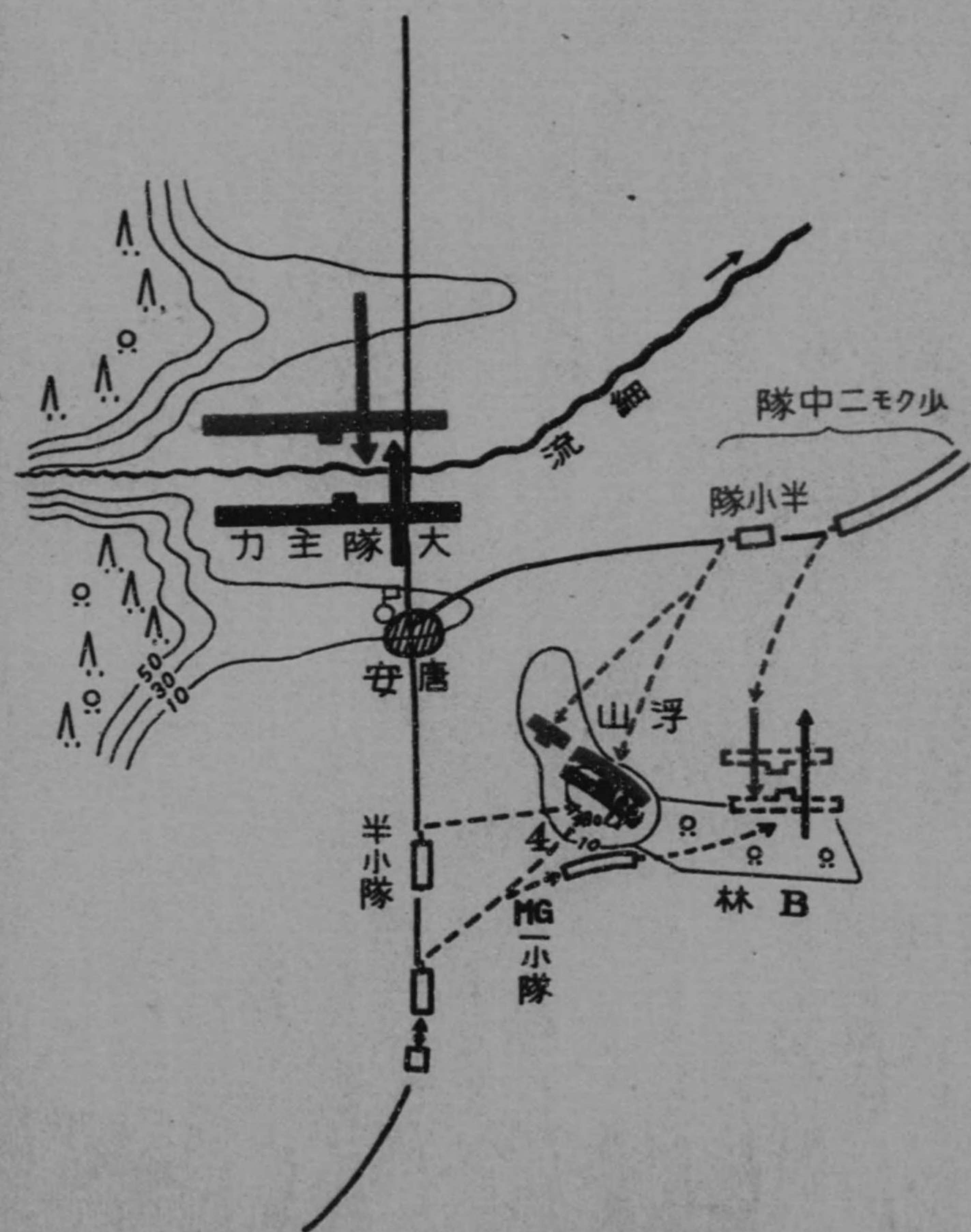
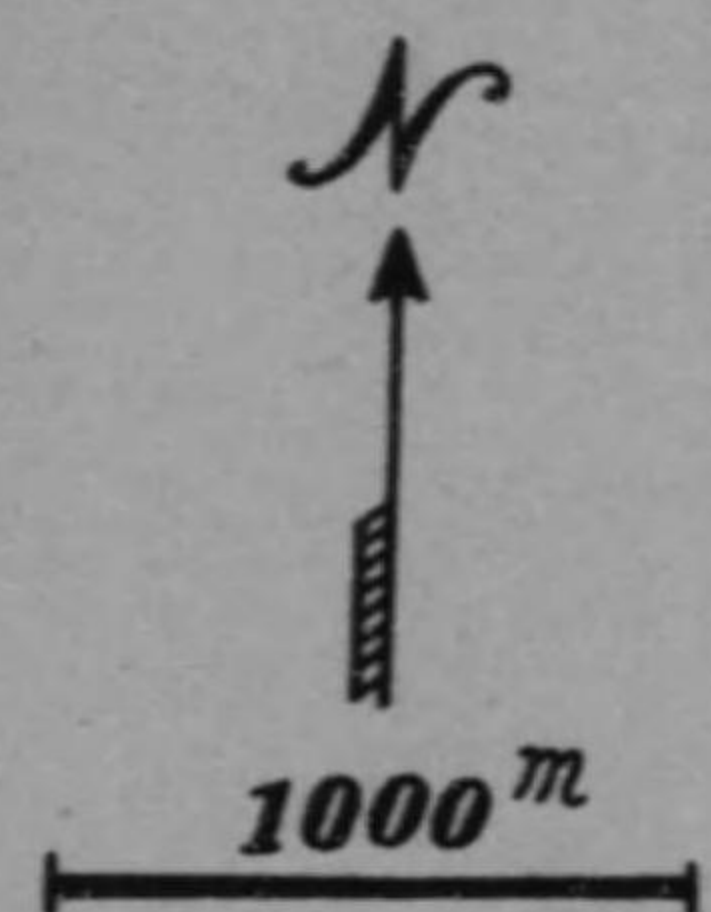
原案

決心

中隊ハ新來ノ敵ヲ攻撃スル目的  
 ヲ以テ全力ヲ擧ゲ速カニ浮山ヲ  
 占領スルト共ニ成ルベク多クノ  
 兵力ヲB林方面ニ移シ同方面ニ  
 重點ヲ保持シツツ當面ノ敵ヲ攻  
 撃シ之ヲ敵主力方面ニ壓倒撃滅  
 セントス

主要ナル處置

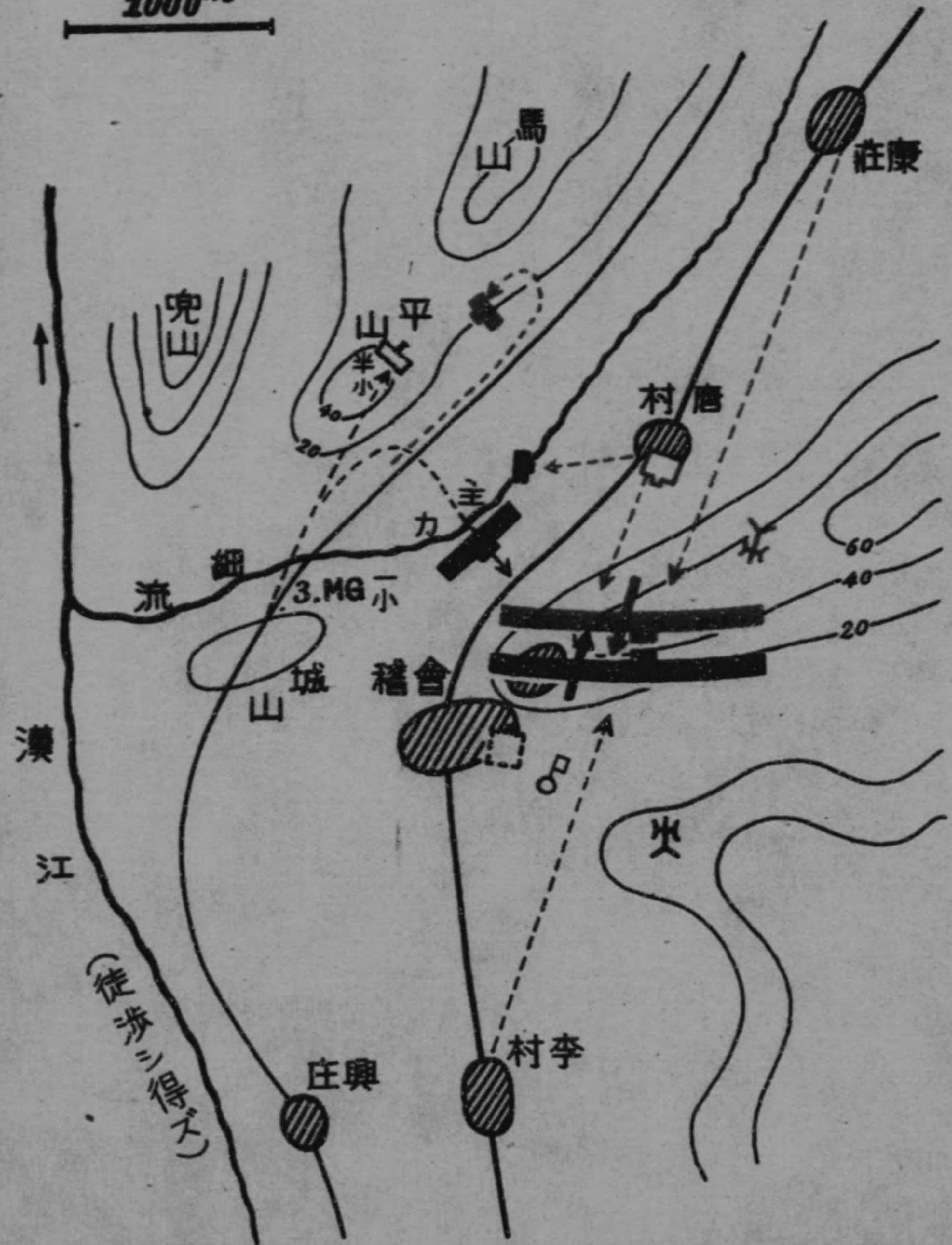
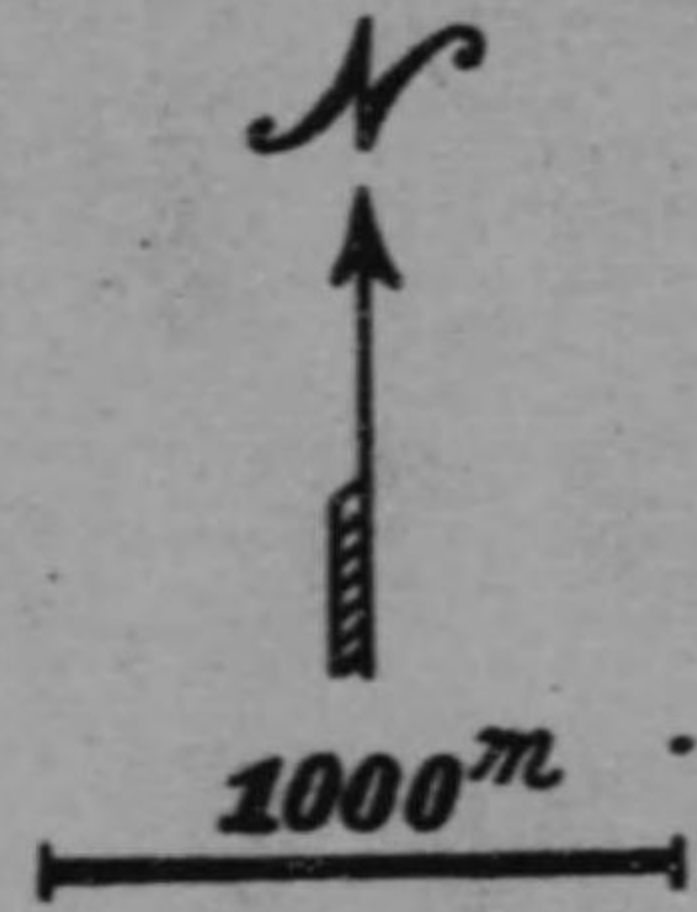
要圖所載ノ如シ



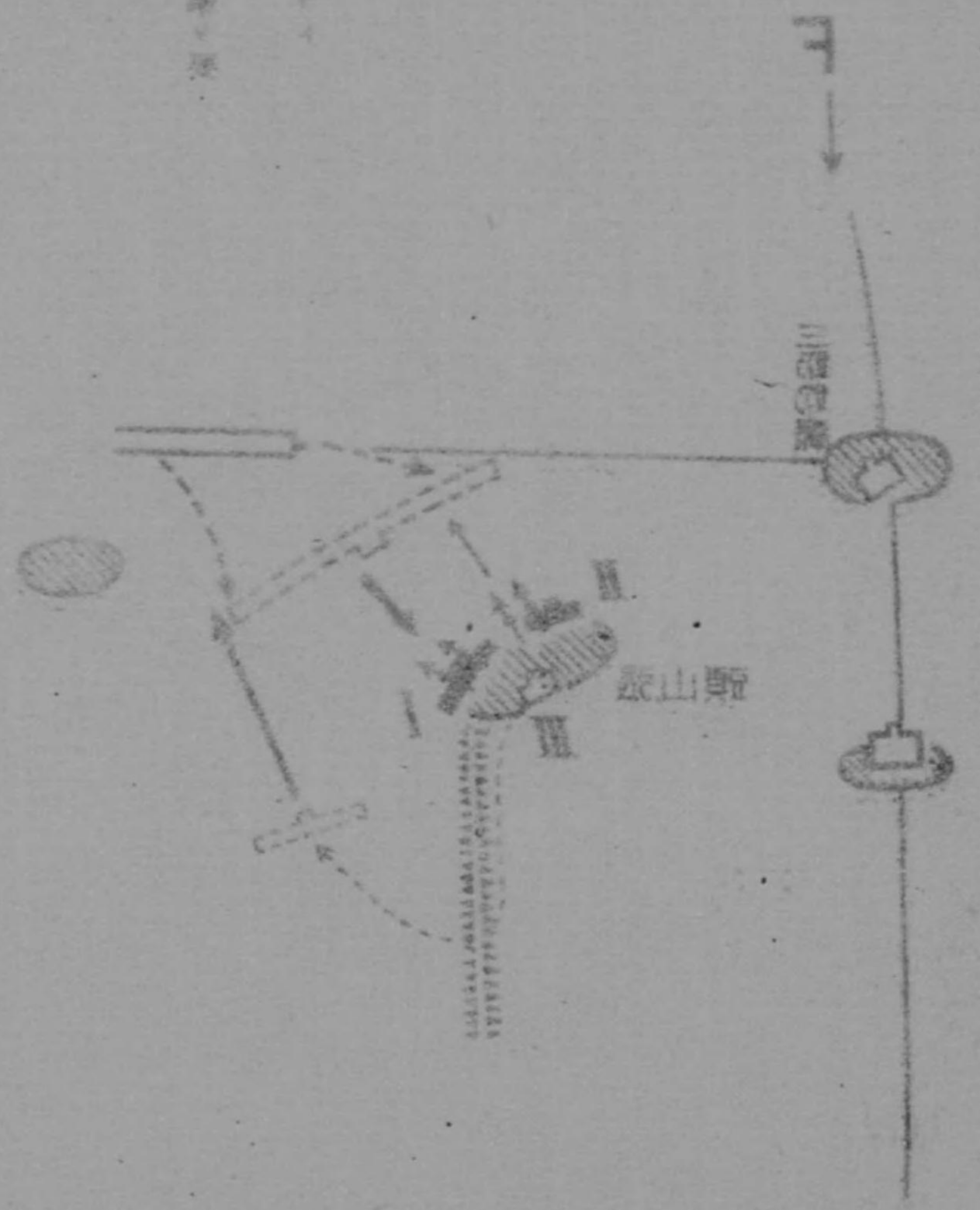


原案

決心  
 中隊ハ當面ノ敵ヲ急追シ  
 速カニ平山ヲ占領スルト  
 共ニ一部ヲ以テ同地ヲ確  
 保セシメ主力ハ本戰參與  
 ノ目的ヲ以テ直チニ敵第  
 一線ノ右翼ニ向ヒ攻撃セ  
 ントス  
 處置  
 要圖所載ノ如シ



1000 尺



(本ノ各點ニ於テ取テラフ)

一、全圖ヲ詳細ニ考ヘテ取テラフ

二、本圖ノ各點ニ於テ取テラフ

三、本圖ノ各點ニ於テ取テラフ

四、本圖ノ各點ニ於テ取テラフ

五、本圖ノ各點ニ於テ取テラフ

六、本圖ノ各點ニ於テ取テラフ

七、本圖ノ各點ニ於テ取テラフ

八、本圖ノ各點ニ於テ取テラフ

九、本圖ノ各點ニ於テ取テラフ

第十原案

案



原案

決心

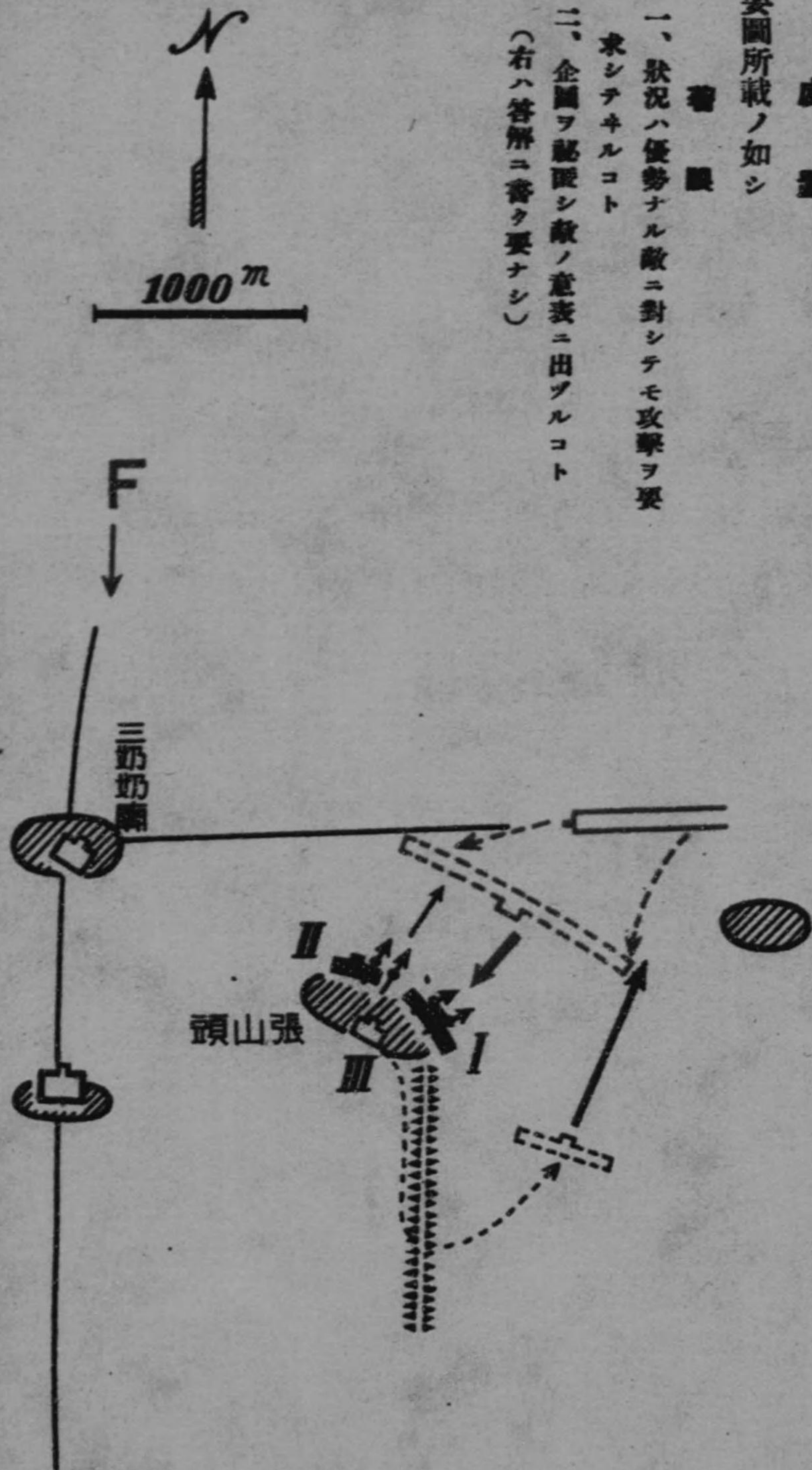
中隊ハ速カニ張山頭ニ蔭蔽展開シ敵ノ前進ヲ待ツテ之ヲ急襲シ攻撃セントス

處置

要圖所載ノ如シ

着眼

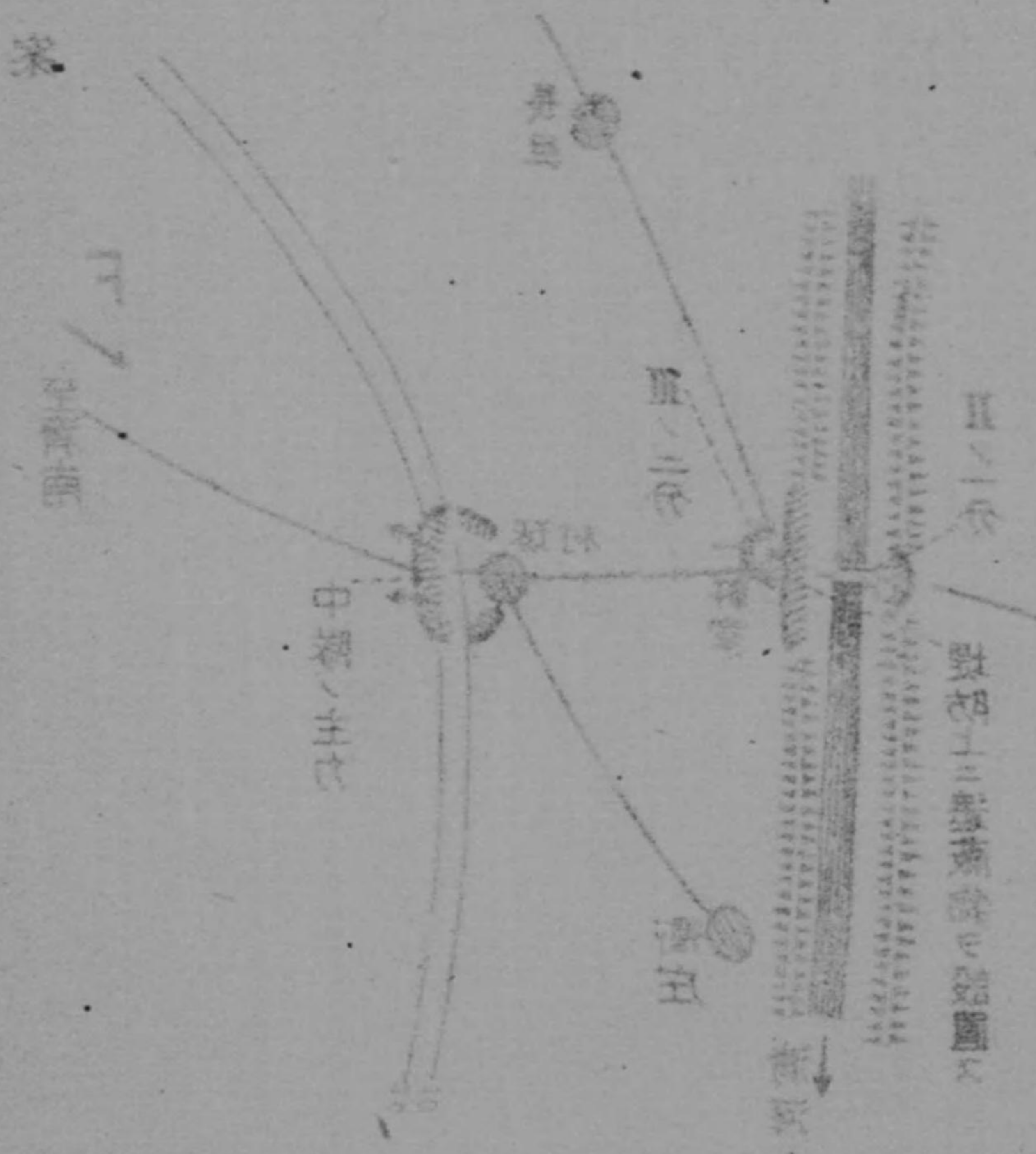
- 一、状況ハ優勢ナル敵ニ對シテモ攻撃ヲ要求シテキルコト
  - 二、企圖ヲ秘匿シ敵ノ意表ニ出ヅルコト
- (右ハ答解ニ當タ要ナシ)





一、本圖は、  
 二、  
 三、  
 四、

一、  
 二、  
 三、  
 四、  
 五、



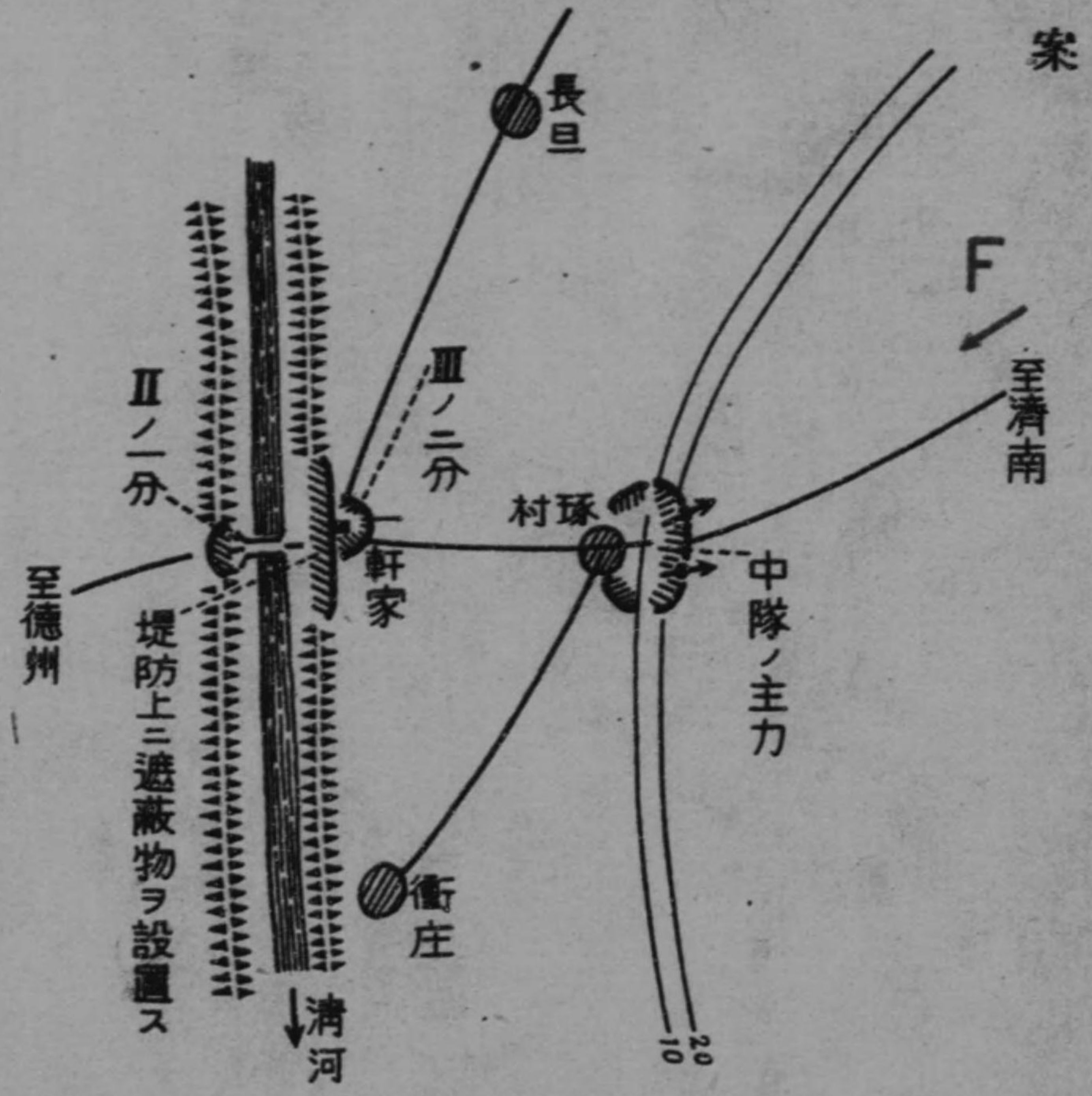
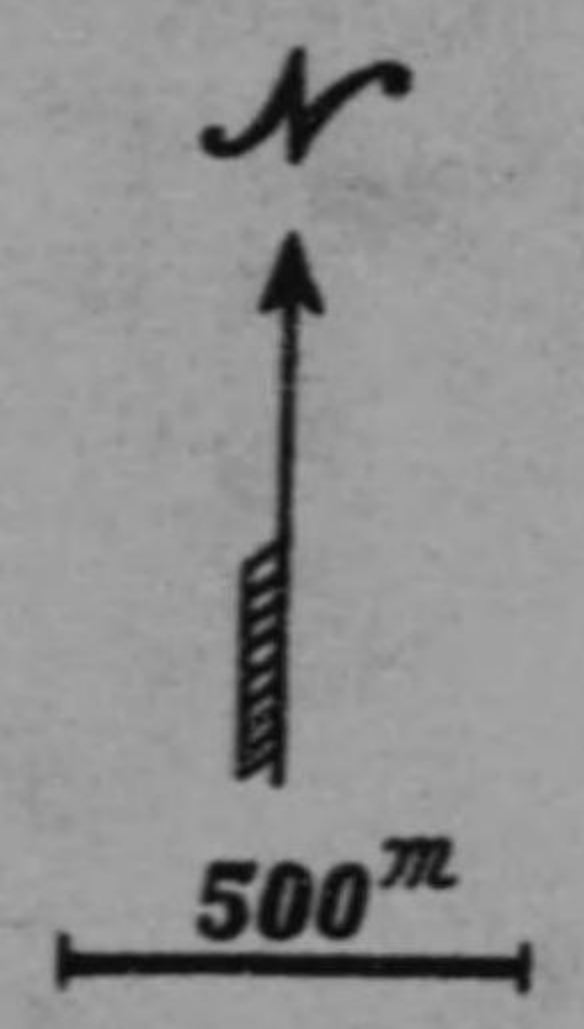
第十一原案

原案

決心

中隊ハ一部ヲ以テ橋梁附近ニ於テ  
直接警戒ニ任ゼシムルト共ニ主力  
ヲ以テ琢村東方臺端附近ニ陣地ヲ  
占領シ濟南方向ノ敵ヲ拒止セント  
ス

要圖所載ノ如シ



- 考 備
- 一、橋梁東西ノ部隊ハ長銃一指揮ス
  - 二、長旦及衝庄ニハ中隊ヨリ駐止斥候ヲ出ス
  - 三、濟南方向ニハ近距離ニ中隊ヨリ搜索斥候ヲ出ス



城十中編長二同心之設計

(一) 大編長ニ想定區域心ニ據ル

(二) 要路阻斷ノ慮

城門

ノ大

丸壁ノ間隔ヲ長ク設テ二層ノ城ヲ築ク

一 主門ヲ第五段ニ築キテ二層ノ城ヲ築ク

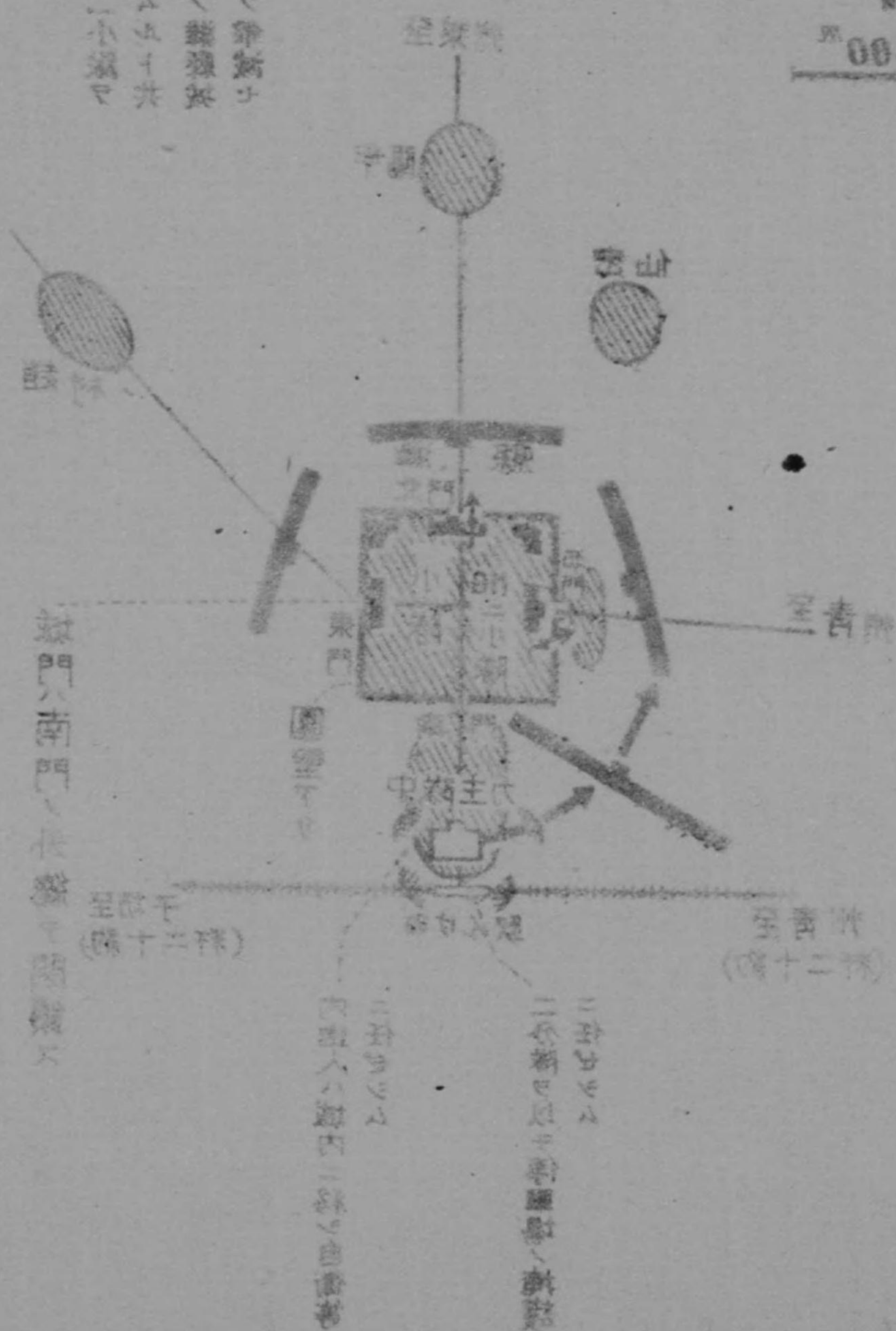
一 二層ノ城ヲ築キテ二層ノ城ヲ築ク

一 中門ハ第五段ニ一階ノ小城ニ二層ノ城ヲ築ク

城門

第十二原案

城門



至青洲 (第十二種)

至干 (第十二種)

二層ノ城ヲ築ク  
二層ノ城ヲ築ク

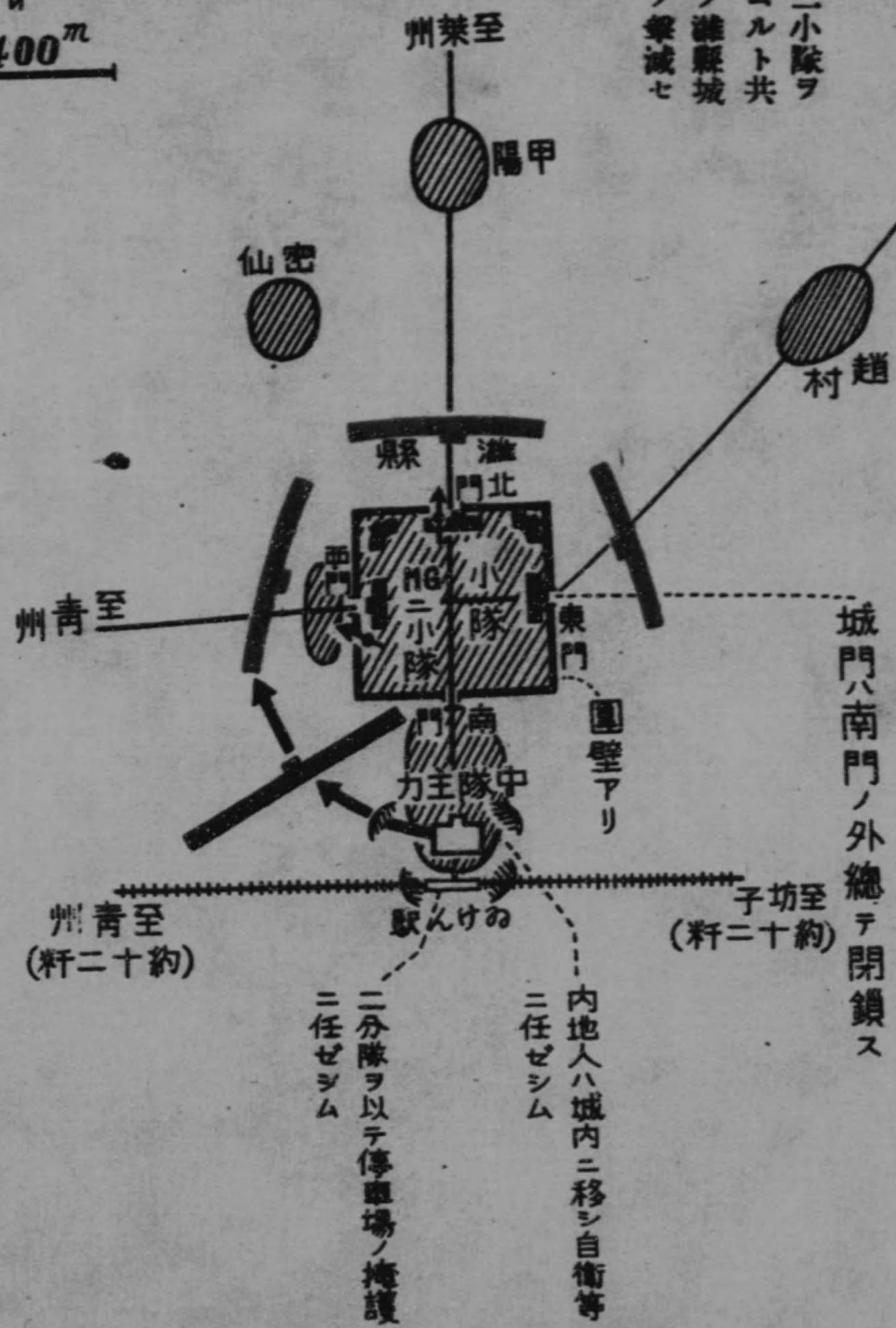
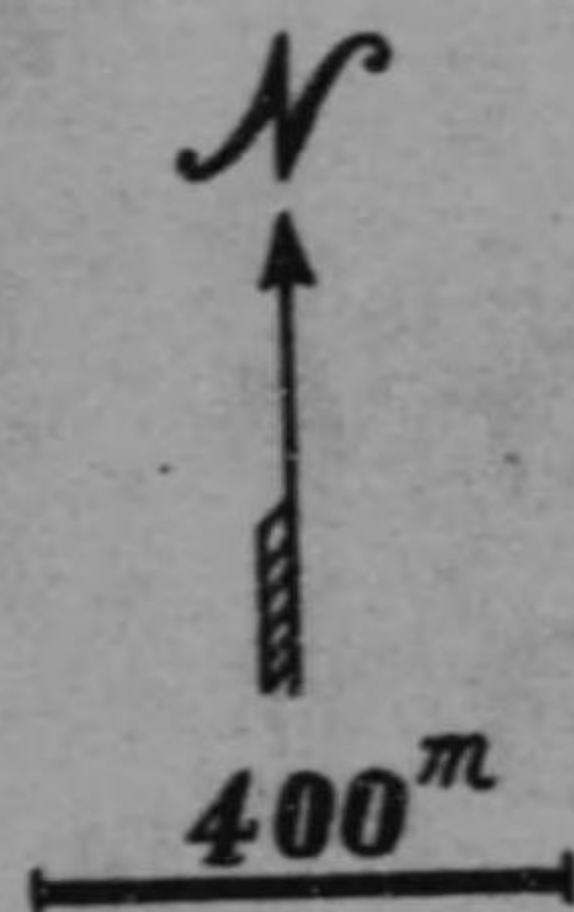
二層ノ城ヲ築ク  
二層ノ城ヲ築ク

城門ハ南門ノ長邊ニ開ク

原案

決心  
 中隊ハ速カニ一部(一小隊ニMG二小隊ヲ屬ス)ヲ以テ濰縣城ヲ確保セシムルト共ニ主力ヲ現在地ニ集結セシメ敵ノ濰縣城攻撃ノ間機ヲ見テ攻勢ニ轉ジ敵ヲ撃滅セントス

- 處置
- 一、要圖所載ノ如シ
  - 二、大隊長ニ狀況及決心ヲ報告
  - 第十中隊長ニ同ジク通報

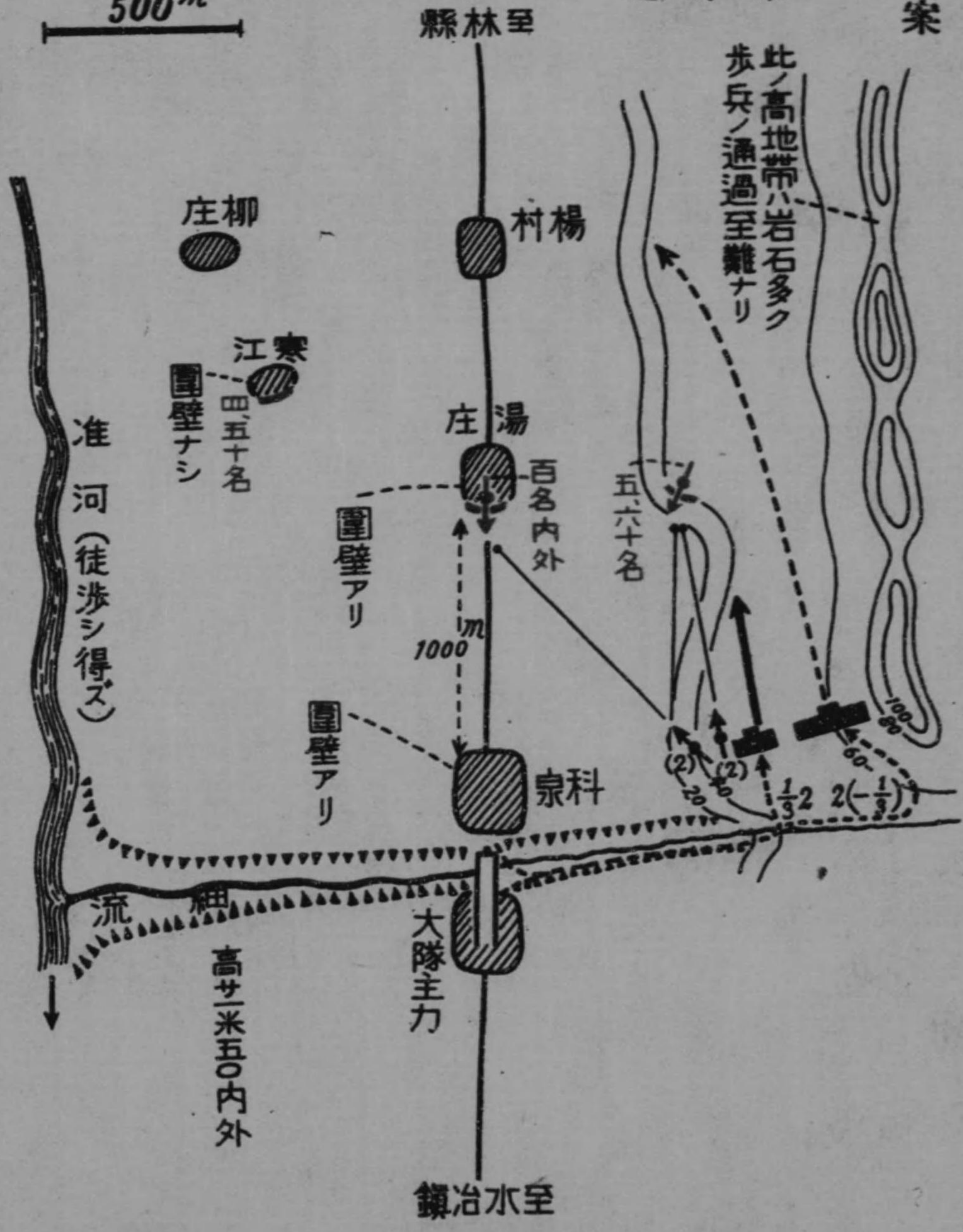
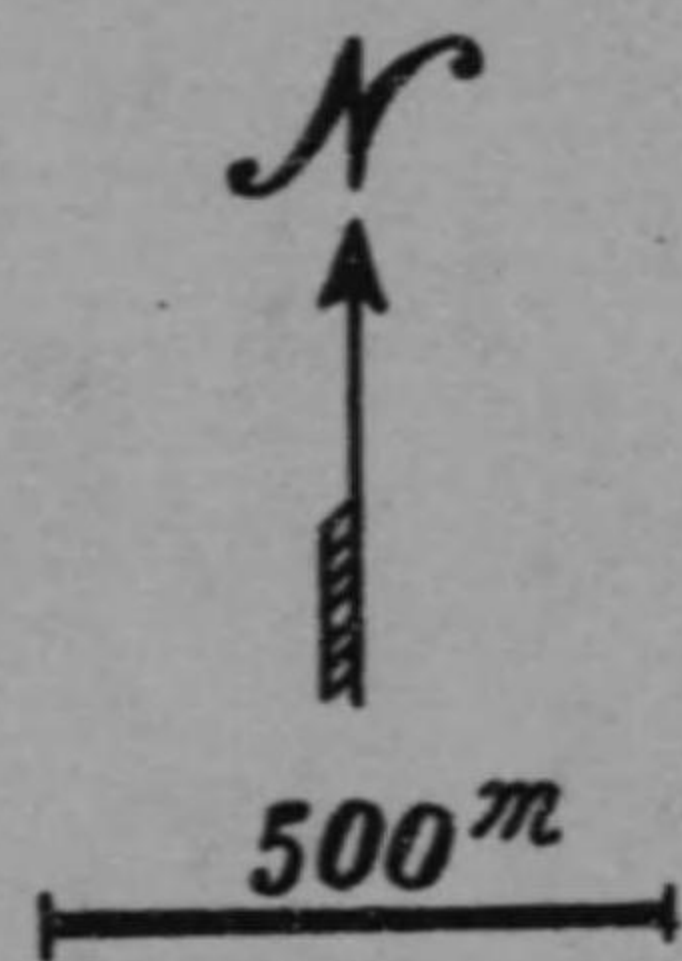




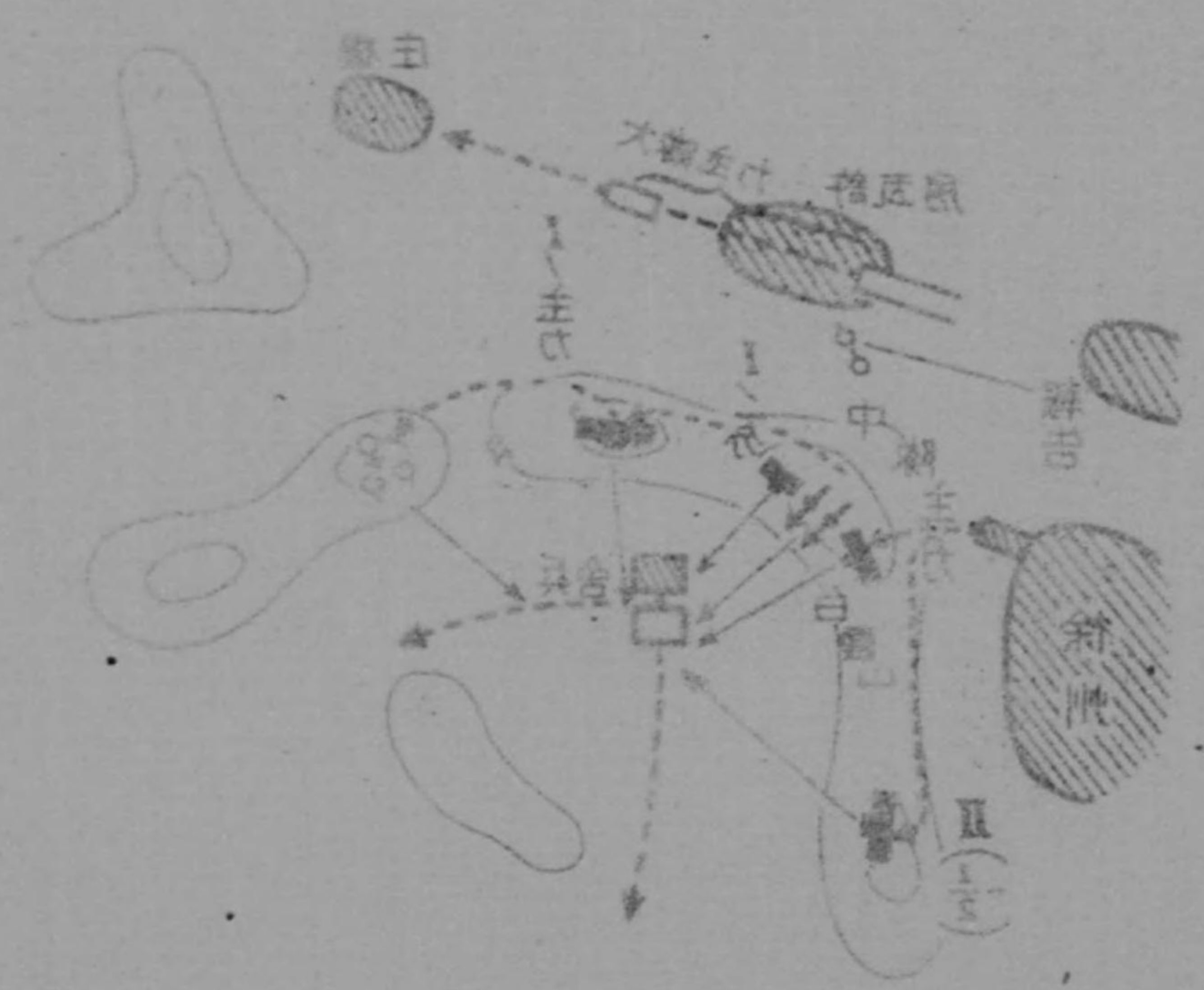
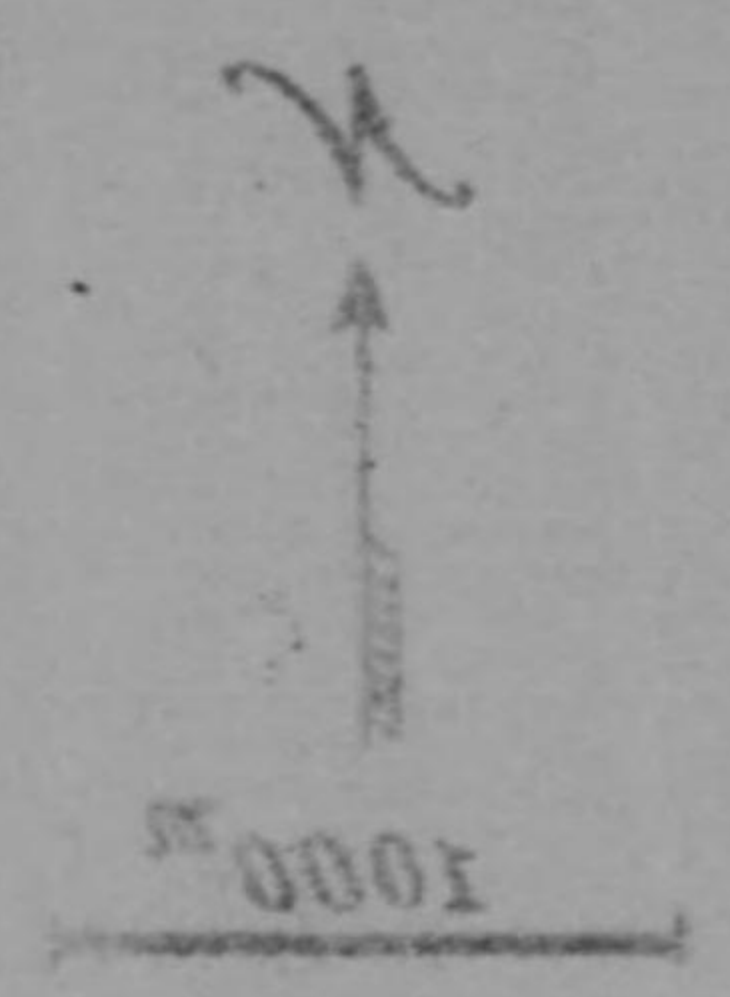
原案

尖兵中隊ハ速カニ全力ヲ以テ東方臺地方面ニ移動シ敵ノ左翼陣地ヲ蹴破シテ楊村方向ニ敵ヲ追撃セントス

主要ナル處置  
要圖所載ノ外右決心ヲ速カニ大隊長ニ報告ス



臺灣河海ノ成ル  
 一、海峽ニシテ  
 二、海峽ニシテ  
 三、海峽ニシテ  
 四、海峽ニシテ  
 五、海峽ニシテ  
 六、海峽ニシテ  
 七、海峽ニシテ  
 八、海峽ニシテ  
 九、海峽ニシテ  
 十、海峽ニシテ  
 十一、海峽ニシテ  
 十二、海峽ニシテ  
 十三、海峽ニシテ  
 十四、海峽ニシテ  
 十五、海峽ニシテ  
 十六、海峽ニシテ  
 十七、海峽ニシテ  
 十八、海峽ニシテ  
 十九、海峽ニシテ  
 二十、海峽ニシテ



第十四原案

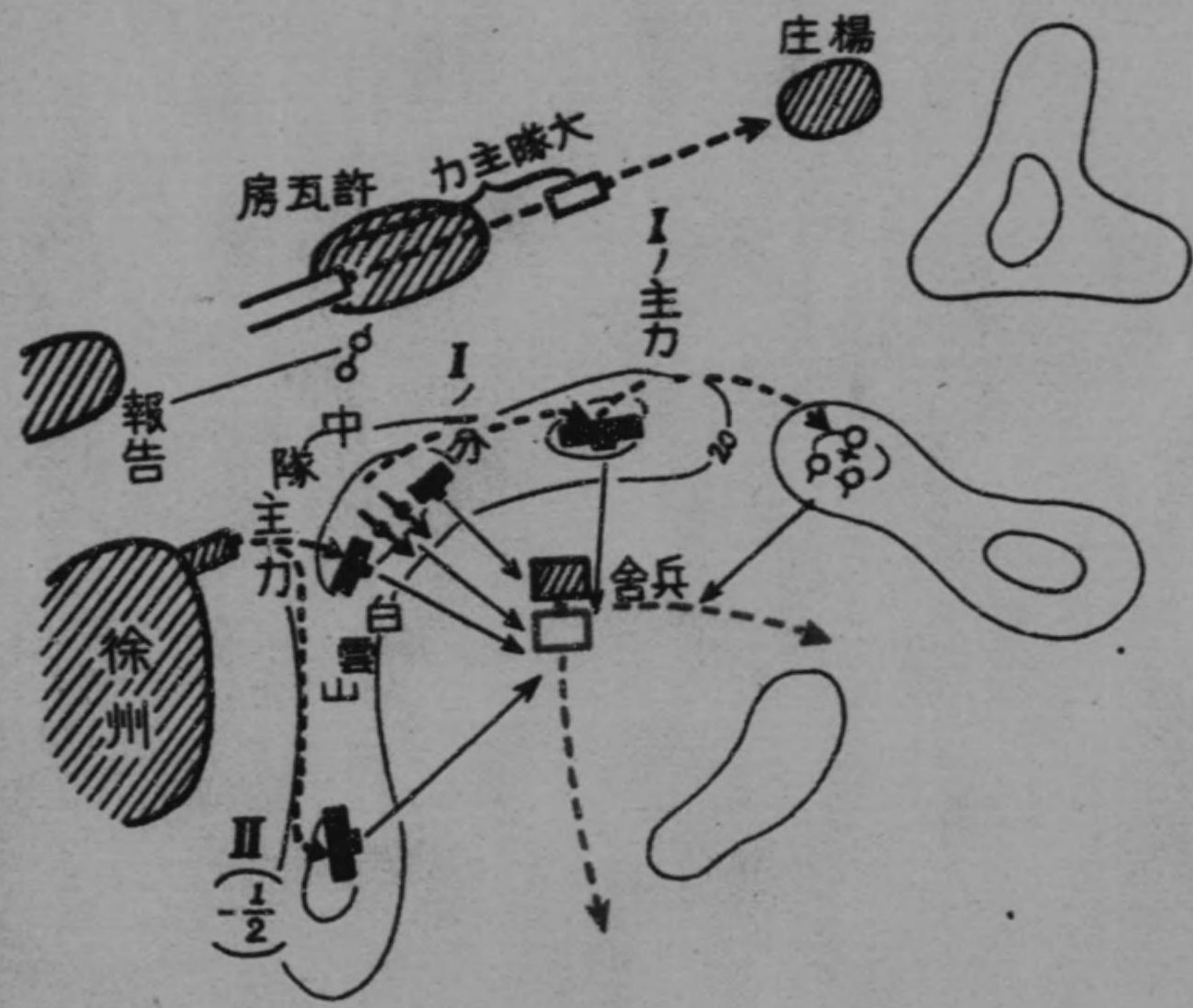
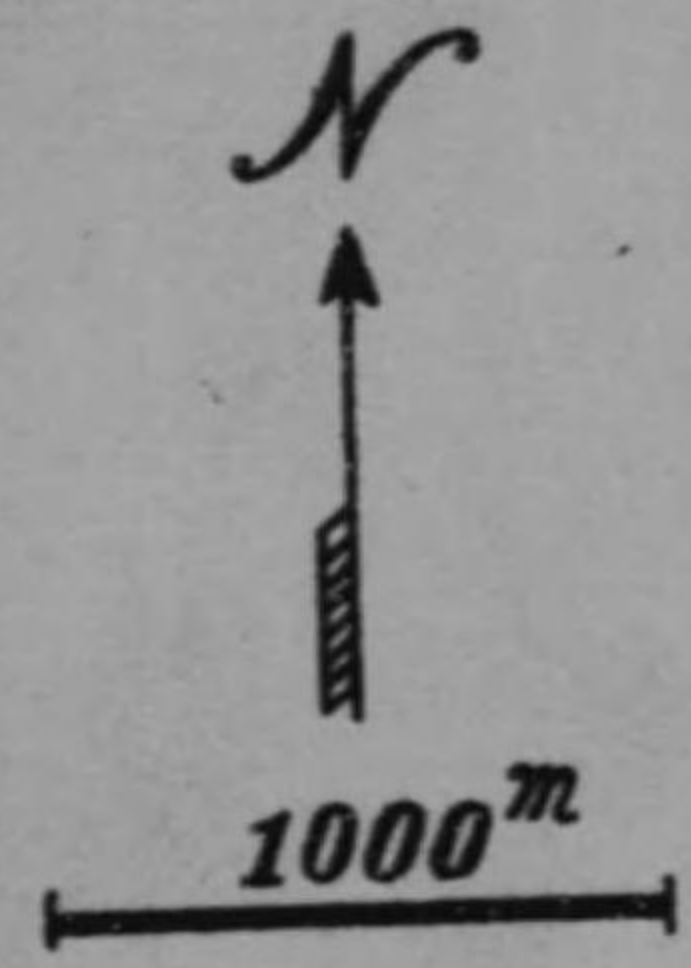
湖

案



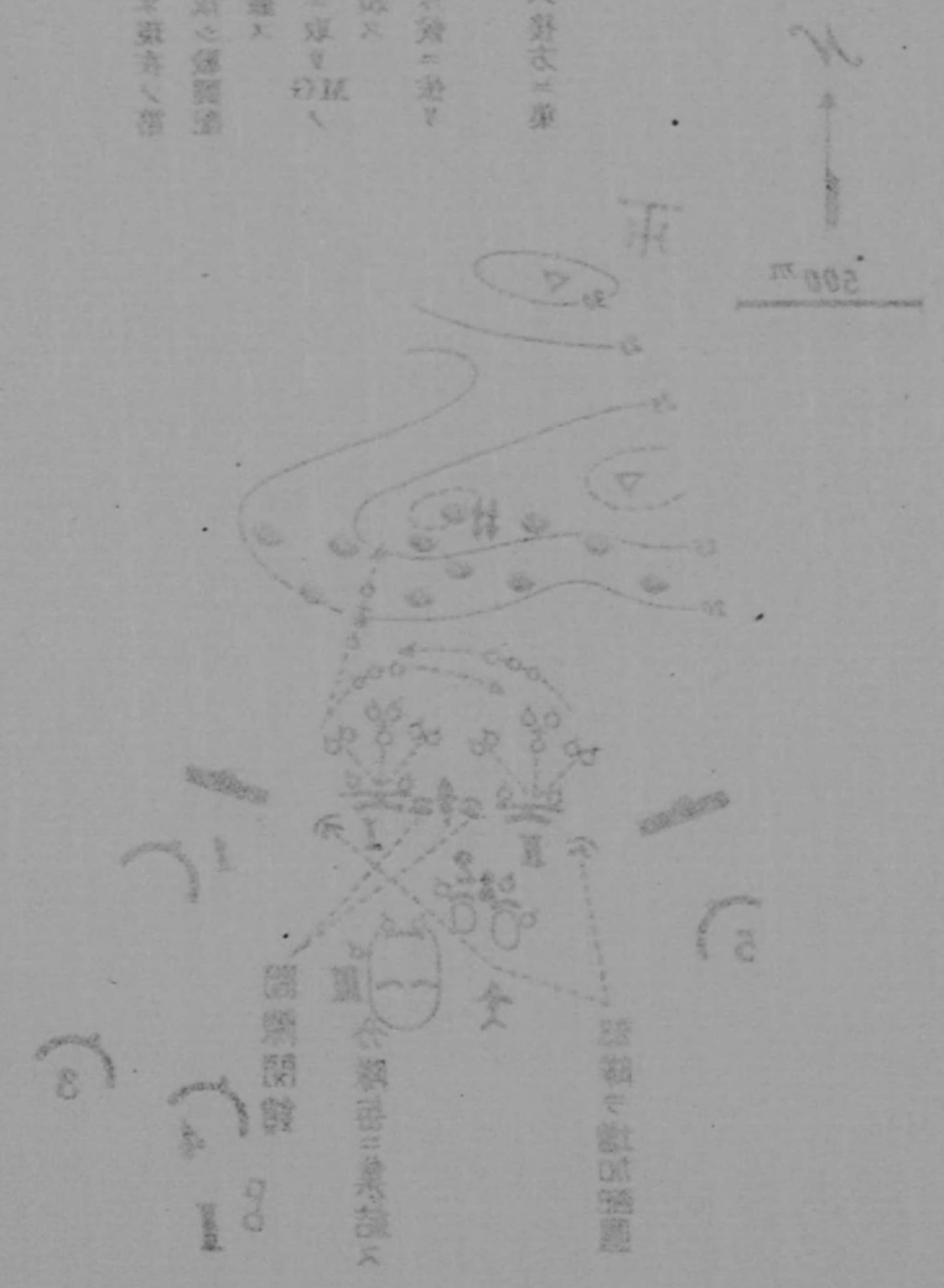
決心  
 中隊ハ神速且密カニ各  
 一部ヲ以テ白雲山ノ東  
 方及南方高地ヲ、主力  
 ヲ以テ白雲山ヲ占領シ  
 急襲的ニ射撃ヲ以テ敵  
 ヲ攻撃シ之ヲ兵舎附近  
 ニ撃滅セントス  
 處置  
 要圖所載ノ如シ

原案



- 謀ハコト
- 四、新設橋共ハ對ハ對ニ一車  
ヲ通ス
  - 三、舊橋ハ其ノ舊ニテ、新橋ニ至リ  
テ、閉鎖シ、閉鎖シ、閉鎖シ
  - 二、兩橋マ、材木、鉄、鋼、等、  
ヲ用テ、修繕ス
  - 一、橋ノ構造、及、其ノ修繕、等、  
ノ、中、項、ハ、本、案、ニ、依、テ、行、フ

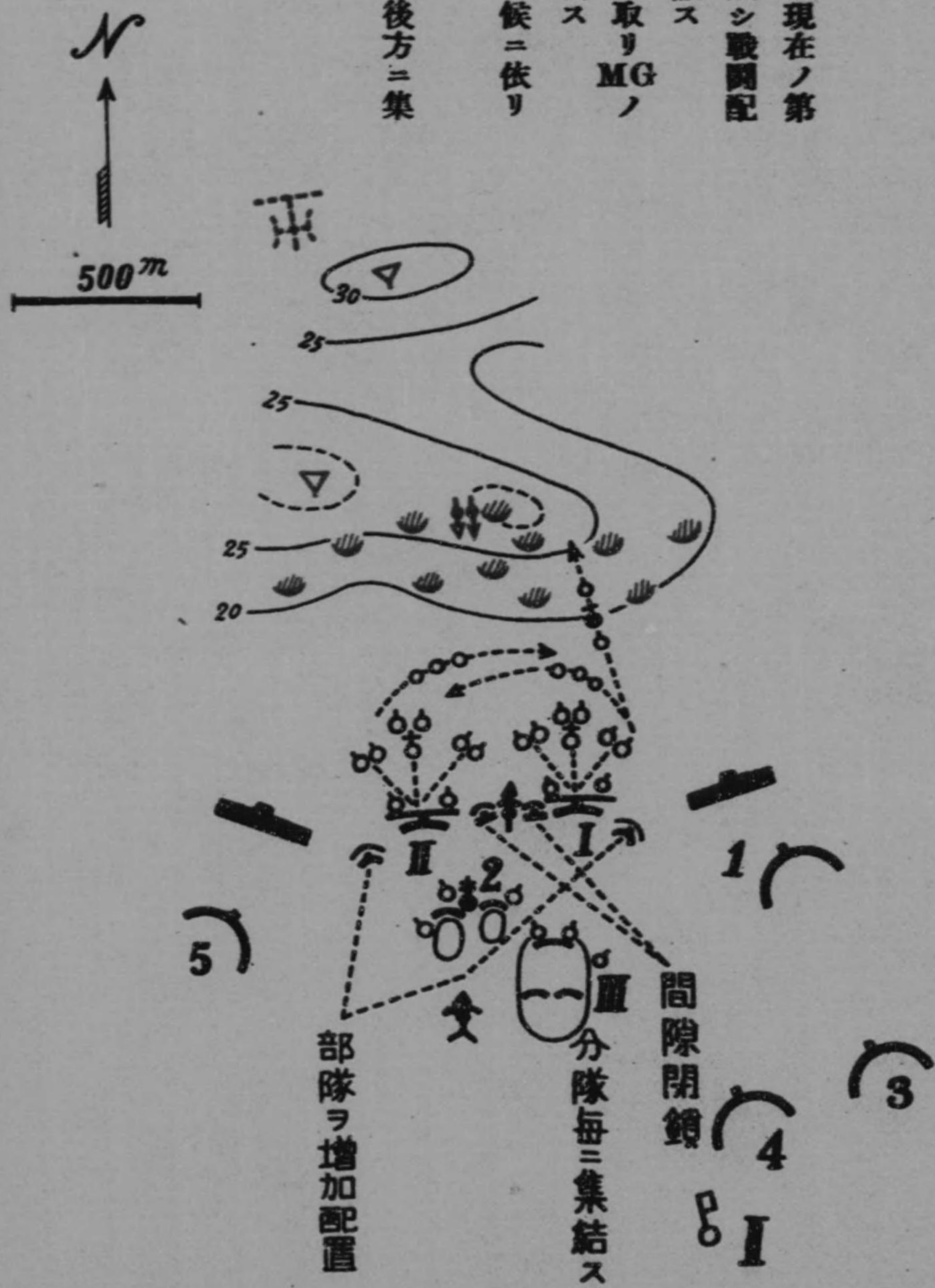
第十五原案



原案

要領

- 一、中隊ハ本夜概ネ現在ノ第一線ニ陣地ヲ構成シ戰鬥配備ニ在リテ夜ヲ徹ス
- 二、兩翼ヲ梯次形ニ取りMGノ兩側ノ間隙ヲ閉鎖ス
- 三、前方ハ歩哨、斥候ニ依リ警戒ス
- 四、豫備隊其ノ他ハ後方ニ集結セシム





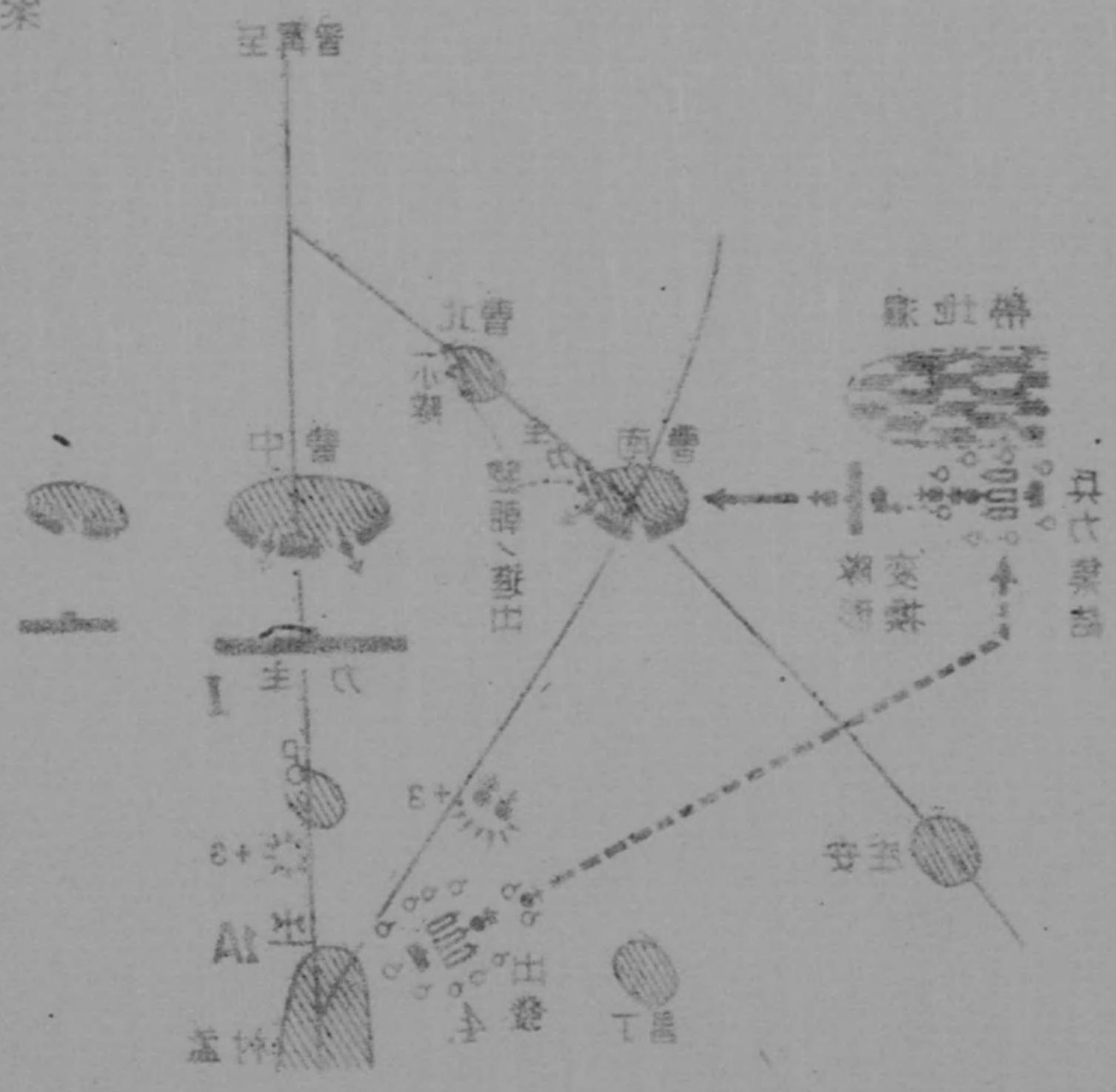
二種ノ増設ス

ニ向シ各巖ナニイテ突入部ハ一帯以テ  
 崩壊部ニニ集積シ、又ハニ崩壊部ノ注流  
 状ニ對テ、其處半十二種原亦散出、  
 中流ハ日中ニ亦開ニ瓦ニ崩壊部近部

要 略

案

第十六原案



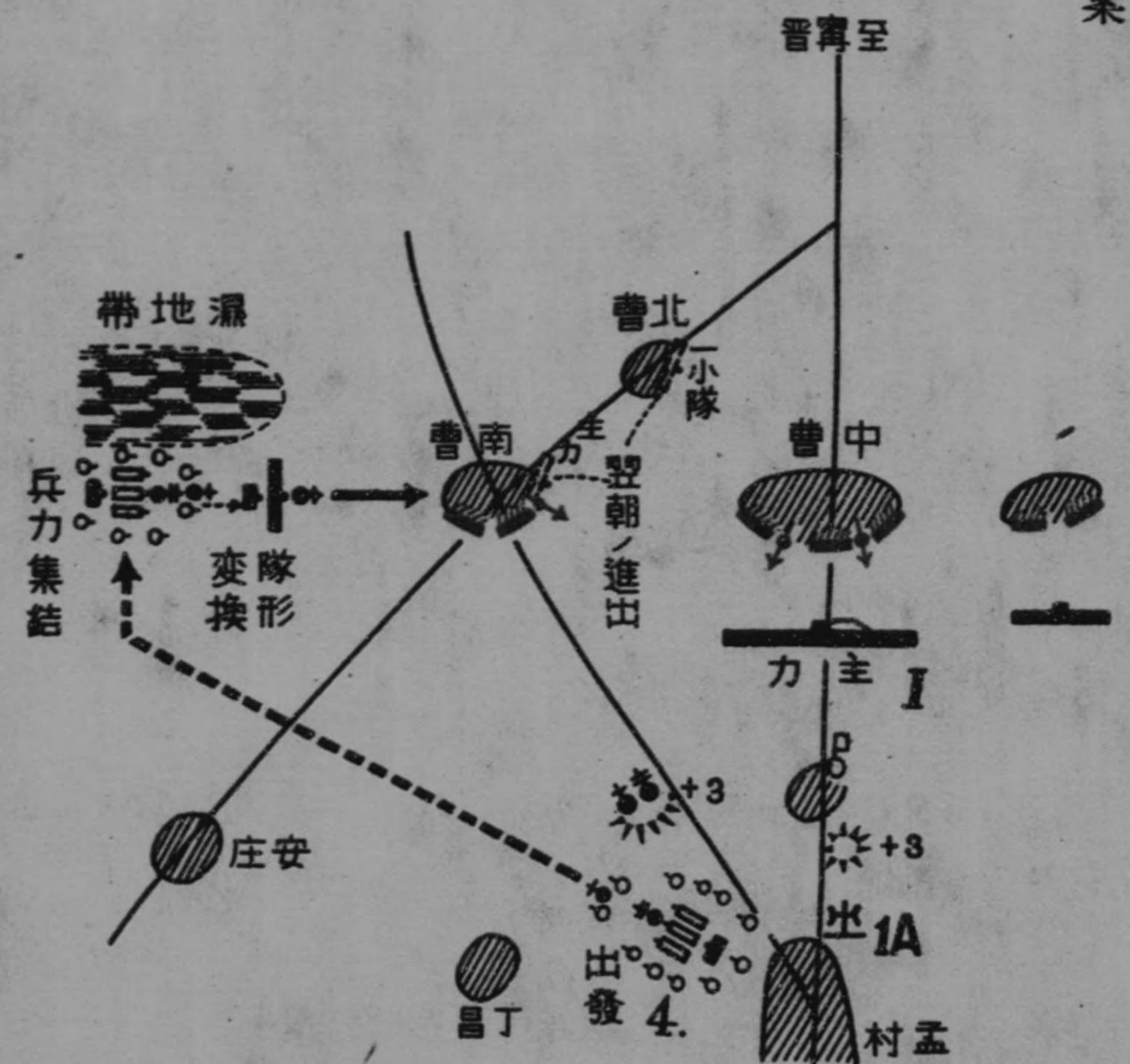
要領

原案

中隊ハ日中ヨリ夜間ニ互リ敵陣地及地形ヲ偵察ノ後夜半十二時現在地出發、濕地南側ニ集結、之ヨリ敵陣地ノ右翼ニ向ヒ奇襲セントス突入時ハ一時乃至二時ト概定ス



500<sup>m</sup>



要道通關ノ以テ  
 邊マ原土ナシイヌ  
 以テ邊マニ安王東南ニ古蹟ノ蹟ノ跡  
 實證ノ其ノ遺蹟ヲ數點ナシムルイ共ニ其ノ跡ヲ  
 本圖ニシテ示シテ向ノ邊ニ據リ置ルルヲ以テ  
 中線ハ邊マニ一線一ノ小線イハ一ノ小線ニ以テ  
 示ス



第十七原案

案

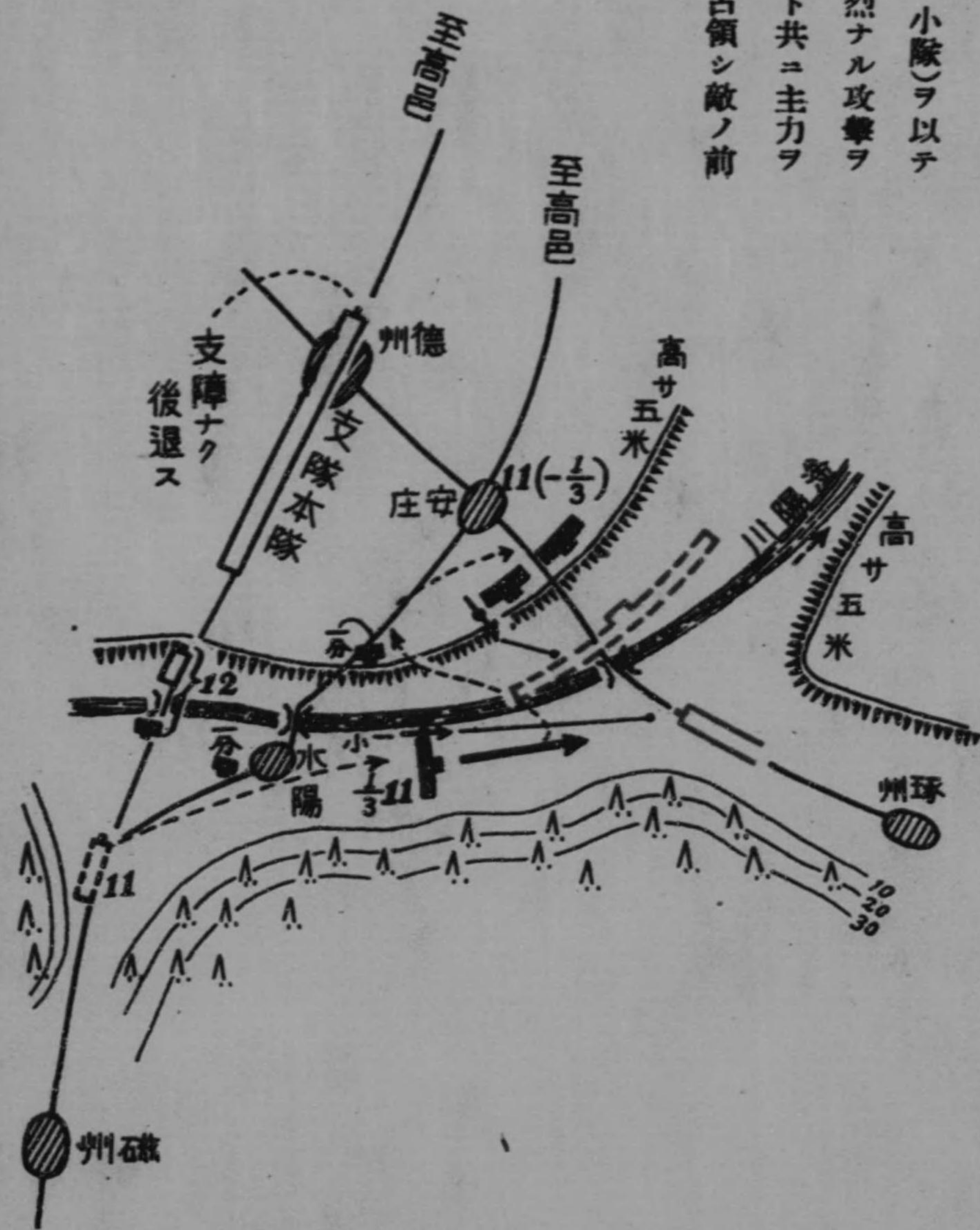
原案

決心

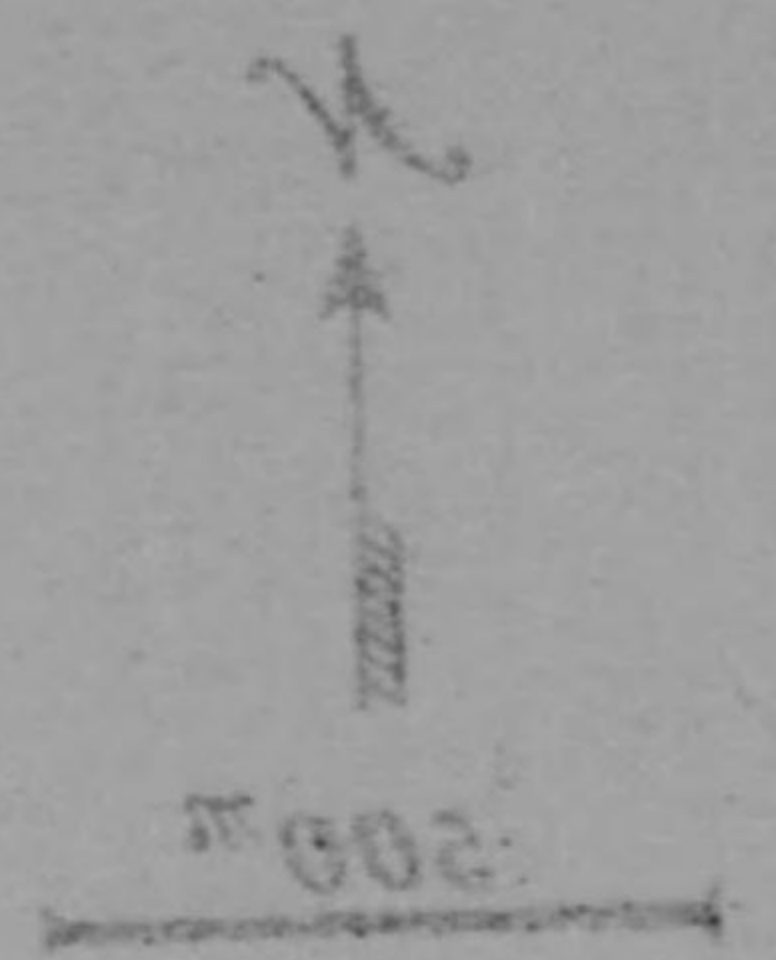
中隊ハ速カニ一部(一小隊トMG一小隊)ヲ以テ  
 水陽ヨリ琢州方向ノ敵ニ對シ猛烈ナル攻撃ヲ  
 實施シ其ノ前進ヲ遲滯セシムルト共ニ主力ヲ  
 以テ速カニ安庄東南方臺地端ヲ占領シ敵ノ前  
 進ヲ阻止セントス

要圖所載ノ如シ

處置



要國湖跡ノ成  
 中ノ湖マ湖跡ニ其跡ナ  
 念致シ長直式向ニ南並  
 中湖ハ湖ニ湖跡式向ニ  
 北 心



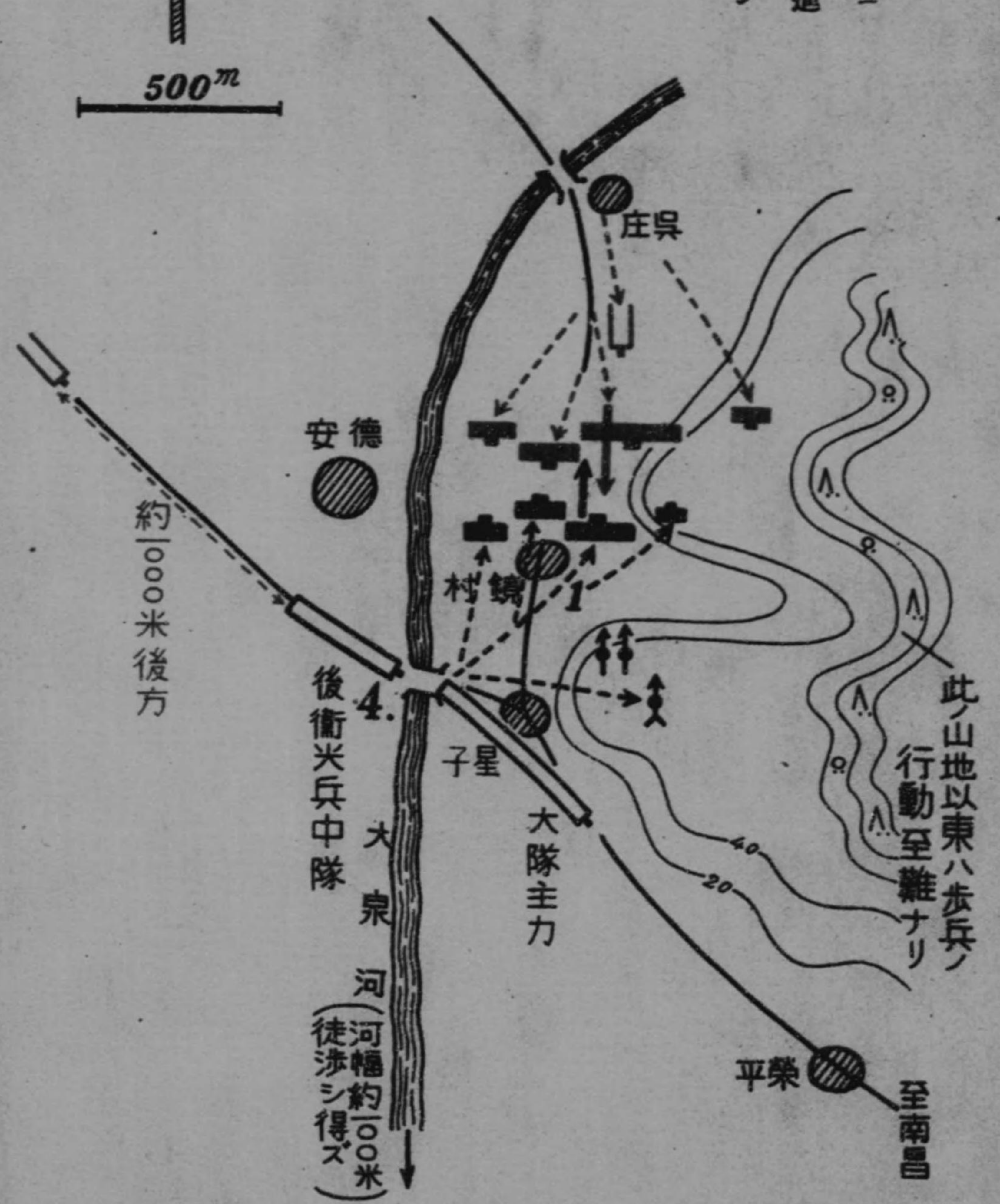
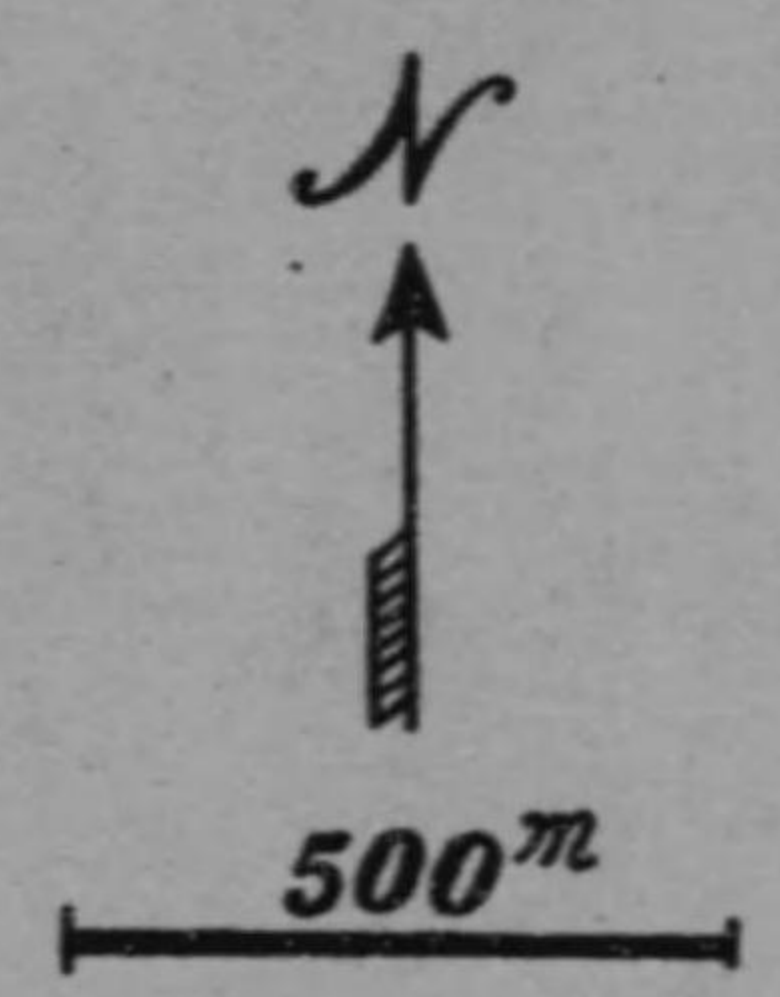
第十八原案

案

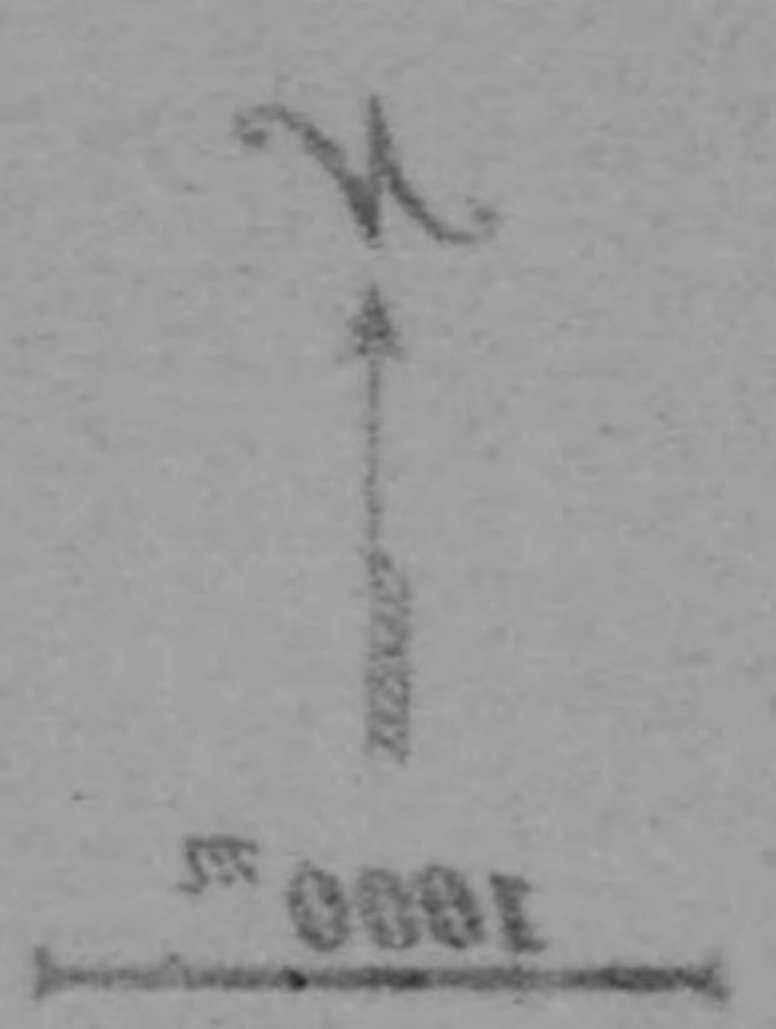


案

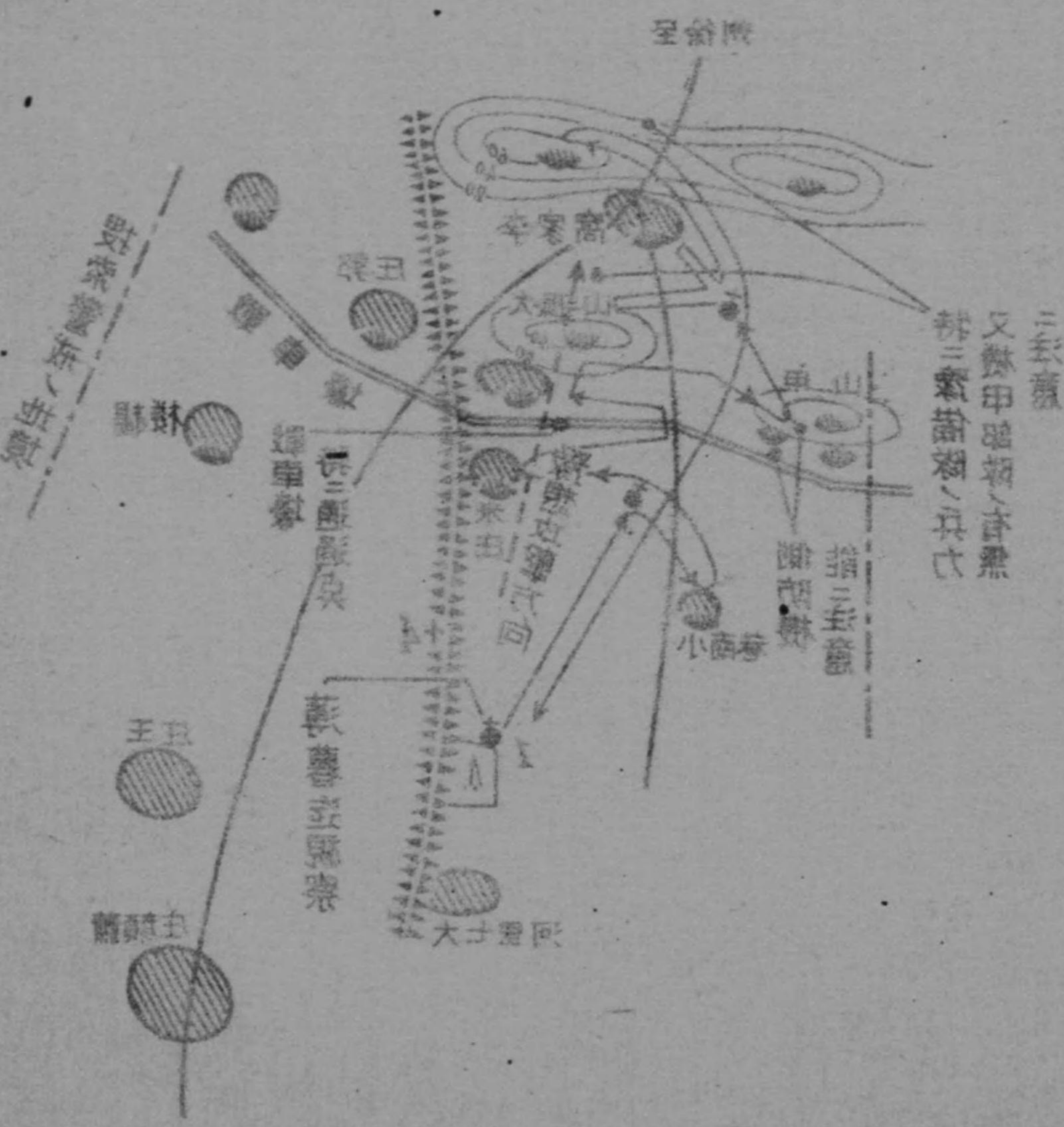
決心  
 中隊ハ速カニ鏡村方向ニ  
 急進シ吳庄方向ヨリ南進  
 中ノ敵ヲ猛烈ニ攻撃セン  
 トス  
 處置  
 要圖所載ノ如シ



一、次向(台山)ニ編シ直且ヲ是申ス  
 二、古相要得ヲ總命シシテ攻取式出(軍備  
 軍備ヲ含ム)五種軍器、一、遠射器ニ射  
 代置(弩)一、射器(弓)一、射器(箭)一、射  
 器(矢)一、射器(砲)一、射器(砲)一、射器  
 一、射器(砲)一、射器(砲)一、射器(砲)一、射器  
 一、射器(砲)一、射器(砲)一、射器(砲)一、射器  
 三、行陣ハ編シ直且ヲ是申ス  
 四、行陣ハ編シ直且ヲ是申ス  
 五、行陣ハ編シ直且ヲ是申ス  
 六、行陣ハ編シ直且ヲ是申ス  
 七、行陣ハ編シ直且ヲ是申ス  
 八、行陣ハ編シ直且ヲ是申ス  
 九、行陣ハ編シ直且ヲ是申ス  
 十、行陣ハ編シ直且ヲ是申ス  
 十一、行陣ハ編シ直且ヲ是申ス  
 十二、行陣ハ編シ直且ヲ是申ス  
 十三、行陣ハ編シ直且ヲ是申ス  
 十四、行陣ハ編シ直且ヲ是申ス  
 十五、行陣ハ編シ直且ヲ是申ス  
 十六、行陣ハ編シ直且ヲ是申ス  
 十七、行陣ハ編シ直且ヲ是申ス  
 十八、行陣ハ編シ直且ヲ是申ス  
 十九、行陣ハ編シ直且ヲ是申ス  
 二十、行陣ハ編シ直且ヲ是申ス



第十九原案

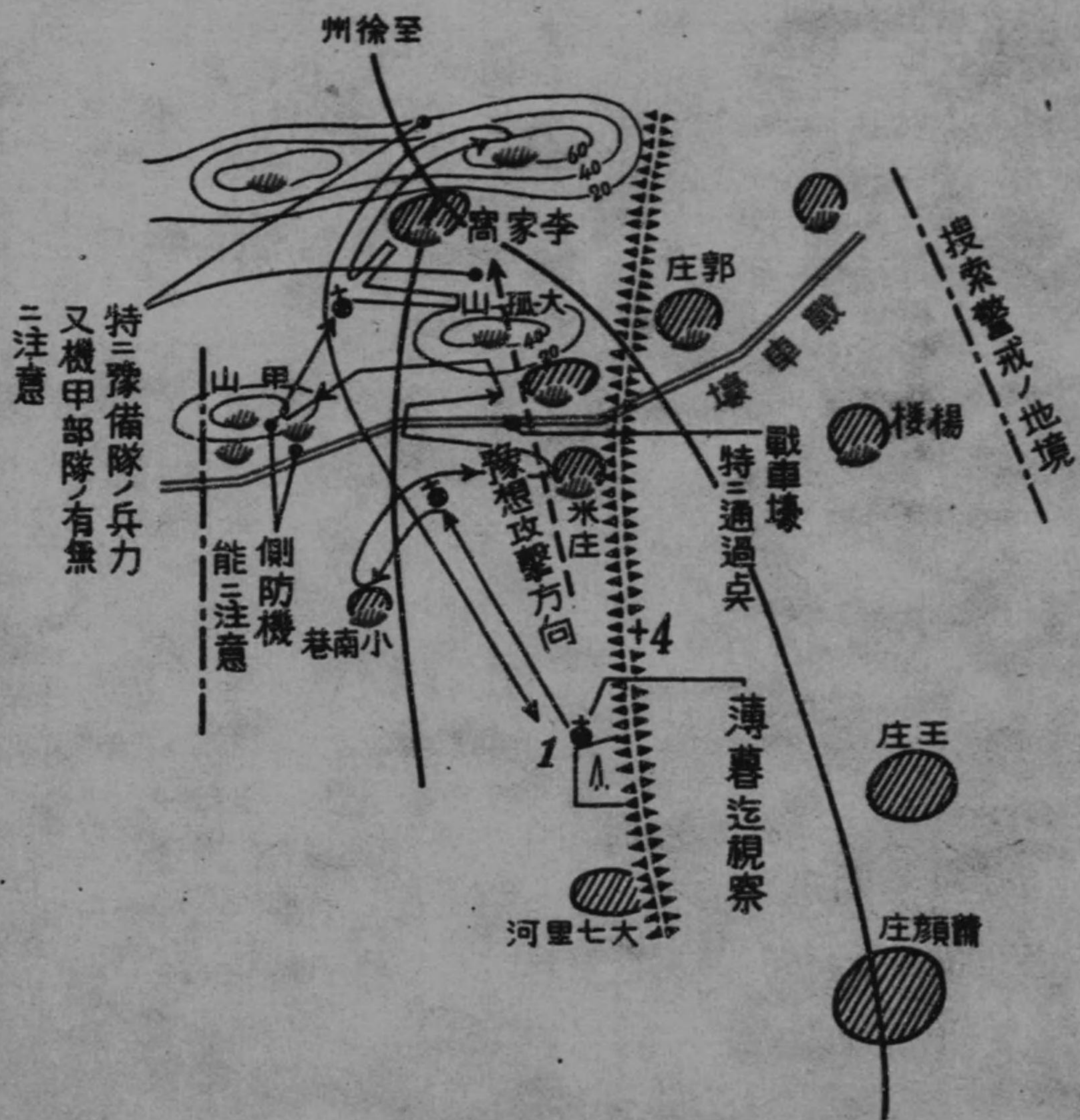
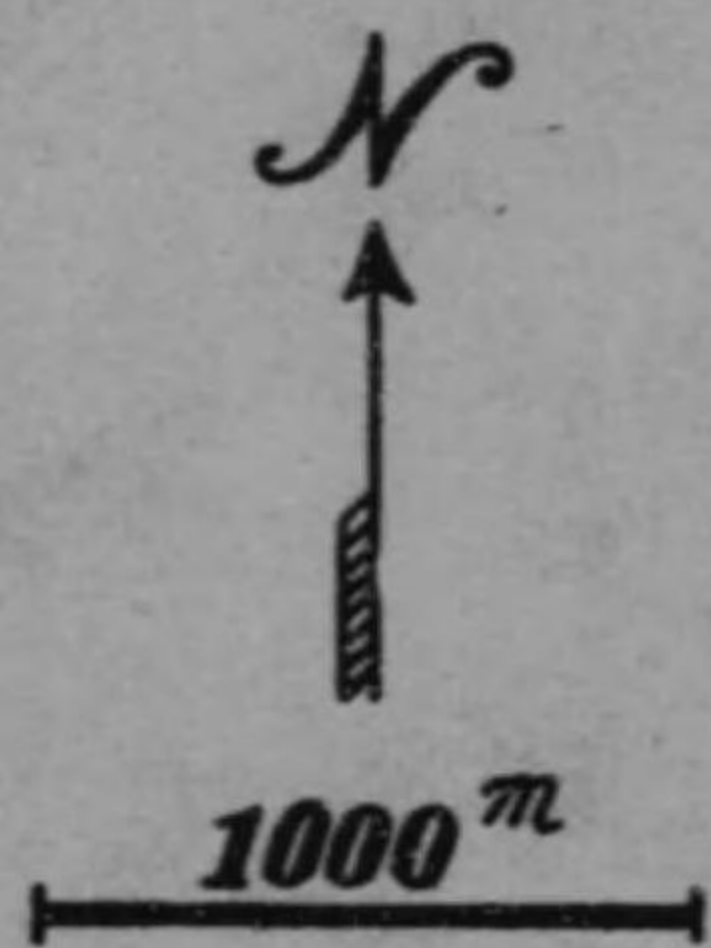


原案

案

搜索計畫

- 一、某中尉ハ下士官一、兵二ヲ率ヒ本夜暗ヲ待ツテ直チニ出發、敵陣地内ニ潛入、我が主攻撃ヲ大孤山ニ指向スルモノトシテ搜索重點ヲ同山及其ノ南方陣地並ニ甲山方向ヨリノ側防機能ニ置キ概シテ李家窩東北方高地附近ニ互リ搜索ス
  - 二、所要時間本夜中、歩、砲兵ノ陣地、兵力配置、障礙、瓦斯地帯等ニ著意ス
  - 三、行動ハ圖上記載ノ通成ルベク後方ヨリ搜索ス
- 報告ノ骨子
- 一、歩、砲兵ノ陣地(側防機能ヲ含ム)、兵力配置(第一線ト後方部隊、兵種)、障礙(戰車ヲ含ム)、瓦斯地帯、一般地形等ニ就キ報告ス
  - 二、右諸要件ヲ綜合シ之ガ攻撃方法(重點方向ヲ含ム)ニ關シ意見ヲ具申ス



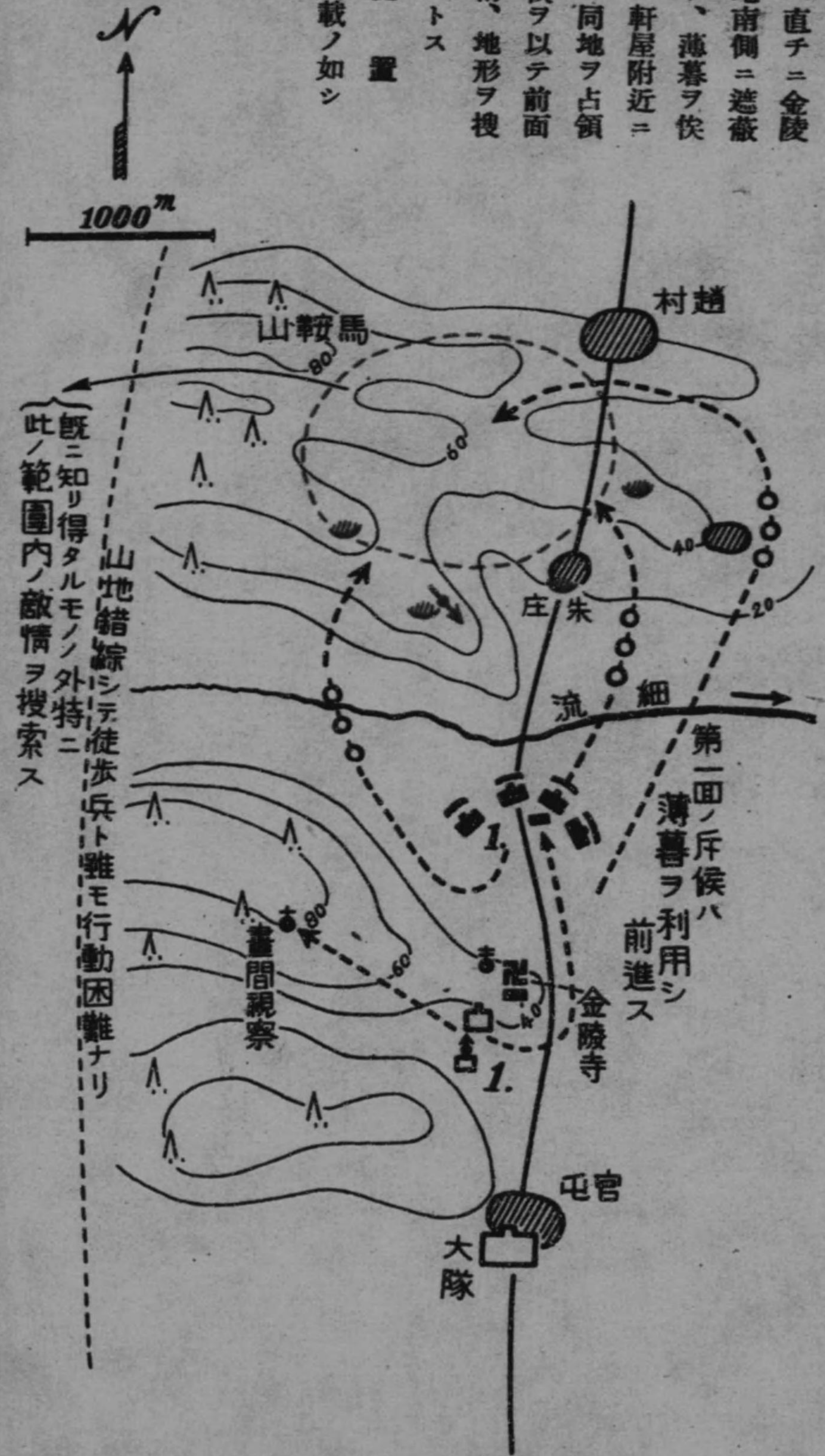


原案

決心

中隊ハ直チニ金陵寺高地南側ニ遮蔽停止シ、薄暮ヲ俟ツテ一軒屋附近ニ前進、同地ヲ占領シ斥候ヲ以テ前面ノ敵情、地形ヲ搜索セントス

要圖所載ノ如シ





要圖の部、或。

諸 事

榮く交際率

人員、器料、時間、其く、最大費用

諸其、版紙、通書、要工事、學海、

研究、

其中、自由で實験、或、式書、二、三、

一、向後へ、強南式、同、或、或、或、

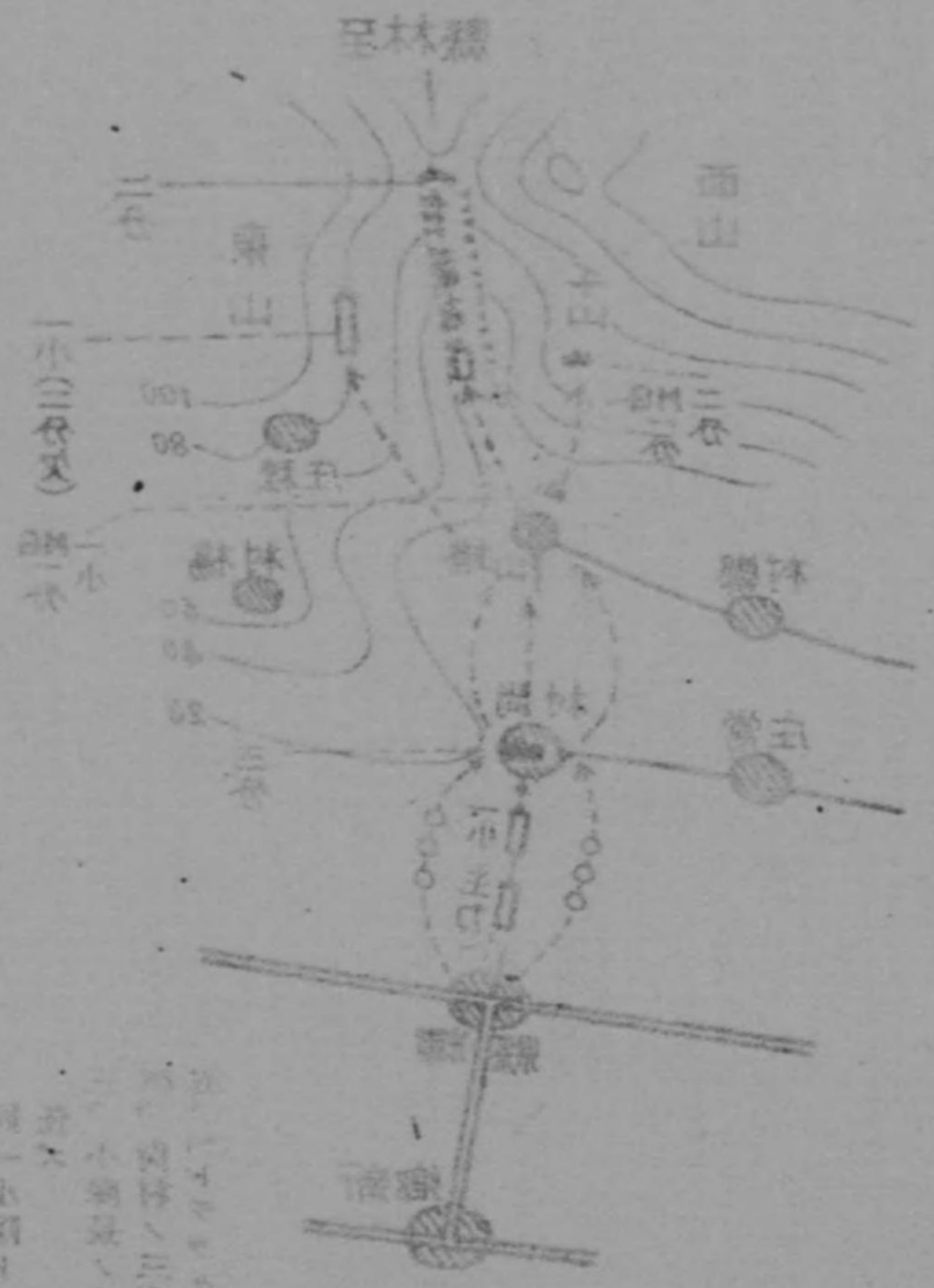
同、或、

急進、或、或、或、或、或、或、或、或、或、或、

尚、或、或、或、或、或、或、或、或、或、或、

一、中、或、或、或、或、或、或、或、或、或、或、

次、



一、或、或、或、或、或、或、或、或、或、或、

二、或、或、或、或、或、或、或、或、或、或、

三、或、或、或、或、或、或、或、或、或、或、

四、或、或、或、或、或、或、或、或、或、或、

五、或、或、或、或、或、或、或、或、或、或、

六、或、或、或、或、或、或、或、或、或、或、

七、或、或、或、或、或、或、或、或、或、或、

八、或、或、或、或、或、或、或、或、或、或、

九、或、或、或、或、或、或、或、或、或、或、

十、或、或、或、或、或、或、或、或、或、或、

第二十一原案

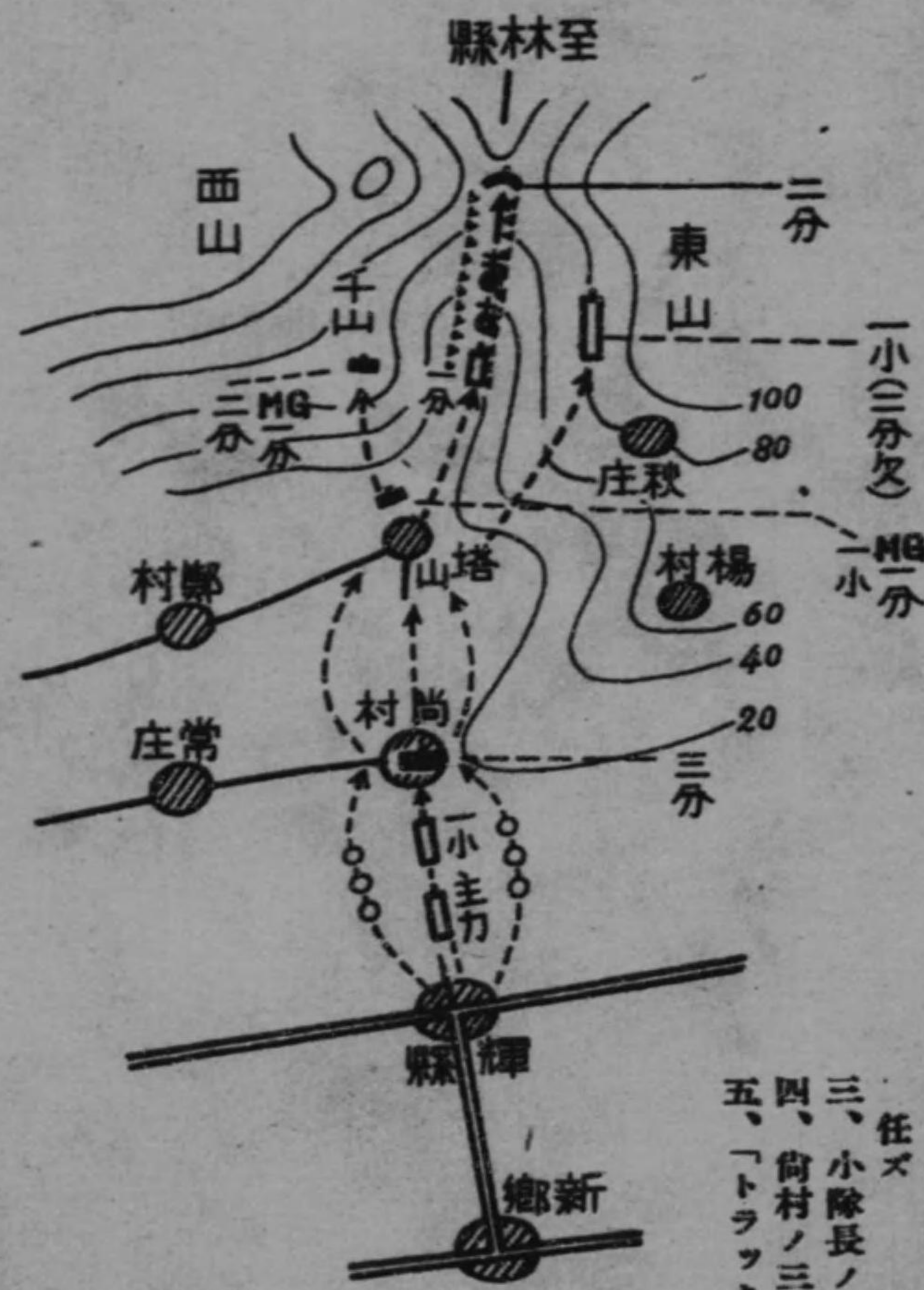
案

原案

方針

一、中隊ハ明二日早朝輝縣出發、戰鬪ヲ豫期シテ輝縣一  
尙村—塔山道ヲ前進、塔山及千山ヲ據點トシ、一部隊  
移動掩護ノ下ニ崆南方道路ヲ偵察シ、夕刻迄ニ往路ヲ  
歸還ス

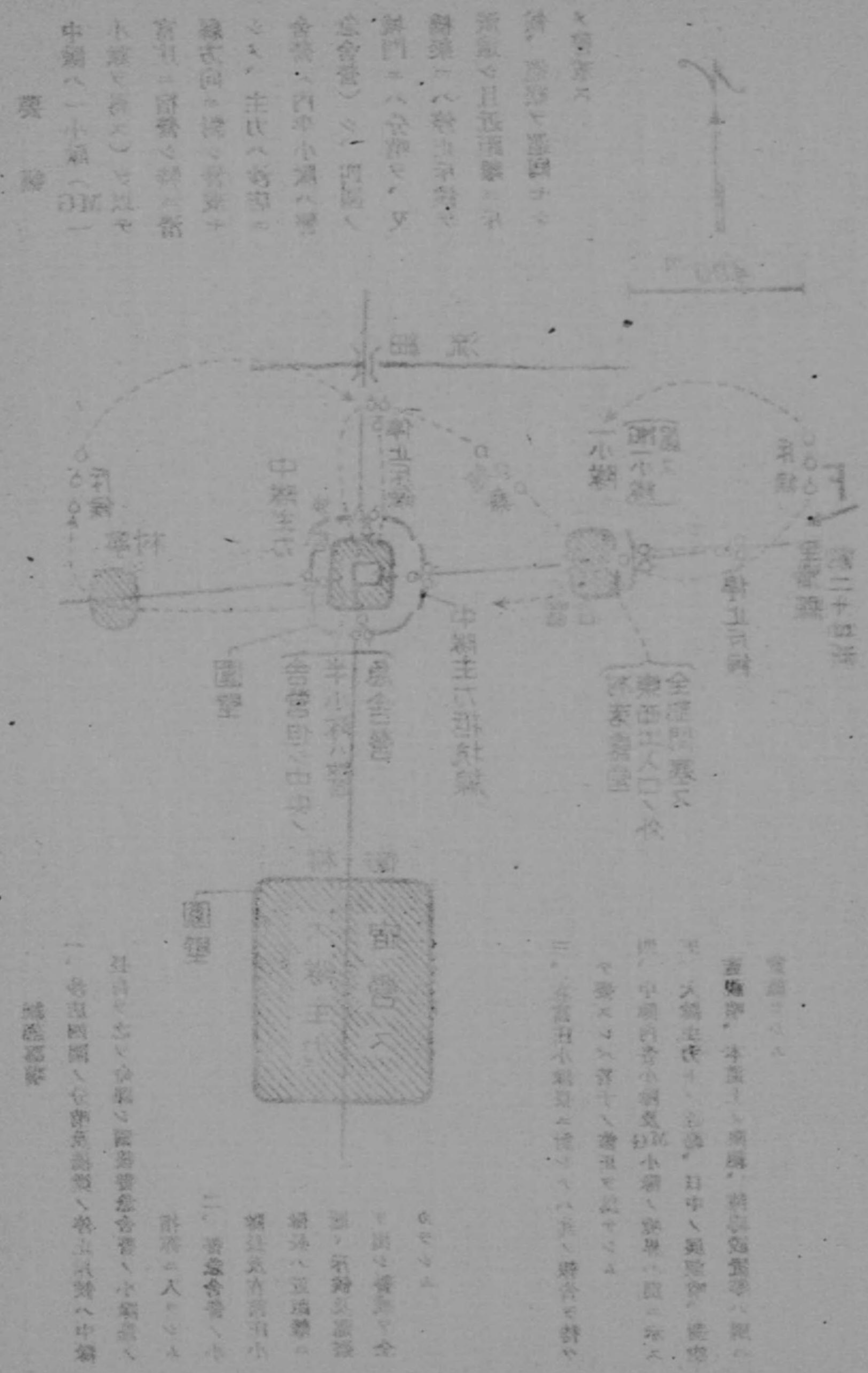
二、偵察ハ崆南方凹道ニ重點ヲ置キ  
某中尉自ラ實施シ豫メ左件ニ就キ  
研究ス  
諸兵通過ノ能否、要工事ノ場所、  
人員、器材、時間、其ノ他天氣氣  
象ノ交感等  
部 署  
要圖所載ノ如シ



備考

一、尙村ノ三分、千山ノ二分、小  
隊長ノ許ニ在ル分隊長ト一分ハ  
同一小隊トス（一小ハ六分トシ  
テ）  
二、崆ノ二分ト東山々麓ノ部隊ハ  
同一小隊トシ行動シツツ掩護ニ  
任ズ  
三、小隊長ノ許ニハ指揮班アリ  
四、尙村ノ三分ハ歸路確保ニ任ズ  
五、「トラック」ハ輝縣ニ残置ス

第二十二原案



要 略

第一、中箱主の計敷は、  
 第二、小箱主の計敷は、  
 第三、全座敷の計敷は、  
 第四、全庭園の計敷は、  
 第五、全入口の計敷は、  
 第六、全土庫の計敷は、

建築概要

第一、中箱主の計敷は、  
 第二、小箱主の計敷は、  
 第三、全座敷の計敷は、  
 第四、全庭園の計敷は、  
 第五、全入口の計敷は、  
 第六、全土庫の計敷は、



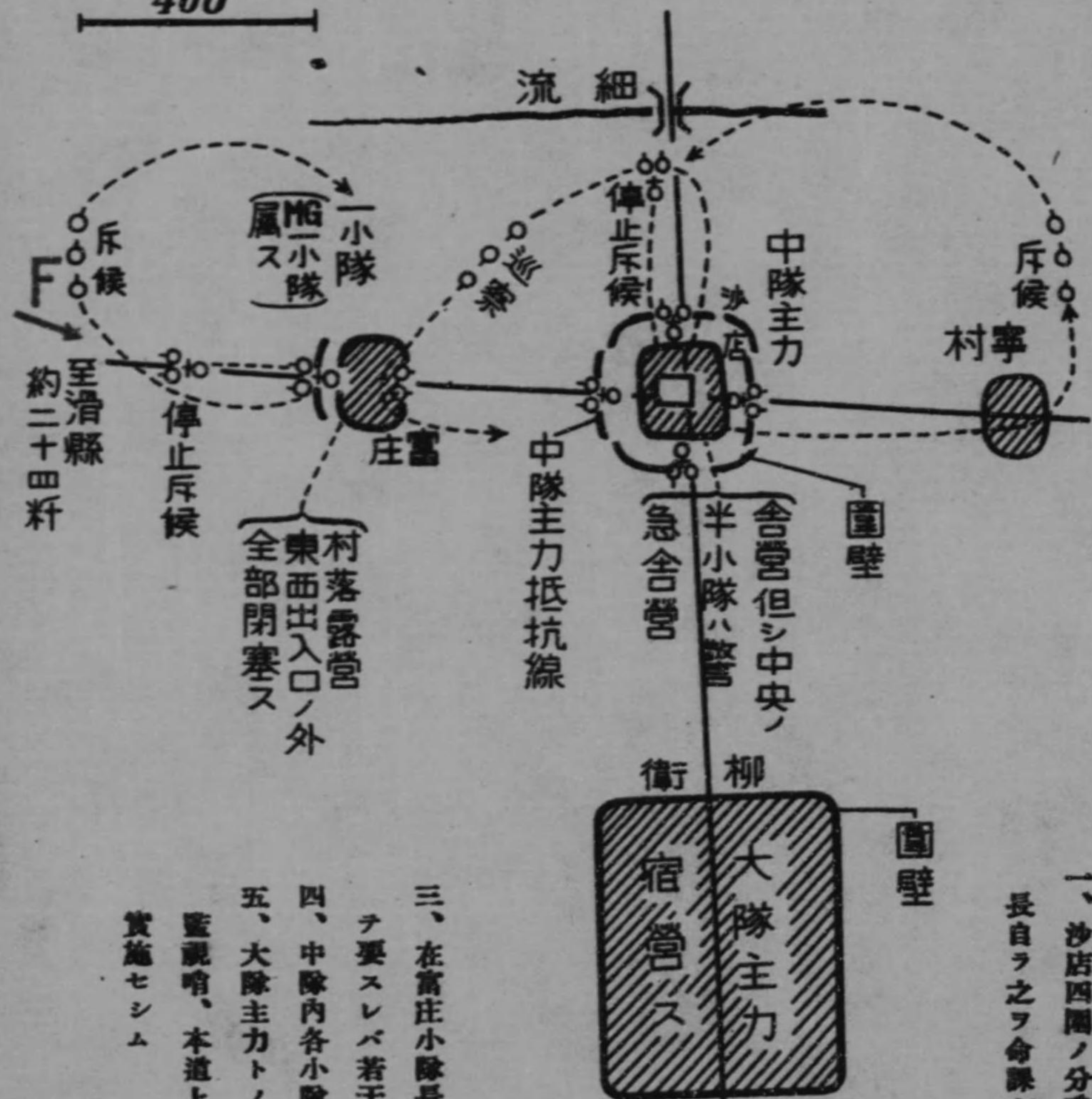
原案

要領

中隊ハ一小隊 (MG 一小隊ヲ屬ス) ヲ以テ富庄ニ宿營シ特ニ滑縣方向ニ對シ警戒セシメ、主力ハ沙店ニ舍營 (内半小隊ハ緊急舍營) シ、四圍ノ城門ニハ分哨ヲ、又橋梁ニハ停止斥候ヲ派遣シ且近距離ニ斥候、巡察ヲ巡回セシメ警戒ス



400m



細部事項

一、沙店四圍ノ分哨及橋梁ノ停止斥候ハ中隊長自ラ之ヲ命課シ爾後緊急舍營ノ小隊長ノ指揮ニ入ラシム

二、緊急舍營ノ小隊長及在富庄小隊長ハ近距離ニ屬シ斥候及巡察ヲ出シ警戒ヲ全カラシム

三、在富庄小隊長ニ對シテハ其ノ報告ヲ待ツテ要スレバ若干ノ修正ヲ爲サシム

四、中隊内各小隊及MG小隊ノ境界ハ別ニ示ス  
五、大隊主力トノ連絡、日中ノ展望哨、對空監視哨、本道上ノ阻絶、障礙設置等ハ別ニ實施セシム

- 一、中河へ三箇、小川へ一、小川へ
- 二、中河へ二箇、小川へ一、小川へ
- 三、中河へ一箇、小川へ一、小川へ
- 四、中河へ一箇、小川へ一、小川へ



一、中河へ三箇、小川へ一、小川へ  
 二、中河へ二箇、小川へ一、小川へ  
 三、中河へ一箇、小川へ一、小川へ  
 四、中河へ一箇、小川へ一、小川へ

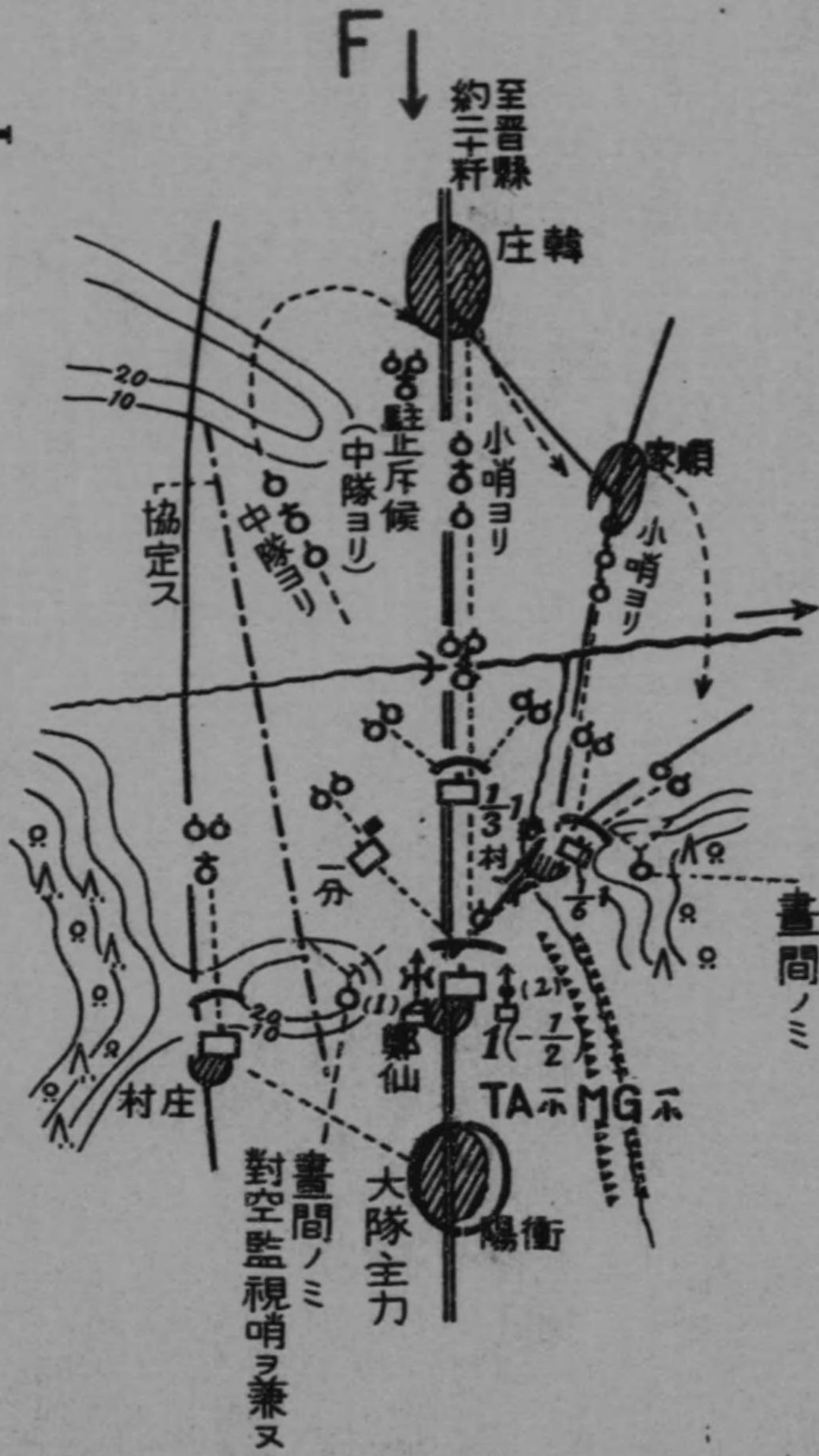
第二十三原案

案

原案

要領

- 一、中隊ハ三箇ノ小哨（一小隊、半小隊、一分隊）ヲ配置ス
- 二、中隊及第一小哨ノ位置ヲ主要抵抗線ト爲ス
- 三、監視線ハ本道上ノ橋梁ヨリ東西ニ圓形ヲ爲ス如ク決定ス
- 四、中隊ヨリ監視線前ニ駐止斥候ヲ出ス



- 要領ノ度
- 一、中隊ハ半數掩蔽下ニ入ラシム天幕ヲ使用セシメズ
  - 二、中隊ノ半數ハ銃ヲ手ニシ其ノ他ハ假眠ヲ許ス
  - 三、右ニ準ジ服裝、炊事、探暖等ヲ規定ス

昭和十六年十月十五日  
昭和十六年十月二十五日  
印刷  
發行

不許複製

版權  
所有

著者兼  
發行者  
印人  
印刷所  
配給元

小部隊闘法白紙研究奥付

傳

定價金貳圓也

送料金十八錢也

東京市牛込區富久町六十番地

山崎慶一郎

東京市麴町區九段一丁目四番地

海野勇助

東京市麴町區九段一丁目四番地

文雅堂印刷所

東京市神田區淡路町二丁目九番地

日本出版配給株式會社

東京市牛込區富久町六十番地

發行所

琢

磨

社

電話 四谷四二二番  
振替 東京六六一一五番  
日本出版文化協會會員登錄番號 一六〇一五





95  
23

